

パートタイム労働法のあらまし

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)

◆パートタイム・有期雇用労働法は、2020年4月1日施行◆

(中小企業の適用は、2021年4月1日)

このパンフレットでは、現行のパートタイム労働法とともに、
パートタイム・有期雇用労働法の概要もご紹介しています。



厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)

平成31年4月版

パート・有期労働ポータルサイト (<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>) でも最新情報を提供しています。

目 次

I. はじめに	1
II. パートタイム労働法のポイント	4
III. パートタイム労働法の概要	
1. 労働条件の文書交付等(第6条)	5
2. 就業規則の作成の手続(第7条)	7
3. 均等・均衡待遇の確保の推進(第8条～第12条)	8
4. 通常の労働者への転換の推進(第13条)	26
5. 事業主が講ずる措置の内容等についての説明義務(第14条)	
.....	34
6. 相談のための体制の整備義務(第16条)	37
7. 短時間雇用管理者の選任(第17条)	38
8. 苦情処理・紛争解決の援助(第22条～第25条)	40
IV. パートタイム労働指針の概要	45
V. 同一労働同一賃金ガイドラインの概要	48
VI. パートタイム労働者と労働関係法令	52
VII. パートタイム労働者を取り巻く関連諸制度	65
VIII. パートタイム労働者を雇用する事業主への支援	69
IX. 参考資料	
1. パートタイム労働法の概要	75
2. パートタイム労働法(抄)	76
3. パートタイム労働法施行規則(抄)	82
4. パートタイム労働指針	84
5. 同一労働同一賃金ガイドライン(抄)	87
6. 短時間労働者対策基本方針(抄)	93
7. 労働条件通知書の作成例	96
8. パートタイム労働者就業規則の規定例	99
X. パートタイム労働に関するご相談は	105

Ⅰ. はじめに

少子高齢化がすすみ、労働力人口が減少していくなか、パートタイム労働者は平成30年には約1,817万人と、雇用者全体の約3割を占め、我が国の経済活動の重要な役割を担っています。

パートタイム労働者の内訳をみると、約7割が女性ですが、若年者や高齢者を中心に男性のパートタイム労働者も増加するとともに、パートタイム労働者の役職者もみられるなど、その働き方は、近年特に多様化・基幹化しています。

しかしながら、一方で、仕事や責任、人事管理が正社員と同様でも、パートタイム労働者の賃金などの待遇が働きや貢献に見合っていない、希望してもなかなか正社員になることが難しい、といった問題が存在し、パートタイム労働者の働く意欲を失わせてしまうような状況も続いています。

パートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）は、こうした問題を解消し、パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するとともに、多様な就業形態で働く人々がそれぞれの意欲や能力を十分に発揮し、その働きや貢献に応じた待遇を得ることのできる「公正な待遇の実現」を目指しています。

なお、同一企業内における通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、働き方改革関連法^{※1}が平成30年7月に公布され、同法による改正後のパートタイム・有期雇用労働法^{※2}が2020年4月に施行されます（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月）。

このパンフレットでは、現行のパートタイム労働法の解説と併せて、改正後のパートタイム・有期雇用労働法の概要もご紹介します。また、パートタイム労働者の雇用管理の改善のための関連制度などもご紹介します。

パートタイム労働法の趣旨をご理解いただき、それぞれの企業や事業所で法に沿った雇用管理を行っていただきますようお願いいたします。

※1 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律

※2 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わります。

パートタイム労働法が変わります〔2020年4月1日～〕

働き方改革関連法の成立により、パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。法律の名称も、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)に変わります。

(※中小企業における適用は、2021年4月1日から。)

<改正のポイント>

1. 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン(指針)において、どのような待遇差が不合理に当たるか否かを例示します。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができます。事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

3. 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。

定 義

「パートタイム労働者」とは

パートタイム労働法の対象である「短時間労働者」(パートタイム労働者)は、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。

例えば、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」としてパートタイム労働法の対象となります。

ここでいう「通常の労働者」とは、社会通念に従い、比較の時点で当該事業所において「通常」と判断される労働者をいいます。この「通常」の判断は、業務の種類ごとに行い、その業務に「正社員」、「正職員」など、いわゆる正規型の労働者がいれば、その労働者をいいます。例えば、労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系であるなど雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。事業所に同種の業務に従事するいわゆる正規型の労働者がいない場合は、その業務でフルタイムの基幹的な働き方をしている労働者がいれば、その労働者(※)が通常の労働者となり、その労働者より1週間の所定労働時間が短い労働者がパートタイム労働者となります。

同種の業務にいわゆる正規型の労働者もフルタイムの基幹的な働き方をしている労働者もいない場合は、事業所における1週間の所定労働時間が最長の通常の労働者と比較し、1週間の所定労働時間が短い通常の労働者以外の者がパートタイム労働者となります。

(※)当該事業所の異なる業務に従事する正規型の労働者の最長の所定労働時間と比較して、その所定労働時間が短い場合には該当しません。

【パートタイム・有期雇用労働法施行後の 2020 年4月1日からは…】

法の対象となる労働者に、有期雇用労働者が含まれることになりました。

また、パートタイム労働者及び通常の労働者の定義が変わります。

●「パートタイム労働者」の定義

パートタイム・有期雇用労働法の対象である「短時間労働者」(パートタイム労働者)は、「1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。現行法と異なり、事業所単位ではなく企業単位で判断することになります。

●「有期雇用労働者」の定義

事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者をいいます。

●「通常の労働者」の定義

業務の種類ごとに「通常」の判断を行うことは変わりませんが、いわゆる正規型の労働者と無期雇用フルタイム労働者(事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者)が通常の労働者となります。

II. パートタイム労働法のポイント

パートタイム労働者を1人でも雇っている事業主の方は、

- | | |
|---|--------|
| 1. 雇入れの際、労働条件を文書などで明示してください(第6条) | 5 ページ |
| 2. パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンスを整えてください(第13条) | 26 ページ |
| 3. 雇入れの際、雇用管理の改善措置の内容を説明してください(第14条第1項) | 34 ページ |
| 4. 雇入れ後、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明してください(第14条第2項) | 34 ページ |
| 5. パートタイム労働者からの相談に対応するための体制を整えてください(第16条) | 37 ページ |

パートタイム労働者と通常の労働者の均衡(バランス)のとれた待遇のために、

- | | |
|---|--------|
| 6. パートタイム労働者の待遇と通常の労働者の待遇に差を設ける場合は、その差は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはなりません(第8条) | 16 ページ |
| 7. 賃金(基本給、賞与、役付手当等)は、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して決定するよう努めてください(第10条) | 20 ページ |
| 8. 教育訓練は、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などに応じて実施するよう努めてください(第11条第2項) | 22 ページ |
| 9. 福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)の利用の機会をパートタイム労働者に対しても与えるよう配慮してください(第12条) | 24 ページ |

さらに、パートタイム労働者の職務の内容(業務の内容と責任の程度)が通常の労働者と同じ場合は、

- | | |
|---|--------|
| 10. 職務の遂行に必要な能力を付与する教育訓練は、通常の労働者と同様に実施してください(第11条第1項) | 22 ページ |
|---|--------|

さらに、退職までの長期にわたる働き方が通常の労働者と同じ状態のパートタイム労働者については、

- | | |
|---|--------|
| 11. すべての待遇についてパートタイム労働者であることを理由に通常の労働者と差別的に取り扱うことは禁止されています(第9条) | 17 ページ |
|---|--------|

パートタイム労働者と事業主の間に苦情や紛争が発生した場合は、

- | | |
|---|--------|
| 12. 事業主の方はパートタイム労働者から苦情の申出を受けたときは自主的に解決するよう努めてください(第22条) | 40 ページ |
| 13. パートタイム労働者と事業主の間の紛争の解決を援助するため、[都道府県労働局長による紛争解決援助]と[調停]が整備されています(第24条・第25条) | 41 ページ |

III. パートタイム労働法の概要

1. 労働条件の文書交付等

雇入れの際、労働条件を文書などで明示してください

パートタイム労働は短時間の勤務ということから多様な働き方があり、雇入れ後に労働条件について疑問が生じトラブルになることも少なくありません。このため、雇入れの際、特に重要な4つの事項について、文書の交付などにより明示することが義務付けられています。

第6条のポイント [対象者：すべてのパートタイム労働者]

- 事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、速やかに、「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」、「相談窓口」を文書の交付などにより明示しなければならない。
→違反の場合は10万円以下の過料（第31条）
- 事業主は、1.の4つの事項以外のものについても、文書の交付などにより明示するよう努めるものとする。

- 労働基準法では、パートタイム労働者も含めて、労働者との労働契約の締結に際して、労働条件を明示することが事業主に義務付けられています。特に、「契約期間」「有期労働契約を更新する場合の基準」「仕事をする場所と仕事の内容」「始業・終業の時刻や所定時間外労働の有無、休憩・休日・休暇」「賃金」「退職に関する事項」などについては、書面の交付などにより明示することが義務付けられています。（違反の場合は30万円以下の罰金に処される場合があります。）
- パートタイム労働法では、これらに加えて、「昇給（※1）の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」「相談窓口（※2）」の4つの事項について、文書の交付など（パートタイム労働者が希望した場合は電子メールやFAXでも可）により、速やかに、パートタイム労働者に明示することが義務付けられています。

※1：「昇給」とは、一つの契約期間の中での賃金の増額をいいます。

賃金の増額があるかないかを、はっきり明示することが必要です。

※2：「相談窓口」とは、パートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口であり、法第16条により、相談に対応するために整備するものをいいます（37ページ参照）。

- 「雇い入れたとき」とは、初めて雇い入れたときのみならず、労働契約の更新時も含みます。
- 違反の場合、行政指導によっても改善がみられなければ、パートタイム労働者1人につき契約ごとに**10万円以下の過料**の対象となります。

- 法第6条第1項の明示義務としては、当該労働者自身の労働条件(有期契約であれば、当該労働契約期間における労働条件)を明示することが求められます。昇給や賞与の支給を事業所の業績やパートタイム労働者の勤務成績などによって決定するケースで、業績などによっては支給されない可能性がある場合や、退職手当を勤続年数に基づき支給するケースで、所定の年数に達していなければ支給されない可能性がある場合は、制度は「有」とした上で、「業績により不支給の場合あり」や「勤続〇年未満は不支給」など支給されない可能性があることを明記してください。
- 相談窓口の明示の具体例としては、相談担当者の氏名、相談担当者の役職、相談担当部署などが考えられます。
- 上記の4つの事項以外については、文書の交付など(パートタイム労働者が希望した場合は電子メールやFAXでも可)により明示することが**努力義務**とされています。
- 52ページ及び96ページの労働条件通知書の作成例も参考にしてください。

Q & A

Q1. 当社では、パートタイム労働者を1年更新で雇用しています。1年間の契約期間中には昇給はありませんが、契約更新時に時給をアップすることがあります。この場合、昇給についての明示はどのように行えばよいのですか？

A. 「昇給」は、契約期間中の賃金の増額を指すものなので、契約更新時に時給をアップすることは「昇給」には当たらず、「昇給なし」と明示することになります。ただし、契約更新時に時給がアップする可能性があることについて説明を加えておくことが望ましいでしょう。

Q2. 当社では、パートタイム労働者に適用する退職金制度はありますが、「勤続3年以上の者に支給する」制度となっています。契約期間が1年の有期契約のパートタイム労働者の退職手当の有無の明示はどのようになるのでしょうか。

A. 有期契約のパートタイム労働者に適用される退職金制度がある場合であっても、当該契約期間内に支給対象要件を満たさないため支給されることがないときは、「無」と明示することになります。
ただし、労働契約の締結に関して、当該契約期間満了後、「自動的に更新する」または「更新する場合があり得る」など、雇用継続の可能性があるとした場合、契約更新により退職金の支給対象となる可能性があるため、このような契約については、「有(勤続3年以上を支給対象とする)」と明示する方法でも、明示義務を果たすものと言えます。

【パートタイム・有期雇用労働法施行後の2020年4月1日からは…】

有期雇用労働者が法の対象に含まれることとなり、パートタイム労働者と同様に有期雇用労働者についても、雇い入れたときは、速やかに、「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」、「相談窓口」の明示が義務付けられます。

2. 就業規則の作成の手続

就業規則の作成・変更の際には、パートタイム労働者の意見を聞くよう努めてください

第7条のポイント

事業主は、パートタイム労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、当該事業所において雇用するパートタイム労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聞くように努めるものとする。

- 就業規則の作成又は変更に当たっては、労働基準法第90条により、労働者の過半数で組織する労働組合等の意見を聽かなければならぬこととされていますが、パートタイム労働者に適用される就業規則の作成又は変更に当たっては、パートタイム労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聞くことが努力義務とされています。99ページには、パートタイム労働者を対象とした就業規則の規定例を掲載しています。

【パートタイム・有期雇用労働法施行後の2020年4月1日からは…】

有期雇用労働者が法の対象に含まれることとなり、有期雇用労働者に適用される就業規則の作成又は変更に当たっては、有期雇用労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聞くことが努力義務となります。

3. 均等・均衡待遇の確保の推進

パートタイム労働者の待遇はその働きや貢献に応じて決定してください

パートタイム労働法では、パートタイム労働者の待遇について、通常の労働者との働き方の違いに応じて均等・均衡待遇の確保を図るために措置を講ずるよう規定されています。

具体的には、**職務の内容（業務の内容と責任の程度）**、**職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）**の2つの要件を通常の労働者と比較することにより、賃金、教育訓練、福利厚生などの待遇について、下表の通り、事業主の講すべき措置が規定されています。

＜短時間労働者の待遇の原則＞短時間労働者の待遇について、通常の労働者の待遇との相違は、職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲(人材活用の仕組みや運用など)、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

【パートタイム労働者の態様】 通常の労働者と比較して、 職務の内容 (業務の内容 及び責任の程 度)		賃 金		教育訓練		福利厚生	
職務の内容 (業務の内容 及び責任の程 度)	職務の内容・配 置の変更の範囲 (人材活用の仕 組みや運用など)	職務関連賃金 ・基本給 ・賞与 ・役付手当等	左以外の賃金 ・退職手当 ・家族手当 ・通勤手当(※) 等	職務遂行に 必要な能力 を付与するも の	左以外のも の(キャリア アップのた めの訓練等)	・給食施設 ・休憩室 ・更衣室	左以外のもの (慶弔休暇、 社宅の貸与 等)
①通常の労働者と同視すべき 短時間労働者	同じ	◎	◎	◎	◎	◎	◎
②通常の労働者と職務の内容が 同じ短時間労働者	同じ	△	—	○	△	○	—
③通常の労働者と職務の内容も 異なる短時間労働者	異なる	△	—	△	△	○	—
	異なる	—	—	—	—	—	—

● (講ずる措置)

● ◎ ……パートタイム労働者であることを理由とした差別的取扱いの禁止

● ○ ……実施義務・配慮義務

● △ ……職務の内容、職務の成果、意欲、能力、経験などを勘案する努力義務

● — ……パートタイム労働指針(46ページ)に基づき、就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮するように努めるもの

* ただし、例えば、現実に通勤に要する交通費等の費用の有無や金額如何にかかわらず、一律の金額が支払われている場合など、名称は「通勤手当」であっても、実態としては基本給などの職務関連賃金の一部として支払われているものや、名称は「家族手当」であっても家族の有無にかかわらず一律に支払われているものについては、「職務関連賃金」に当たります。

「職務の内容」及び「職務の内容・配置の変更の範囲」の同一性の判断

事業所において通常の労働者の働き方がさまざまである場合は、まずはパートタイム労働者に最も近い者と比較して均衡を図ることとなります。

ア 「職務の内容」の比較方法

パートタイム労働者の **職務の内容(①業務の内容と②業務に伴う責任の程度)** が通常の労働者と同じかどうかの判断は、次のステップに沿って判断してください。

① 業務の内容の判断

ステップ1 まず、**業務の内容が実質的に同じかどうか**を判断します。

※ ここで比較は、「実質的」に同じかどうかを判断するものであり、個々の作業が異なるからといって直ちに業務の内容が異なるとはならないので注意が必要です。

パートタイム労働者と通常の労働者の **業務の種類（職種）** を比較してください。例えば、販売職、管理職、事務職、製造工、印刷工など従事する業務の種類が同じかどうかを判断してください。



ステップ2

従事している業務について、業務分担表などで、個々の業務に分割し、整理してみてください。パートタイム労働者、通常の労働者はどのような個々の業務に従事していますか？

<イメージ図>
パートタイム労働者が従事する業務 通常の労働者が従事する業務



細分化した個々の業務

ステップ3

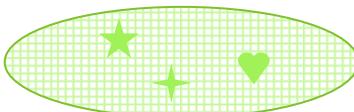
細分化した個々の業務のうち、「**中核的業務**」を抽出し、パートタイム労働者と通常の労働者とで比較してください。

「**中核的業務**」とは……

- ・その労働者に与えられた職務に不可欠な業務
- ・業務の成果が事業所の業績や評価に大きな影響を与える業務
- ・労働者の職務全体に占める時間的割合・頻度が大きい業務

ケース1

抽出した中核的業務が同じ場合

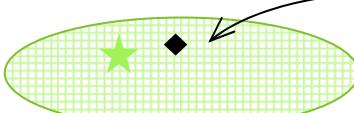


業務の内容は実質的に同じと判断されます

ステップ4へ

ケース2

抽出した中核的業務が一見異なる場合



一見異なる業務（◆と✚）に必要な知識や技能の水準などの観点から、業務の性質や範囲が「実質的に同じ」かどうかを比較してください。

実質的に
「同じ」場合

実質的に
「異なる」場合

業務の内容は実質的に同じ
と判断されます

職務の内容は
「異なる」と判断します

ステップ4へ

② 業務に伴う責任の程度の判断

ステップ4

次に**業務に伴う責任の程度が著しく異なるかどうか**を判断します。

責任の程度 が著しく異なるかどうかの判断に当たっては、

- ・与えられている権限の範囲
(単独で契約の締結が可能な金額の範囲、管理する部下の人数、決裁権限の範囲など)
- ・業務の成果について求められている役割
- ・トラブル発生時や臨時・緊急時に求められる対応の程度
- ・ノルマなどの成果への期待度

などを総合的に比較してください。

このとき、例えば管理する部下の人数が1人でも違えば、責任の程度が異なる、といった判断をするのではなく、責任の程度の差が「著しい」と言えるものであるかどうかを見てください。また、役職名など外見的なものだけで判断するのではなく、実態をみて判断してください。

なお、所定外労働の有無や頻度自体が責任の程度を表すものではありませんが、所定労働時間内の業務に伴う責任が重い場合は、その責任を果たすために所定労働時間外の労働が生じることがあります。このような場合には、上記の事項の補助的指標として、所定外労働の有無や頻度についても考慮してください。

責任の程度が…

著しくは
異なる

著しく
異なる

職務の内容は
「同じ」と判断します

職務の内容は
「異なる」と判断します

<事例A>

職種は同じでも中核的業務が異なり、職務が異なる場合

ある衣料品販売店の販売員A(パートタイム労働者)と販売員B(通常の労働者)では、販売職ということで職種は同じで、レジや接客などの業務は同じように行っていますが、品出しや商品の陳列の業務がパートタイム労働者だけの業務として位置づけられており、これらの業務がAの担当業務の3分の2を占めています。

一方、シフト管理や売場(レイアウト)作り、クレーム処理はBだけに任されており、特に売場作りやクレーム処理は店舗の営業成績を左右する重要な仕事です。

このような場合、AとBの中核的業務を比較すると、Aの中核的業務である品出し、陳列業務とBの中核的業務であるシフト管理、売場作り、クレーム処理の業務を比較すると明らかに異なる業務であると判断され、AとBでは職務の内容が異なると考えられます。

<事例B>

業務内容は同じでも、責任の程度が異なり、職務が異なる場合

ある運送会社のドライバーA(パートタイム労働者)とドライバーB(通常の労働者)とでは、ドライバーということで職種は同じで、AとBの配達品目や配達地域も同一なので業務内容は同一です。

しかしながら、Bには、繁忙時や急な欠勤者が出了した場合の対応をすることが求められ、実際月末になると残業をすることが多い一方、Aにはこれらの対応は求められないため業務に伴う責任の程度はBの方が重く、職務の内容は異なると考えられます。

職務が同じ場合

<事例C>

ある大型スーパーの婦人服売場の売場長A(パートタイム労働者)と紳士服売場の売場長B(通常の労働者)とでは、販売職ということで職種は同じです。

業務の内容をみると、扱う商品に違いはありますが必要な知識の水準などに大きな違いはありませんし、在庫管理、部下の指導など業務の内容、そして、業務に伴う責任の程度においても、AとBに違いはなく、職務の内容は同じと考えられます。

<事例D>

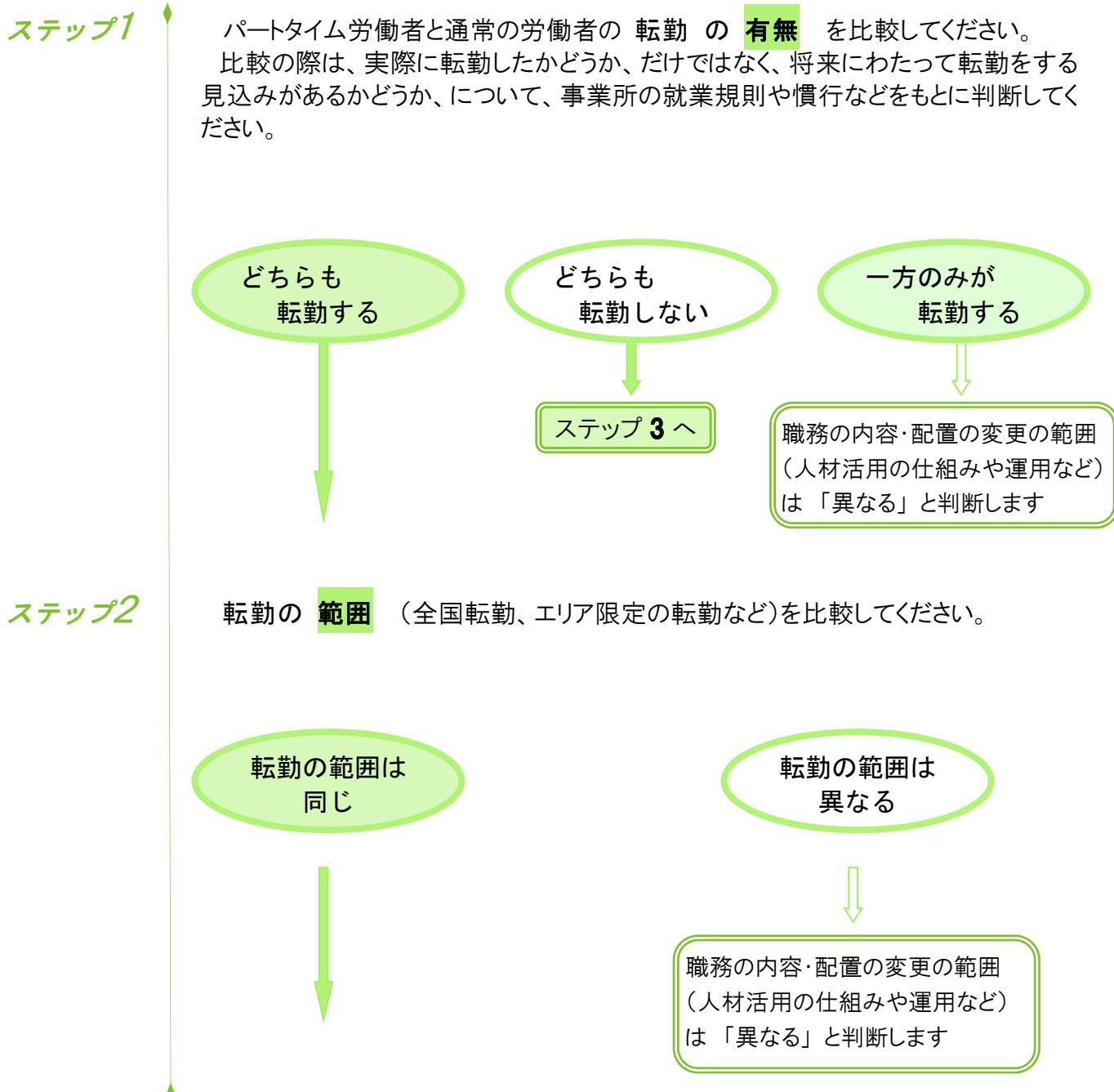
ある自動車部品の組立工場の組立ラインの作業員A(パートタイム労働者)と作業員B(通常の労働者)とでは、自動車部品組立工ということで職種は同じです。

業務の内容をみると、AもBも同じラインで同じ作業に従事しており、業務の内容は実質的に同じと言えます。また、両者はトラブル発生時に同様に対処することを求められていますし、品質管理サークル活動への参加も同様に求められていますので、業務に伴う責任の程度もAとBに違いはなく、職務の内容は同じと考えられます。

イ 「職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）」の比較方法

パートタイム労働者の**職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）**が通常の労働者と同じかどうかの判断は、次のステップに沿って判断してください。比較の際は、制度の有無にかかわらず実態をみて判断してください。

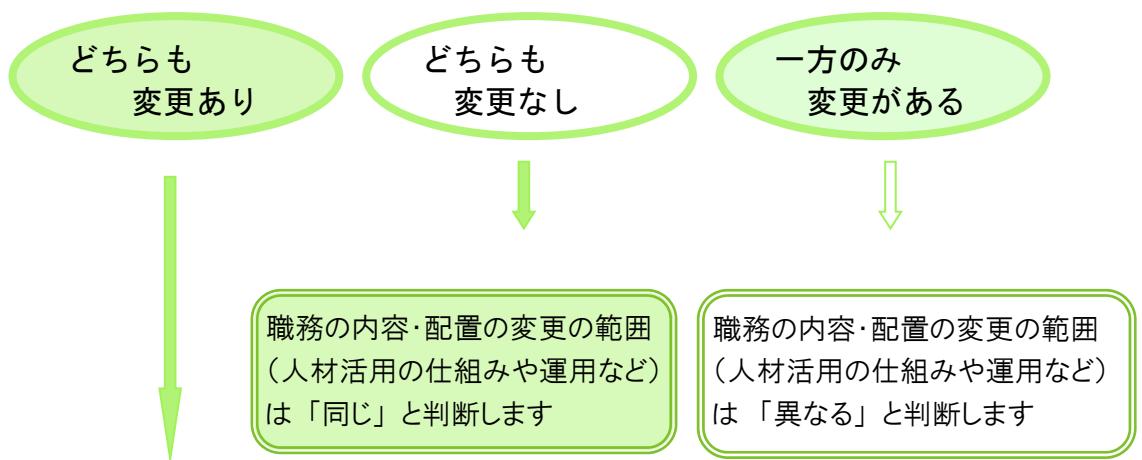
① 転勤について



② 「職務の内容の変更」と「配置の変更」について

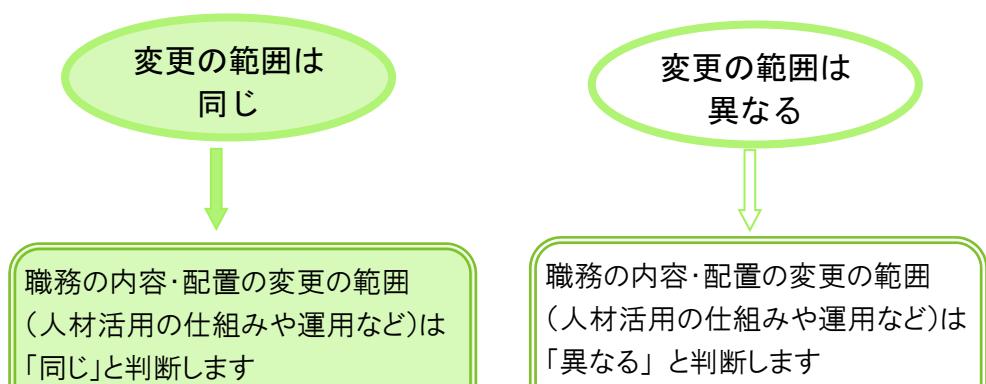
ステップ3

「職務の内容の変更」と「配置の変更」の **有無** を比較してください。
人事異動による配置替えや昇進などによる職務内容や配置の変更はありますか。



ステップ4

「職務の内容の変更」と「配置の変更」の **範囲** を比較してください。
経験する部署の範囲や昇進の範囲について比較してください。
なお、比較の際は、単に異動可能性のある部署の数が異なるといった形式的な判断ではなく、実質的な判断をしてください。



※ なお、将来の見込みを含めて判断されることから、期間の定めのある労働契約を締結しているパートタイム労働者の場合は、労働契約が更新されることが未定の段階であっても、更新をした場合にはどのような扱いがされるかということを含めて判断してください。

職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）が異なる場合

<事例E>

あるスーパーマーケットでは、雇用形態にかかわらず、有能な人材を副店長に登用していますが、副店長は2～3年ごとに店舗を異動させる仕組みになっていますので、副店長になると、通常の労働者、パートタイム労働者にも転勤があります。

しかしながら、通常の労働者の副店長は、全国的に転居を伴う異動をさせる一方、パートタイム労働者の副店長には、転居を伴うことなく、自宅から通える範囲での異動しかさせないことにしています。

このような場合、転勤の範囲が異なり、職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）が異なると考えられます。

<事例F>

あるシステム開発会社では、事業所が1つのみですので、転勤はありません。この会社で働くプログラマーは専門職と位置づけられ、開発部に所属し、通常の労働者のプログラマーもパートタイム労働者のプログラマーも人事異動はありませんので、配置の変更がない、という観点から同じ取扱いになっています。

しかしながら、人材活用の方針として、通常の労働者のプログラマーは担当するシステムの分野を定期的に変更させたり、社内横断的なプロジェクトチームに参加させたりして、さまざまな業務の経験を積ませ、育成することにしていますが、パートタイム労働者には、通常の労働者と同様の取扱いは行っていません。

このような場合、雇用されている期間に経験する職務の範囲が通常の労働者の方が広く、職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）が異なると考えられます。

職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）が同じ場合

<事例G>

ある電機メーカー工場で、溶接・組立・修理を行う現場の作業員は、通常の労働者もパートタイム労働者も、生産体制の変化に伴って配置されるラインが変わる異動はありますが、他の工場への異動は実態としてありません。

このような場合、転勤はどちらにもない、ということで転勤の取扱いは同じ、配置の変更の取扱いも同じといえます。

また、両者が雇用されている期間において、責任や権限の変化についてみると、通常の労働者もパートタイム労働者も同じように能力がある作業員については、ラインの責任者として部下の指導などを行わせることとしています。

このような場合、職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）の実態が同じと考えられます。

(1) 短時間労働者の待遇の原則

第8条のポイント

[対象者：すべてのパートタイム労働者]

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と通常の労働者の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものではあってはならない。

- 法第8条は、パートタイム労働者の待遇の原則を明らかにしたもので、すべてのパートタイム労働者が対象となります。
- 事業主は、パートタイム労働者の待遇に関するこうした考え方を念頭に、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図ることが期待されます。具体的には、事業主が、自主的に、その雇用するパートタイム労働者の就業の実態（職務内容や人材活用の仕組みなど）と待遇の関係について、「短時間労働者の待遇の原則」を念頭に検証を行い、必要に応じて、その待遇の改善を図っていくことなどが考えられます。
- 「その他の事情」とは、合理的な労使慣行など考慮すべきその他の事情をいいます。

【パートタイム・有期雇用労働法施行後の2020年4月1日からは…】

●労働契約法第20条^{※1}を統合

有期雇用労働者が法の対象に含まれることとなり、労働契約法第20条がパートタイム・有期雇用労働法第8条に統合されます。パートタイム・有期雇用労働法第8条は私法上の効力のある規定であり、同条に違反する待遇の相違は無効となり、損害賠償が認められ得るものと考えられます。

●解釈の明確化

個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨が明確化されます。

●ガイドライン（指針）^{※2}の策定

いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示すガイドライン（指針）が策定されます。（詳しくは、18ページ、48ページ、87ページ参照）

※1 同一の使用者と労働契約を締結している、有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を禁止しています。労働条件が相違する場合においての労働条件の相違は、職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとされています。

※2 同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）

(2) 差別的取扱いの禁止

第9条のポイント 【対象者：2要件を満たすパートタイム労働者】

事業主は、職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）が通常の労働者と同一のパートタイム労働者については、パートタイム労働者であることを理由として、その待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

- 2要件を満たすパートタイム労働者とは、以下の要件を満たす者です。
 - ①職務の内容が同じ
 - ②職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）が同じ
- 2要件を満たすパートタイム労働者は、通常の労働者と就業の実態が同じと判断され、賃金の決定をはじめ教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の**すべての待遇**について、パートタイム労働者であることを理由に**差別的に取り扱うことが禁止**されています。
- 有期労働契約のパートタイム労働者の場合、職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）が通常の労働者と同じであるかは、契約が更新されることが未定の段階であっても、更新をした場合にどのような扱いがされるかということを含めて判断することになります。
- 所定労働時間が短いことに基づく合理的な差異や、勤務成績を評価して生じる待遇の差異については許容されます。
- ②の「職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）が同じ」とは、パートタイム労働者が通常の労働者と職務が同一になってから、通常の労働者とパートタイム労働者が退職するとされるまでの期間において、事業所の人事システムや慣行から判断して同じ、となる場合です。
パートタイム労働者も正社員も、「転勤」、「職務の内容の変更」、「配置の変更」が共に「無い」という状態であれば、「職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）」が同じと判断されます。

【パートタイム・有期雇用労働法施行後の2020年4月1日からは…】

有期雇用労働者が法の対象に含まれることとなり、職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）が通常の労働者と同一の有期雇用労働者については、その待遇について、有期雇用労働者であることを理由とした差別的取扱いが禁止されます。

【パートタイム・有期雇用労働法施行後の2020年4月1日からは…】

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン（指針）は、正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したもので、原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

基本給、昇給、賞与、各種手当といった賃金にとどまらず、教育訓練や福利厚生等についても記載しています。

（詳しくはこちら）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>



給与明細書

基本給	円
役職手当	円
通勤手当	円
賞与	円
時間外手当	円
深夜出勤手当	円
休日出勤手当	円
家族手当	円
住宅手当	円

家族手当・住宅手当等

家族手当、住宅手当等はガイドラインには示されていないが、均衡・均等待遇の対象となっており、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれる。

時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければならない。

基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めている。

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならない。

役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければならない。

また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

※ 同様の手当…特殊作業手当（同一の危険度又は作業環境の場合）
特殊勤務手当（同一の勤務形態の場合）
精皆勤手当（同一の業務内容の場合）
等

通勤手当等

パートタイム労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければならない。

※ 同様の手当…単身赴任手当（同一の支給要件を満たす場合）等

賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

職務分析・職務評価について

2020年4月にパートタイム・有期雇用労働法が施行されると、同一企業内における正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます。特に、基本給については、様々な要素に基づき支払われているため、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の待遇差が不合理かどうかの判断が難しいことが想定されます。

職務分析・職務評価は、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の基本給について、待遇差が不合理かどうかの判断や、公正な待遇を確保する賃金制度を検討する際に有効です。

- 「職務分析」とは、
職務に関する情報を収集・整理し、職務の内容を明確にすることです。
- 「職務評価」とは、
社内の職務内容を比較し、その大きさを相対的に測定することです。
(※「人事評価」や「能力評価」が、社員「個人」を評価の対象としているのに対して、
「職務評価」は、社員が携わっている職務を評価の対象とします。)

職務分析や職務評価の実施方法については、
パート・有期労働ポータルサイト内、「職務分析・職務評価導入支援サイト」
(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>)をご参照ください。



◆「職務分析実施マニュアル」
(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/estimation/pdf/parttime150731.pdf>)

◆「職務評価を用いた基本給の点検・検討マニュアル」
(https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/img/estimation/guideline_01.pdf) もご参照ください。

(3) 賃金（基本給、賞与、役付手当など）の決定方法

第10条のポイント

[対象者：2要件を満たすパートタイム労働者（17ページ）以外のすべてのパートタイム労働者]

事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用するパートタイム労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験などを勘案し、その賃金（基本給、賞与、役付手当など）を決定するように努めるものとする。

- パートタイム労働者の賃金のうち、基本給、賞与、役付手当など職務の内容に密接に関連する賃金（職務関連賃金）（※）の決定方法について、事業主は、通常の労働者との均衡を考慮し、パートタイム労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力、経験などを勘案して賃金を決定することが**努力義務**とされています。
※ 通勤手当については、現実に通勤に要する交通費等の費用の有無や金額如何にかかわらず、一律の金額が支払われている場合など、名称は「通勤手当」であっても、実態としては基本給などの職務関連賃金の一部として支払われているものは、本条の均衡確保の努力義務の対象となります。
- パートタイム労働者の賃金を客観的な基準に基づかない事業主の主觀や、「パートタイム労働者は一律○○円」といったパートタイム労働者だからという理由で一律に決定するのではなく、職務の内容や能力のレベルに応じて段階的に設定するなど、働きや貢献に応じて決定するよう努めてください。
- なお、複数の職種でパートタイム労働者を雇用している事業所において、職種ごとに賃金を定めているだけでは、「職務の内容」を勘案して賃金を決定したことにはなりません。このような場合には、職種ごとに、課される責任の程度や労働者の能力、経験の変化がないか、成果や意欲を反映させられないか、といった点を検討し、勘案する要素の程度などの違いに応じて賃金の決定を行うよう努めてください。

【パートタイム・有期雇用労働法施行後の2020年4月1日からは…】

有期雇用労働者が法の対象に含まれることとなり、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する有期雇用労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験などを勘案し、その賃金を決定することが努力義務とされます。

Q & A

Q1. 当社では、経理部のパートタイム労働者は通常の労働者の指揮のもとで、補助的な業務を中心に仕事をしています。人材活用の仕組みや運用などについては、通常の労働者が人事異動でいろいろな部署を経験することにより昇進するのに対し、パートタイム労働者は採用時と同じ部署で同じ仕事を続けています。現在パートタイム労働者の基本給は、採用時と同じ額を払っているのですが、このままではパートタイム労働法違反となるのでしょうか？

A. 法第 10 条は、パートタイム労働者の賃金について、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、そのパートタイム労働者の働き・貢献を評価する要素である「職務の内容、職務の成果、意欲、能力、経験など」を勘案して決定するよう努めることを求めており、パートタイム労働者の働き・貢献を評価する賃金の決定方法へと見直すよう努めなければなりません。

実際、賃金の決定の際にどの要素を勘案するかは、各企業にゆだねられていますが、法第 14 条第 2 項にもとづきパートタイム労働者は自分の賃金の決定にあたって事業主が考慮した事項について説明を求めるることができますので、説明を求められた際、具体的に説明ができるような決定方法をとるべきでしょう。

Q2. 法第 10 条に規定されている「通常の労働者との均衡を考慮しつつ」とはどういうことですか？

A. 「通常の労働者との均衡を考慮しつつ」とは、例えば、通常の労働者の賃金が経験に応じて上昇する決定方法となっているならば、パートタイム労働者についても経験を考慮して賃金決定を行うことをいいます。

(4) 教育訓練

第 11 条のポイント

[対象者：通常の労働者と職務の内容が同じパートタイム労働者]

- 事業主は、通常の労働者に対して実施する教育訓練であって、その通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては、職務の内容が同じパートタイム労働者が既にその職務に必要な能力を有している場合を除き、そのパートタイム労働者に対しても実施しなければならない。

[対象者：2要件を満たすパートタイム労働者（17 ページ）以外のすべてのパートタイム労働者]

- 事業主は、1. のほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用するパートタイム労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験などに応じ、そのパートタイム労働者に対して教育訓練を実施するように努めるものとする。

【職務の遂行に必要な能力を身につけさせるための訓練】

- パートタイム労働者と通常の労働者の職務の内容が同じ場合、その職務を遂行するに当たって必要な知識や技術を身に付けるために通常の労働者に実施している教育訓練については、パートタイム労働者が既に必要な能力を身に付けている場合を除き、そのパートタイム労働者に対しても通常の労働者と同様に実施することが義務付けられています。
- 例えば、経理業務に従事している通常の労働者にその職務遂行上必要な簿記の訓練を実施しているときは、同じ職務に従事しているパートタイム労働者に対しても実施しなければならないことになります。
- 時間の制約があり、通常の労働者に対して実施している教育訓練に参加できないパートタイム労働者については、例えば、その教育訓練を受講すれば平均的に身に付けられる知識、技能などと同様の内容を習得できる教育訓練をパートタイム労働者が受講できるような形で別途提供する必要があります。
- パートタイム労働者と通常の労働者の職務の内容が異なる場合、その職務を遂行するに当たって必要な知識や技術を身に付けるための教育訓練については、パートタイム労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験などに応じ実施することが努力義務とされています。

【キャリアアップのための訓練など】

- 上記の訓練以外の訓練、例えば職種転換のためのキャリアアップ訓練などについては、職務の内容の違いの有無にかかわらず、パートタイム労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験などに応じ実施することが努力義務とされています。

【パートタイム・有期雇用労働法施行後の 2020 年4月1日からは…】

有期雇用労働者が法の対象に含まれることとなり、通常の労働者に対して実施する教育訓練であって、その通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては、職務の内容が同じ有期雇用労働者が既にその職務に必要な能力を有している場合を除き、その有期雇用労働者に対しても実施することが義務付けられます。

また、このほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する有期雇用労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験などに応じ、その有期雇用労働者に対して教育訓練を実施することが努力義務とされます。

(5) 福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）

第12条のポイント

〔対象者：2要件を満たすパートタイム労働者（17ページ）以外のすべてのパートタイム労働者〕

事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）については、その雇用するパートタイム労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならない。

- ・ 福利厚生施設のうち、給食施設、休憩室、更衣室について、通常の労働者が利用している場合は、パートタイム労働者にも利用の機会を与えるよう配慮することが**義務付け**られています。
- ・ この規定は、例えば、定員の関係で給食施設の利用の機会を事業所の労働者全員に与えられないような場合に、増築などをして全員に利用の機会を与えることまで求めるものではありませんが、施設の利用の対象を正社員に限定しているなら、パートタイム労働者も利用できるよう個々の労働者の昼食時間帯をずらすなど、具体的な措置を求めるものです。

【パートタイム・有期雇用労働法施行後の2020年4月1日からは…】

●福利厚生施設の利用の機会の付与の義務化

これまで配慮義務規定であった本規定が義務規定に強化されます。義務化されることにより、福利厚生施設のうち給食施設、休憩室、更衣室について、通常の労働者に利用の機会を与えていた場合には、すべてのパートタイム労働者・有期雇用労働者に対しても利用の機会を与えることになります。

●有期雇用労働者も対象に

有期雇用労働者が法の対象に含まれることとなり、有期雇用労働者もこの規定の対象となります。

Q & A

Q1. 当社では、給食施設がない代わりに正社員に対して、食事手当を支給していますが、パートタイム労働者にも正社員と同様に食事手当を支給しなければならないのでしょうか？

A. 法第 12 条は給食施設について、パートタイム労働者に対しても利用の機会を与えることを求めるものですので、食事手当の支給まで求めるものではありません（就業規則などにより支給要件が明確である場合には、賃金に該当する可能性があり、法第 10 条が適用されることになります）。

ただし、法第 9 条の差別的取扱いの禁止に該当するパートタイム労働者に対しては、正社員と同様に食事手当を支給する必要があります。

4. 通常の労働者への転換の推進

パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンスを整えてください

パートタイム労働者の中には、通常の労働者として働くことを希望しながらやむをえずパートタイム労働者として働いている方々もいます。これは、一旦パートタイム労働者になるとなかなか通常の労働者となることが難しいということも影響しています。

このため、パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンスを整えることが事業主に義務付けられています。

第13条のポイント 【対象者：すべてのパートタイム労働者】

事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用するパートタイム労働者について、次のいずれかの措置を講じなければならない。

- ① 通常の労働者を募集する場合、その募集内容を既に雇っているパートタイム労働者に周知する
- ② 通常の労働者のポストを社内公募する場合、既に雇っているパートタイム労働者にも応募する機会を与える
- ③ パートタイム労働者が通常の労働者へ転換するための試験制度を設ける
- ④ その他通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずる

- パートタイム労働者から通常の労働者への転換を推進するため、上記のいずれかの措置を講ずることが**義務**付けられています。
- 通常の労働者について新規学卒者の採用しか行わない事業所においては、①の措置を講じたとしても、応募できる対象者が限定されているため、すべてのパートタイム労働者について措置を講じているとはいえない。このため、別途、①以外の措置を講ずる必要があります。
- ③の措置を講ずることとした場合、パートタイム労働者から通常の労働者への転換の要件として、勤続期間や資格などを課すことは、事業所の実態に応じたものであれば問題ありませんが、必要以上に厳しい要件を課した転換の仕組みを設けている場合は、法律上の義務を履行しているとはいえない場合もあります。
- パートタイム労働法では措置を講ずることが求められており、その結果として転換することまでは求められてはおりません。しかし、措置を講じてから、長期間にわたって通常の労働者に転換された実績がない場合については、転換を推進するための措置を講じたとはいえない可能性があり、周知のみで応募はしにくい環境になっているなど、措置が形骸化していないか検証する必要があります。

- 事業所によっては、[いわゆる正規型の労働者]と[フルタイムの基幹的な働き方をしている労働者]の両方が「通常の労働者」として存在する場合もありますが、このような事業所においては、パートタイム労働者から[いわゆる正規型の労働者]への転換を推進するための措置を講ずることが義務となります。
- 転換を推進するためにも、どのような措置を講じているか、事業所内のパートタイム労働者にあらかじめ広く周知することが求められます。(詳しくは 29 ページ)
- パートタイム労働者からいわゆる契約社員など、通常の労働者以外のフルタイム労働者へ転換する制度を設け、さらに、契約社員から正規型の労働者へ転換する制度を設ける、といった複数の措置を講じ、正規型の労働者へ転換する道が確保されている場合も本条を履行したことになります。

また、「短時間正社員」への転換推進措置を講ずることでも本条を履行したことになります。その場合には、「正規型のフルタイムの労働者」への転換を希望する短時間労働者の希望に応じて、「短時間正社員」への転換後に「正規型のフルタイムの労働者」に転換できる制度を設けることが望ましいと考えられます。

短時間正社員制度の概要や取組事例、導入手順等については、
パート・有期労働ポータルサイト内「[短時間正社員制度導入支援ナビ](https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/navi/)
(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/navi/>)」をご参照ください。

短時間正社員・短時間正社員制度とは

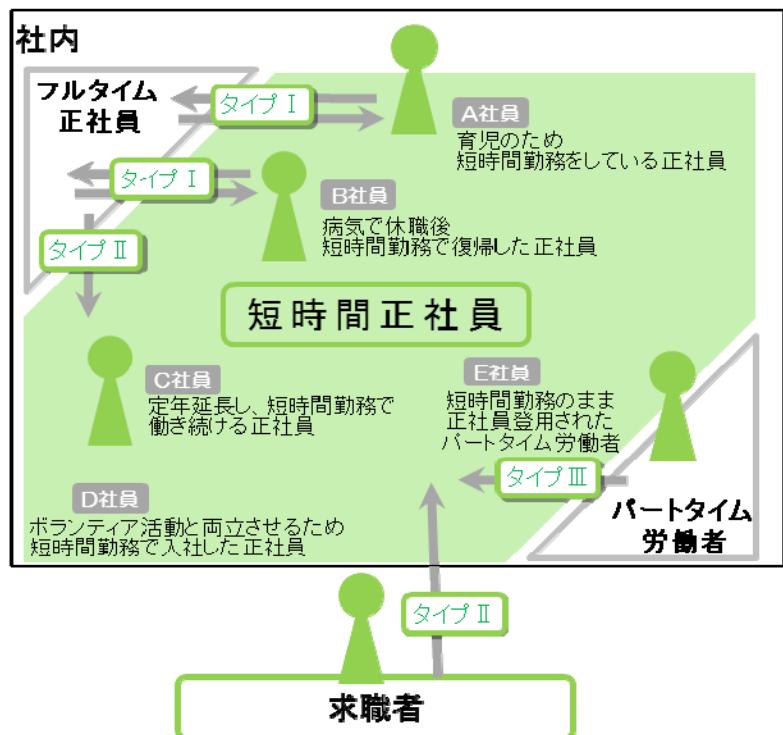
本パンフレットで扱う**短時間正社員**とは、他の正規型のフルタイムの労働者（※）と比較し、その所定労働時間（所定労働日数）が短い正規型の労働者であって、次のいずれにも該当する者をいいます。

- ① 期間の定めのない労働契約を締結している者
- ② 時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規型の労働者と同等である者

短時間正社員制度とは、このような働き方を就業規則などで制度化したものを目指します。

※正規型のフルタイムの労働者：1日の所定労働時間が8時間程度で週5日勤務を基本とする、正規型の労働者

例えば、このような労働者が短時間正社員です。



【タイプI】正社員が一時的に短時間勤務をするタイプ

【タイプII】正社員が恒常的、または期間を定めずに短時間勤務するタイプ

　　フルタイム正社員よりも短時間勤務で、正社員として入社するタイプ

【タイプIII】パートタイム労働者などが、短時間勤務のまま、正社員になるタイプ

通常の労働者への転換推進措置については、 措置の内容の周知が重要です

法第13条の通常の労働者への転換推進措置については、措置の内容をパートタイム労働者に周知することが求められます。

つまり、26ページにある③の転換試験制度だけではなく、①②のように、一定の機会が到来したときに措置を講ずることとなるものについても、そのような措置を講ずる予定であるということをあらかじめ雇用するパートタイム労働者に対し、周知することが必要です。

措置の内容が周知されていないと、パートタイム労働者が「自分の勤め先で正社員転換制度があるか分からぬ」「過去、正社員になった人はいるが、正社員転換の基準が分からない」などの不満・不安を抱くことが考えられますので、納得性の向上のためにも、措置の内容を明らかにしておくことが重要です。

周知方法、周知内容の例については、以下を参考にしてください。

正社員転換推進措置の内容をパート
タイム労働者にあらかじめ周知します

措置の内容の周知方法の例

- ① 就業規則に記載
- ② 労働条件通知書に記載
- ③ 事業所内の掲示板での掲示
- ④ 資料の回覧
- ⑤ 社内メールやインターネットでの告知
- ⑥ 給与袋に資料を同封 など

正社員を募集・社内公募する機会が来た
ときにパートタイム労働者に周知します

実際に募集・社内公募する際の周知方法の例

- ① 事業所内の掲示板での掲示
- ② 資料の回覧
- ③ 社内メールやインターネットでの告知
- ④ 人事考課の面接等で希望聴取
- ⑤ 給与袋に資料を同封 など

なお、実際に募集の機会が到来した際は、募集期間終了までに希望者が知ることができることが必要です。

また、面接で希望聴取など、口頭で意向確認が行われる場合も、制度化されて公正な運用が確保されていること（※）が必要です。

※人事考課の面接担当者のマニュアル又は質問項目表などに記載しておくことなどが考えられます。

「求人情報の周知」又は「社内公募の際の応募機会の付与」の措置を講ずる場合の、措置の周知例

次の例1～例4は、事業所で実施する措置（「求人情報の周知」又は「社内公募の際の応募機会の付与」）の内容を、雇用するパートタイム労働者に周知するための例です。

法に則った措置を講ずるには、これらの周知をした上で、さらに、実際に正社員を募集する際に、求人情報または社内公募の情報を、雇用するパートタイム労働者に周知する必要があります。

例 1

[法第13条第1号の措置の周知例（方法：就業規則など）]

（正社員転換推進に関する措置）

第〇条 パートタイム労働者の正社員への転換を図る措置として、ハローワークに正社員募集にかかる求人票を出す場合、その募集内容を事業所内でも掲示するほか、社内メールなどにより、第〇条に規定するパートタイム労働者に対し周知する。

- 2 外部からの申し込みの有無にかかわらず、公正な選考を行う。
- 3 応募の条件は、各募集の際の募集要項による。

例 2

[法第13条第2号の措置の周知例（方法：就業規則など）]

（正社員転換推進に関する措置）

第〇条 パートタイム労働者の正社員への転換を図る措置として、新たに正社員を配置する場合は、その募集内容を事業所内でも掲示するほか、社内メールなどにより、第〇条に規定するパートタイム労働者に対し周知し、正社員への転換を希望する者の応募を優先的に受け付けることとする。

- 2 応募のあった者の中から公正な選考を行い、選考の結果、適格な者がいなかった場合は、社外に公募する。
- 3 応募の条件は、各募集の際の募集要項による。

例 3

[法第13条第1号の措置の周知例（方法：掲示や社内メールなど）]

正社員転換についてのお知らせ

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

今後、新たに正社員を募集する場合に、当社で働くパートタイム労働者の皆さんの中で正社員への転換を希望する方には、同様の機会を与えることとします。

1 対象者 パートタイム労働者就業規則第〇条に規定する者

2 実施方法

ハローワークに求人票を出す場合に、あわせてその募集内容を事業所内でも掲示するほか、社内メールなどによって周知することとします。

3 選考方法

外部からの申し込みの有無にかかわらず、公正な選考を行います。

応募の条件は、各募集要項をご覧ください。

4 応募窓口

正社員への転換を希望するパートタイム労働者の方は、人事課〇〇宛てに連絡してください。

5 この制度は〇年〇月〇日から実施します。

例 4

[法第13条第2号の措置の周知例（方法：掲示や社内メールなど）]

正社員転換についてのお知らせ

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

今後、新たに正社員を配置する場合は、当社で働くパートタイム労働者の皆さんの中で正社員への転換を希望する方の応募を受け付けることとします。

1 対象者 パートタイム労働者就業規則第〇条に規定する者

2 実施方法

当社内で新たに正社員を配置する場合は、その内容（募集要項）を事業所内でも掲示するほか、社内メールなどによって周知します。

3 選考方法

応募のあった者の中から公正な選考を行います。

選考の結果、適格な者がいなかった場合は社外に公募します。

応募の条件は、各募集要項をご覧ください。

4 応募窓口

正社員への転換を希望するパートタイム労働者の方は、人事課〇〇宛てに連絡してください。

5 この制度は〇年〇月〇日から実施します。

通常の労働者への転換のための試験制度の規程例

例5～例7は、26ページの③の措置「転換試験制度」を導入する場合の規程例です。正社員の登用基準を明確にすることにより、客観的かつ公正な運用が期待されます。

例 5

〔法第13条第3号の規程例〕

第〇条 パートタイム労働者が次の要件を満たす場合には、正社員登用試験を受験することができる。

- (1) 勤続満〇年以上であること
 - (2) フルタイム勤務ができること
 - (3) 正社員への転換を希望していること
 - (4) 直近〇回の人事評価が、すべて〇以上であること
 - (5) 直属上司の推薦があること
- 2 正社員登用試験の内容は以下の通りとする。
- (1) 一般常識に関する筆記試験
 - (2) 業務に関連する知識を問う筆記試験
 - (3) 役員による面接試験
- 3 転換時期は毎年4月1日とする。

例 6

〔法第13条第3号の規程例〕

第〇条 正社員への登用基準は、以下の通りとする。

- (1) ○等級に通算で〇期以上在籍していること
 - (2) パートタイム労働者本人が正社員への登用を希望していること
 - (3) 正社員採用と同様の面接・適性検査・筆記試験に合格すること
 - (4) 直近2期の人事考課の総合評価が〇以上であること
 - (5) 人事部長の推薦があること
- 2 転換時期は年1回とするほか、正社員の配置が必要となったときに隨時実施する。

例 7

〔法第13条第3号の規程例〕

第〇条 正社員へ転換できる者は、以下の基準要件を満たす者とする。

- (1) 勤続〇年以上
 - (2) 人事考課が直近2年間で〇以上
 - (3) ○○（国家資格・公的資格）の有資格者であること
 - (4) 所属長の推薦があること
- 2 申請はあくまでも本人の希望で行うものとし、申請書を作成し、所属長に提出する。
- 3 本人からの申請書と所属長の推薦書に基づき、小論文と役員面接試験を実施し、社長が決定する。
- 4 転換時期は年1回とする。

【パートタイム・有期雇用労働法施行後の 2020 年4月1日からは…】

有期雇用労働者が法の対象に含まれることとなり、パートタイム労働者と同様に有期雇用労働者についても通常の労働者への転換の推進の措置を講ずることが義務付けられます。

なお、「通常の労働者への転換」については、パートタイム労働者・有期雇用労働者の中には、他の事業所における通常の労働者への転換を希望しない者も少なくないと考えられることから、パートタイム労働者・有期雇用労働者が雇用される事業所において通常の労働者として雇い入れられることをいうものとされます。

Q & A

Q1. 当社では、通常の労働者になって欲しいと思うパートタイム労働者には、その都度声をかけて通常の労働者に転換してもらっていますが、このような方法でかまいませんか？

A. 事業主が通常の労働者になって欲しいと思うパートタイム労働者にだけ声をかけ、通常の労働者への転換を促すこと自体は法律に違反するものではありませんが、そのような行為だけでは、法第 13 条で求める措置を実施しているとはいえない。事業所内のすべてのパートタイム労働者に通常の労働者へ転換できる機会が付与されるよう公正で客観的な仕組みを整えてください。

Q2. 当社では、正社員の募集内容について自社のホームページ上で公開しています。パートタイム労働者には雇入れの際に、「当社では正社員への転換を推進する措置として、正社員の募集内容を周知することとしているので、募集内容は各自ホームページで確認するように」と伝えておけば、措置を講じたと考えてよいでしょうか？

A. パートタイム労働者全員が、いつもホームページを見る能够性とは限りませんので、ホームページ上に公開しそのことを周知するだけでは措置を講じたとはいえない場合があります。

なお、職場の環境によって、すべてのパートタイム労働者が常に自社のホームページを閲覧でき、募集内容も見ることができるような場合には、措置を講じているといえます。

5. 事業主が講ずる措置の内容等についての説明義務

雇入れの際、雇用管理の改善措置の内容を説明してください

また、雇入れ後、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明してください

パートタイム労働者の中には、通常の労働者との待遇の格差があることについて、その理由が分からず不満を抱く人も少なくないのが実情です。パートタイム労働者がモチベーションを高めその能力を有効に発揮するためには、自分の待遇について納得して働くことが重要です。このため、事業主は、パートタイム労働者の雇入れの際に実施する雇用管理の改善措置の内容について説明することや、雇入れ後にパートタイム労働者から求められた場合には待遇の決定に当たって考慮した事項について説明することが義務付けられています。

第14条のポイント [対象者：すべてのパートタイム労働者]

- 事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、速やかに、実施する雇用管理の改善などに関する措置の内容を説明しなければならない。
- 事業主は、その雇用するパートタイム労働者から求めがあったときは、その待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明しなければならない。

[第14条第1項について]

- パートタイム労働者を雇い入れたときは、事業主は、法第9条から第13条までの規定に基づき、実施する雇用管理の改善などに関する措置の内容を説明することが**義務付け**られています。
- 説明の方法としては、雇い入れたときに、個々の労働者ごとに説明を行うほか、雇入れ時の説明会等に、複数のパートタイム労働者に同時に説明を行うことも差し支えありません。
- 口頭により行うことが原則ですが、説明すべき事項が漏れなく記載され、容易に理解できる内容の文書を交付すること等によることも可能です。また、口頭による説明の際に、説明する内容等を記した文書をあわせて交付することは望ましいことです。
- 「雇い入れたとき」とは、初めて雇い入れたときのみならず、労働契約の更新時も含みます。

[第 14 条第2項について]

- ・ パートタイム労働者から求められたとき、事業主は、法第6条、第7条及び第9条から第13条までについて、そのパートタイム労働者の待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明することが**義務付け**られています。
- ・ 説明に当たっては、例えば賃金の決定方法についての説明を求められた場合、「あなたはパートタイム労働者だから賃金は〇〇円だ。」という説明では責任を果たしているとは言えません。他方、[パートタイム労働者が納得するまで説明すること]まで求めているものではありません。

説明義務が課せられる事項

【雇入れ時(第 14 条第1項)】

- ・待遇の差別的取扱い禁止(第9条)
- ・賃金の決定方法(第 10 条)
- ・教育訓練の実施(第 11 条)
- ・福利厚生施設の利用(第 12 条)
- ・通常の労働者への転換を推進するための措置
(第 13 条)

【説明を求められたとき(第 14 条第2項)】

- ・労働条件の文書交付等(第6条)
- ・就業規則の作成手続(第7条)
- ・待遇の差別的取扱い禁止(第9条)
- ・賃金の決定方法(第 10 条)
- ・教育訓練の実施(第 11 条)
- ・福利厚生施設の利用(第 12 条)
- ・通常の労働者への転換を推進するための措置
(第 13 条)

説明内容の例

【雇入れ時(第 14 条第1項)】

- ・賃金制度はどうなっているか
- ・どのような教育訓練があるか
- ・どの福利厚生施設が利用できるか
- ・どのような正社員転換推進措置があるか

など

【説明を求められたとき(第 14 条第2項)】

- ・どの要素をどう勘案して賃金を決定したか
- ・どの教育訓練や福利厚生施設がなぜ使えるか
(または、なぜ使えないか)
- ・正社員への転換推進措置の決定に当たり

何を考慮したか

など

- パートタイム労働者が説明を求めたことを理由に、不利益な取扱いをしてはなりません。また、不利益な取扱いを恐れて、パートタイム労働者が説明を求めることができないことがないようになります。<パートタイム労働指針により定められています。パートタイム労働指針については 47 ページ>

【パートタイム・有期雇用労働法施行後の 2020 年4月1日からは…】

●待遇の相違の内容・理由の説明義務を創設

パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合、事業主は、通常の労働者との間の待遇の相違の内容・理由を説明しなければなりません。

職務の内容等が説明を求めたパートタイム労働者・有期雇用労働者に最も近いと事業主が判断する通常の労働者との間で待遇差の内容・理由を説明することになります。

資料を活用し、口頭により説明することが基本となります。

●不利益取扱い禁止規定を創設

現行法でも、説明を求めたことを理由とした不利益取扱いの禁止がパートタイム労働指針に定められていますが、法律により、説明を求めたことを理由として、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対して解雇等の不利益取扱いをすることが禁止されます。

●有期雇用労働者も対象に

有期雇用労働者が法の対象に含まれることとなり、有期雇用労働者もこれらの説明義務に関する規定の対象となります。

Q & A

Q1. 当社のパートタイム労働者の中には一度説明しても納得せず、連日のように説明を求めてくる者がおり、業務に支障がでています。このような場合にも、パートタイム労働者から説明を求められれば、その都度対応しなければ法違反となりますか？

A. 法第 14 条第 2 項の説明義務は、パートタイム労働者から求められればその都度説明しなければならず、1回説明すればよいというものではありません。ただし、パートタイム労働者が納得するまで説明を求めるものではありませんので、事情の変化がないにもかかわらず、同じパートタイム労働者が、同じ事項について繰り返し説明を求める場合についてまで、事業主に説明義務が生じるものではありません。

6. 相談のための体制の整備義務

パートタイム労働者からの相談に対応するための体制を整備してください

パートタイム労働者は、就業の実態が多様であり、通常の労働者との待遇が異なる理由が分からず不満につながりやすいため、法第 14 条において、雇入れ時に雇用管理の改善措置の内容について説明することや、パートタイム労働者から求めがあったときに待遇の決定に当たって考慮した事項について説明することを事業主に義務付けています。しかしながら、その待遇についての疑義等について、相談する体制が各事業所において十分に整っていなければ、説明による納得性の向上の実効性は確保されません。

このため、事業主は、雇用管理の改善等に関する事項に関し、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備することが義務付けられています。

第 16 条のポイント [対象者：すべてのパートタイム労働者]

事業主は、パートタイム労働者の雇用管理の改善などに関する事項に関し、その雇用するパートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

- ・ パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するための必要な体制を整備することが**義務付け**られています。
- ・ 「必要な体制」の整備とは、苦情を含めた相談に応じる窓口等の体制を整備することをいいます。
- ・ 相談に応じることができる窓口等であれば、その名称を問うものではなく、また、組織であるか、個人であるかを問いません。
- ・ 例えば、以下のような対応が考えられます。
 - ・雇用する労働者の中から相談担当者を決めて、相談に対応させる
 - ・短時間雇用管理者(38 ページ)を相談担当者として定め、相談に対応させる
 - ・事業主自身が相談担当者となり、相談に対応する
 - ・外部専門機関に委託し、相談対応を行う
- ・ 相談に応じる窓口等を設定すること自体が義務の対象ですが、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応することが求められます。
- ・ 相談窓口については、雇入れ時の文書の交付などによる明示(5ページ参照)のほか、事業所内のパートタイム労働者が通常目にできる場所に設置されている掲示板への掲示等により、パートタイム労働者に周知することが望まれます。

【パートタイム・有期雇用労働法施行後の 2020 年4月1日からは…】

有期雇用労働者が法の対象に含まれることとなり、パートタイム労働者と同様に、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。

7. 短時間雇用管理者の選任

「短時間雇用管理者」を選任するように努めてください

第 17 条のポイント

事業主は、常時 10 人以上のパートタイム労働者を雇用する事業所ごとに、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとする。

- ・ パートタイム労働者を常時 10 人以上雇用する事業所は、パートタイム労働指針に定める事項その他の雇用管理の改善に関する事項等を管理する「短時間雇用管理者」を選任するように努めてください。「短時間雇用管理者」については、事業所の人事労務管理について権限を有する者を選任することが求められます。
「短時間雇用管理者」に期待される業務は以下のよう�습니다。
 - ① パートタイム労働法やパートタイム労働指針に定められた事項その他のパートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する事項について、事業主の指示に従い必要な措置を検討し、実施すること。
 - ② 労働条件等に関して、パートタイム労働者の相談に応じること。

※「短時間雇用管理者」を第 16 条に基づく相談窓口(37 ページ)とすることも可能です。

※「短時間雇用管理者」を選任した際は、その氏名をパートタイム労働者へ周知するよう努めてください。(47 ページ)

【パートタイム・有期雇用労働法施行後の 2020 年4月1日からは…】

有期雇用労働者が法の対象に含まれることとなり、常時 10 人以上のパートタイム労働者・有期雇用労働者を雇用する事業所ごとに、雇用管理の改善に関する事項等を管理する短時間・有期雇用管理者を選任するように努めることとされます。

「短時間雇用管理者」を選任したら、都道府県労働局へ選任届の提出をお願いします。

※選任（変更）届は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）（106 ページ）へFAX・郵送で提出をお願いします。

「短時間雇用管理者」選任・変更届

（都道府県）

令和 年 月 日

○○○労働局長 殿

事業所名-----

所在地-----

代表者職氏名-----

主な事業内容-----

総労働者数 女 人 男 人

うち正社員数 女 人 男 人

うち短時間労働者数 女 人 男 人

この度、当社（事業所）では下記のとおり短時間雇用管理者として（選任・変更）いたしますので、報告します。

●短時間雇用管理者（□選任 □変更）

所属部課				
役職名	(TEL)			
氏名				

8. 苦情処理・紛争解決の援助

パートタイム労働者と事業主との紛争解決の仕組みが整えられています

(1) 苦情の自主的解決

本来、事業所内での苦情や紛争などは、当事者であるパートタイム労働者と事業主との間で自主的に解決されることが望ましいものです。

このため、事業主はパートタイム労働者から苦情の申出を受けたときは、自主的な解決を図るように努めることとされています。

第22条のポイント

事業主は、パートタイム労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関に苦情の処理を委ねるなどして、自主的な解決を図るように努めるものとする。

対象となる苦情（義務事項）

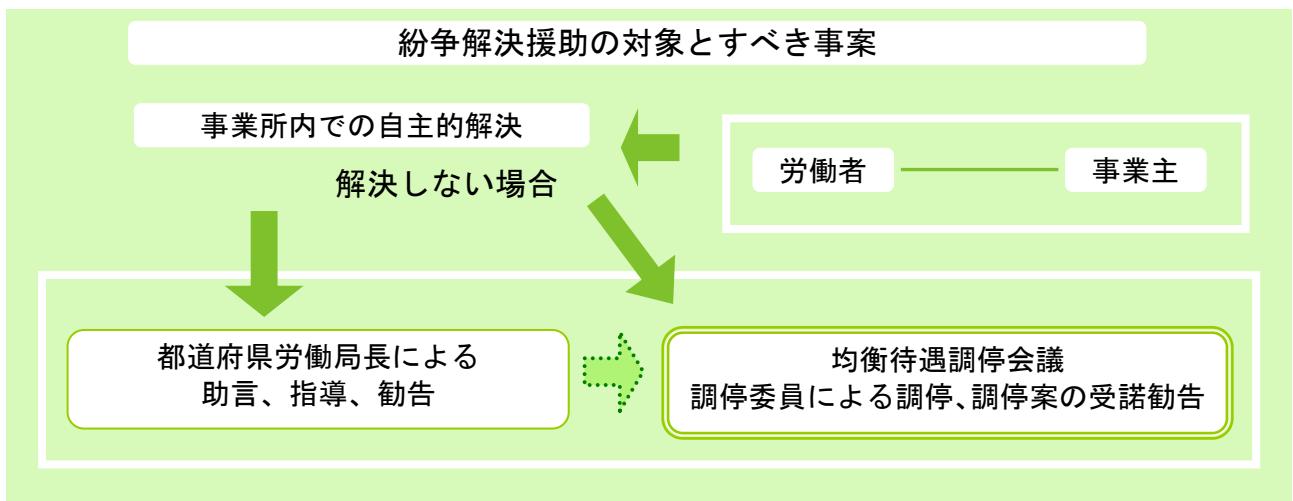
- ・労働条件の文書交付等(第6条第1項)
- ・待遇の差別的取扱い禁止(第9条)
- ・職務の遂行に必要な教育訓練の実施(第11条第1項)
- ・福利厚生施設の利用(第12条)
- ・通常の労働者への転換を推進するための措置(第13条)
- ・雇入れ時の雇用管理の改善措置の内容(賃金制度の内容等)の説明(第14条第1項)
- ・雇入れ後に求められた場合の待遇の決定についての説明(第14条第2項)

- パートタイム労働者から苦情の申出を受けたとき、事業所内の苦情処理制度を活用するほか、人事担当者や短時間雇用管理者※が担当するなどして、事業所内で自主的な解決を図ることが**努力義務**とされています。

※短時間雇用管理者：パートタイム労働法第17条により、パートタイム労働者を常時10人以上雇用する事業所ごとにパートタイム労働者の雇用管理の改善などを担当する短時間雇用管理者を選任するように努めてください。詳しくは 38ページをご覧ください。

- 苦情の解決方法や仕組みについては、事業所内のパートタイム労働者に周知し、活用に努めてください。

紛争解決の流れ



(2) 紛争解決の援助

苦情や紛争は事業所内で解決することが望ましいですが、パートタイム労働法で事業主に義務付けられている事項の紛争については、2つの解決の仕組みが設けられています。

以下の①、②の援助等を受けるか否か、また、①、②における助言や調停案を受諾するか否かは、パートタイム労働者及び事業主の任意です。

対象となる紛争（義務事項）

- ・労働条件の文書交付等(第6条第1項)
- ・待遇の差別的取扱い禁止(第9条)
- ・職務の遂行に必要な教育訓練の実施(第11条第1項)
- ・福利厚生施設の利用(第12条)
- ・通常の労働者への転換を推進するための措置(第13条)
- ・雇入れ時の雇用管理の改善措置の内容(賃金制度の内容等)の説明(第14条第1項)
- ・雇入れ後に求められた場合の待遇の決定についての説明(第14条第2項)

① 都道府県労働局長による紛争解決の援助

第24条のポイント

1. 都道府県労働局長は、紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
2. 事業主は、パートタイム労働者が1の援助を求めたことを理由として、当該パートタイム労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 紛争の当事者であるパートタイム労働者、事業主の双方または一方から紛争の解決のための援助を求められた場合、都道府県労働局長が助言、指導又は勧告を行うことによって紛争の解決の援助を行う仕組みが設けられています。
- なお、パートタイム労働者が援助を申し出たことを理由として解雇、配置転換、降格、減給、昇給停止、出勤停止、雇用契約の打ち切りなど不利益な取扱いをすることは禁止されています。

② 調 停

第 25 条のポイント

- 都道府県労働局長は、紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、「紛争調整委員会」に調停を行わせるものとする。
- 事業主は、パートタイム労働者が 1 の調停の申請をしたことを理由として、当該パートタイム労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 紛争の当事者であるパートタイム労働者、事業主の双方または一方から申請があつた場合で、都道府県労働局長がその紛争の解決のために必要と認めた場合、学識経験者などの専門家で構成される第三者機関である「紛争調整委員会」に調停を行わせる仕組みが設けられています。
- 調停は、紛争調整委員会の委員のうちから会長が指名する3人の調停委員によって行われ、調停を行うための会議を「均衡待遇調停会議」と称します。
- 「均衡待遇調停会議」は、必要に応じ当事者や参考人から意見を聴いた上で、調停案を作成し、当事者に対して受諾勧告を行うことができます。
- なお、パートタイム労働者が調停の申請をしたことを理由として解雇、配置転換、降格、減給、昇給停止、出勤停止、雇用契約の打ち切りなど不利益な取扱いをすることは禁止されています。

紛争解決事例

事例

パートタイム労働者 A が勤務する事業所においては、正社員への転換制度が設けられていますが、要件が「正社員としての能力がある者」とあいまいなものであり、制度が設けられて〇年が経過した現在も、未だにパートタイム労働者から正社員に登用された者が一人もいません。A は、実効性のある転換制度にしてもらいたいと、事業主に申し入れましたが、事業主は制度があるので法違反ではないとの主張を繰り返すばかりで対応してくれません。そこで、A は労働局長から具体的なアドバイスをしてもらいたいと法第 24 条に基づく「都道府県労働局長の援助」の申立てを行いました。

解決例

申立てに基づき、パートタイム労働者、事業主双方に事情聴取を行った上で、労働局長から実効性のある転換制度について具体的な制度を助言したところ、双方が納得し、転換試験を行いその結果に基づき登用するという新しい転換制度が導入され、紛争の解決が図されました。

【パートタイム・有期雇用労働法施行後の 2020 年4月1日からは…】

●「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」も対象に

また、不合理な待遇の相違を禁止するパートタイム・有期雇用労働法第8条や、待遇の相違の内容・理由の説明を義務付けるパートタイム・有期雇用労働法第 14 条第2項も、これらの紛争解決の仕組みの対象となります。

●有期雇用労働者も対象に

有期雇用労働者が法の対象に含まれることとなり、パートタイム・有期雇用労働法の各規定に関する有期雇用労働者と事業主との間の紛争について、これらの紛争解決の仕組みの対象となります。

Q & A

Q1. 法第 22 条の苦情の自主的解決と法第 24 条、25 条の紛争解決の援助の関係を教えてください。

A. パートタイム労働法で事業主の講すべき措置として規定された事項に関し、事業所内でトラブルが発生してしまった場合の対処方法として、法第 22 条の苦情の自主的解決、法第 24 条の都道府県労働局による援助、法第 25 条の調停の3つの方法が設けられています。

法第 24 条の都道府県労働局による援助や法第 25 条の調停を申し立てる前提として、法第 22 条が規定されているわけではありませんが、本来事業所内のトラブルは、まずは事業所内で自主的に解決することが望ましいものです。労使協力して事業所内での解決に努めてください。

Q2. 紛争解決の援助の仕組みとして、法第 24 条による都道府県労働局による援助と法第 25 条の調停がありますが、それぞれどのような違いがあるのですか？

A. 紛争と言っても、法律の知識の不足や誤解から生じているトラブルも少なくありません。このような場合、紛争の問題点や解決の方向性がある程度はっきりしていることが多いようです。このため、紛争の迅速かつ円満な解決が図られるよう都道府県労働局による助言、指導、勧告による援助の仕組みが設けられています。

一方、紛争の解決には、事業所の賃金制度を検証したり、通常の労働者とパートタイム労働者の職務を比較したりするなど専門的な知識が必要となるケースもあるようです。このため、パートタイム労働法には、学識経験者など専門家で構成される、行政とは異なる第三者機関が行う調停の仕組みが設けられています。調停は、パートタイム労働者や事業主から意見を聴取するなどにより、解決に向けた調停案を作成します。

いずれも窓口は都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）ですので、まずは、雇用環境・均等部（室）までご相談ください。

* 前ページまでが、パートタイム労働法の主な内容ですが、他にもパートタイム労働法には以下のことが規定されています。

事業主の責務（第3条）

事業主は、その雇用するパートタイム労働者について、その就業の実態などを考慮して、適切な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善及び通常の労働者への転換の推進に関する措置等を講じ、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図り、パートタイム労働者がその有する能力を有效地に発揮することができるよう努めなければなりません。

また、事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用するパートタイム労働者の雇用管理の改善に関して、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければなりません。

「パートタイム労働指針」が定められています（第15条）

厚生労働大臣は、事業主が講ずべき適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善に関する措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために、必要な指針を定めることとされており、これに基づき「パートタイム労働指針」が定められています。パートタイム労働指針の内容は、45ページから解説しています。

厚生労働大臣、都道府県労働局長による報告の徴収、助言・指導・勧告（第18条第1項）

厚生労働大臣、厚生労働大臣から委任を受けた都道府県労働局長は、パートタイム労働者の雇用管理等の改善を図るために必要と認めるときは、事業主に対して、報告を求めるごと、助言・指導・勧告をすることができます。

また、事業主が、法に基づく報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料の対象となります（第30条）。

厚生労働大臣の勧告に従わない事業主名の公表（第18条第2項）

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主に対して、厚生労働大臣が勧告をしても事業主がこれに従わない場合は、厚生労働大臣はこの事業主名を公表できます。

事業主等に対する援助（第19条）

国は、パートタイム労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るため、パートタイム労働者を雇用する事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、パートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができます。

IV. パートタイム労働指針の概要

パートタイム労働指針は、パートタイム労働法第15条に基づき、事業主が講すべき雇用管理の改善等に関する措置等に関し、その適切かつ有効な実施を図るために定められています。指針の全文は84ページをご参照ください。

1. 労働に関する法令を遵守してください

パートタイム労働者の適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善等のための措置等を講ずる際の基本的な考え方の1つ目は、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働契約法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法、労災保険法などの労働に関する法令を遵守することです。関係法令の内容については52ページから解説しています。

2. 労働条件を合理的な理由なく一方的に不利益変更することは許されないことに留意してください

雇用管理を見直す際、通常の労働者、パートタイム労働者にかかわらず、労働者の労働条件を合理的な理由なく、事業主の一存で一方的に不利益に変更することは、許されません。

労働条件の変更を労働契約によって行う場合には労働者との合意が必要であり、就業規則によって行う場合には各労働者の合意までは求められませんが、その内容の相当性や労使交渉等の事情に照らして合理的なものである必要があります。

いずれにしても、労働条件を見直す際は、労働者とよく話し合って進めてください。

3. フルタイムで働く有期雇用労働者にも法の趣旨が考慮されるべきであることに留意してください

フルタイムで働く有期雇用労働者については、「パート」などこれに類する名称で呼ばれていてもパートタイム労働法の対象とはなりませんが、フルタイムで働く有期雇用労働者についても、雇用管理に当たってはこの法律の趣旨が考慮されるべきであることに留意してください。

4. 労働時間について配慮するよう努めてください

パートタイム労働者の多くは、家庭生活との両立などのために、短時間かつ自己の都合に合う一定の就業時間帯を前提として勤務しているため、フルタイムの労働者に比べて一般的に時間の制約が厳しく、残業も困難です。事業主は、このような事情を十分考慮して労働時間・労働日の設定・変更を行うとともに、できるだけ所定労働時間を超えた残業、所定労働日以外の日の労働をさせないように努めてください。

5. 退職手当や住宅手当などについても均衡を考慮するよう努めてください

パートタイム労働法第10条では、賃金のうち、職務に密接に関連する基本給、賞与、役付手当などの決定方法について規定されていますが、職務に密接に関連する賃金以外の退職手当、住宅手当などについても、パートタイム労働者の就業の実態や通常の労働者との均衡などを考慮して定めるように努めてください。

職務の内容に密接に関連する賃金	職務の内容に密接に関連する賃金以外の賃金
・基本給 ・役付手当等の勤務手当	・賞与 ・精皆勤手当 ・退職手当 ・別居手当 ・子女教育手当 ・住宅手当 ・家族手当 ・通勤手当

法第10条で規定

指針で規定

※ 職務の内容に密接に関連するか否かの判断は、手当の名称ではなく、支払い方法や支払い基準等の実態を見て判断します。

6. 福利厚生についても均衡を配慮するよう努めてください

パートタイム労働法第12条では、給食施設、休憩室、更衣室の福利厚生施設について、パートタイム労働者にも利用の機会を与える配慮義務が規定されていますが、これら以外、例えば、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等を福利厚生施設の利用や事業主が行うその他の福利厚生の措置についても、パートタイム労働者の就業の実態や通常の労働者との均衡などを考慮して取り扱うように努めてください。

とりわけ福利厚生については、多種多様なものがあり、パートタイム労働者の就業の実態も多様であることを踏まえ、一律に取り扱うよりも個々の事情に応じた対応が求められる場面も多いと考えられます。

7. パートタイム労働者との話し合いを促進するよう努めてください

(1) 事業主は、パートタイム労働者を雇い入れた後、当該パートタイム労働者から求めがあったときは、パートタイム労働法第14条第2項で定める事項（第6条、第7条及び第9条から第13条までの措置）に関してその決定に当たって考慮した事項を説明する義務が規定されていますが、これら以外のパートタイム労働者の待遇にかかる事項についても、説明するように努めてください。

(2) パートタイム労働者の雇用管理の改善などの措置を講ずるときは、パートタイム労働者の意見を聴く機会を設けるなどの適当な方法を工夫するように努めてください。

そのための方法としては、例えば、職場での労使協議、職場懇談会、意見聴取、アンケートなどが考えられます。事業所の実情に応じて、パートタイム労働者の意見を聴くことができる方法を工夫するよう努めてください。

(3) パートタイム労働法第22条では、パートタイム労働者からパートタイム労働法で事業主が講ずることが義務とされている事項に関する苦情の申出を受けたときは、事業所内の苦情処理機関などを活用するなどして、自主的な解決を図る努力義務が規定されていますが、これらの事項以外に関する苦情についても事業所内で自主的に解決を図るよう努めてください。

8. パートタイム労働者を不利益に取り扱わないようにしてください

(1) パートタイム労働者がパートタイム労働法第7条（就業規則の作成手続に関する規定）に定める過半数代表者であること、もしくは過半数代表者になろうとしたこと、または、過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱い（解雇、配置転換、降格、減給、昇給停止、出勤停止、雇用契約の更新拒否など。以下同じ。）をしないようにしてください。

(2) パートタイム労働者がパートタイム労働法第14条第2項に定める待遇の決定に当たって考慮した事項の説明を求めたことを理由として不利益な取扱いをしてはいけません。

また、パートタイム労働者が、不利益な取扱いをおそれて、同項に定める説明を求めることができないことがないようにしてください。具体的には、説明を求めることにより、不利益な取扱いを受けると想起されかねないような言動をするべきではありません。また、パートタイム労働者が不利益な取扱いを受けることへの危惧を持つことなく説明を求めることができるような職場環境としていくことが望されます。

(3) パートタイム労働者が親族の葬儀等^{*1}のために勤務しなかったことを理由に、解雇等^{*2}が行われることは適当ではありません。

※1：「親族の葬儀等」とは、親族の死に際して行われる葬儀等の行事をいい、親族、葬儀等の範囲や勤務しなかった日数等については、社会通念上勤務しないことが許容される範囲のものが該当します。

※2：「解雇等」には、雇用契約の更新拒否等が含まれるとともに、「親族の葬儀等のために勤務しなかったこと」を理由として直接的に解雇等を行う場合のみならず、出勤率、欠勤日数等を解雇等の判断基準として採用している場合に、勤務しなかった日を出勤率、欠勤日数等の算定に当たって計算に含めて、解雇等を行うことも含まれます。

9. 短時間雇用管理者の氏名の周知

パートタイム労働法第17条では、常時10人以上のパートタイム労働者を雇用する事業所ごとに、短時間雇用管理者を選任するよう努めることとしていますが、選任したときは、短時間雇用管理者の氏名を事業所の見やすい場所に掲示するなどして、パートタイム労働者への周知に努めてください。

V. 同一労働同一賃金ガイドラインの概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン（指針）は、パートタイム・有期雇用労働法第 15 条に基づき、正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望れます。基本給、昇給、賞与、各種手当といった賃金にとどまらず、教育訓練や福利厚生等についても記載しています。ガイドラインの全文は 87 ページをご参照ください。

<目的>

- ・我が国が目指す同一労働同一賃金とは、同一の事業主に雇用される通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の相違及び差別的取扱いの解消を目指すものです。
- ・我が国においては、基本給をはじめ、賃金制度の決まり方には様々な要素が組み合わされている場合多いため、まずは、各事業主において、職務の内容や職務に必要な能力等の内容を明確化するとともに、その職務の内容や職務に必要な能力等の内容と賃金等の待遇との関係を含めた待遇の体系全体を、労使の話し合いによって確認し、労使で共有することが肝要です。
- ・今後、各事業主が職務の内容や職務に必要な能力等の内容の明確化及びその公正な評価を実施し、それに基づく待遇の体系を、労使の話し合いにより、可能な限り速やかに、かつ、計画的に構築していくことが望ましいと考えられます。
- ・通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等に向けては、賃金のみならず、福利厚生、キャリア形成、職業能力の開発及び向上等を含めた取組が必要です。

<基本的な考え方>

- ・この指針は、通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、どのような相違が不合理で、どのような待遇が不合理でないか原則となる考え方と具体例を示したものです。
- ・ガイドラインに原則となる考え方が示されていない退職手当、住宅手当、家族手当等や、具体例に該当しない場合についても、不合理な待遇の相違の解消等が求められます。
- ・事業主が雇用管理区分を新たに設け、その雇用管理区分に属する通常の労働者の待遇の水準を他の通常の労働者より低く設定したとしても、他の通常の労働者との間でも不合理な待遇の相違の解消等を行う必要があります。
- ・事業主は、通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で職務の内容等を分離した場合であっても、当該通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の相違の解消を行なう必要があります。

- ・不合理な待遇の相違の解消等に対応するため、労使で合意することなく通常の労働者の待遇を引き下げるることは望ましい対応とはいえません。

1. 基本給

- ・基本給について、通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者ともに能力、経験、業績、成果、勤続年数等の決定要素が適用されている場合、適用されている決定要素（例えば能力）に応じた基本給部分（例えば能力で決まる職能給部分）については、通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者でその決定要素（例えば能力）が同じ場合には同一の、一定の違いがある場合にはその違いに応じた基本給を支給しなければなりません。
- ・昇給について、通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者ともに昇給が勤続による能力の向上によって決定される場合、通常の労働者と同様に能力が向上したパートタイム労働者・有期雇用労働者には、この能力の向上に応じた部分については通常の労働者と同一の昇給を、能力向上に違いがある場合にはその違いに応じた昇給を行わなければなりません。

2. 賞与

- ・賞与について、通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者ともに企業の業績等への労働者の貢献に応じて支給される場合には、貢献に応じて支給される部分については、通常の労働者と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には通常の労働者と同一の支給を、貢献に一定の違いがある場合にはその違いに応じた支給をしなければなりません。

3. 手当

- ・不合理な待遇差の解消は、企業が支給している全ての手当が対象となります。不合理な待遇差であるかは手当の性質・目的に照らして適切な考慮要素に基づいて判断されます。なお、手当は、企業により名称や内容等が様々ですが、ガイドラインでは代表的な手当として以下が挙げられています。

- ・役職手当（役職の内容に対して支給）
- ・特殊作業手当（業務の危険度又は作業環境に応じて支給）
- ・特殊勤務手当（交代制勤務等の勤務形態に応じて支給）
- ・精勤手当
- ・時間外労働に対して支給される手当
- ・深夜労働又は休日労働に対して支給される手当
- ・通勤手当及び出張旅費
- ・食事手当（労働時間の途中に食事のための休憩時間がある労働者に対する食費の負担補助として支給）
- ・単身赴任手当
- ・地域手当（特定の地域で働く労働者に対する補償として支給）

4. 福利厚生

- ・手当と同様に、不合理な待遇差の解消は、その企業が付与している全ての福利厚生が対象となります。

ガイドラインでは、代表的な福利厚生として以下が挙げられています。

- ・福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)
- ・転勤者用社宅
- ・慶弔休暇
- ・健康診断に伴う勤務免除及び当該健康診断を勤務時間中に受診する場合の当該受診時間に係る給与の保障
- ・病気休職
- ・法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇を除く)

5. その他

- ・1～4でみた待遇の他、教育訓練、安全管理に関する措置及び給付も不合理な待遇差の解消の対象となります。
- ・教育訓練については、現在の職務の遂行に必要な技能又は知識を習得するために実施する場合、通常の労働者と職務の内容が同一であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の教育訓練を実施しなければなりません。また、職務の内容に一定の違いがある場合、その違いに応じた教育訓練を実施しなければなりません。
- ・安全管理については、通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者が同一の業務環境に置かれている場合、同一の措置及び給付をしなければなりません。

＜留意すべきポイント＞

(通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間に待遇の決定基準・ルールの違いがある場合)

通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者の待遇（基本給のみならず、賞与、各種手当等を含みます）の決定基準・ルールに違いがある場合があります。例えば、通常の労働者には経験や能力に応じて基本給を支給する一方、パートタイム労働者・有期雇用労働者には職務に応じて基本給を支給する場合が考えられます。

このような決定基準・ルールの違いは、単に「非正規雇用労働者だから」とか、「将来の役割期待が異なるため」といった主觀的・抽象的な説明では足りません。その違いは、通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者の職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲、その他の事情の3考慮要素のうち、当該待遇の性質・目的に照らして適切と考えられる要素の客観的・具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはなりません。

(定年後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い)

定年後に継続雇用されたパートタイム労働者・有期雇用労働者についても、パートタイム・有期雇用労働法の適用を受けます。

また、定年後に継続雇用された者であることは、通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇差が不合理と認められるか否かを判断するに当たり、パートタイム・有期雇用労働法第8条の3つの考慮要素のうちの「その他の事情」として考慮される事情に当たりえます。定年後に有期雇用労働者として継続雇用する場合の待遇について、様々な事情が総合的に考慮されて、待遇差が不合理かどうかが判断されます。従って、有期雇用労働者が定年後に継続雇用された者であることのみをもって、直ちに通常の労働者との間の待遇差が不合理ではないと認められるものではありません。

VI. パートタイム労働者と労働関係法令

パートタイム労働指針の「第2」の基本的考え方において、遵守しなければならないとされている労働関係法令の主な内容を紹介します。

1. 雇入れの際には労働条件を明示してください

雇入れの際のパートタイム労働者に対する労働条件の明示の状況をみると、口頭によるケースもあり、また、その労働条件が通常の労働者とは別に個々の事情に応じて多様に設定されることが多いため、雇入れ後に疑問が生じ、トラブルが発生することも少なくありません。

パートタイム労働者の雇入れ時においては、労働基準法及びパートタイム労働法で定められた以下の事項について、文書などによりパートタイム労働者に明示するようしてください。この場合、96ページの労働条件通知書の作成例を参考にしてください。

(1) 労働基準法上の明示事項

事業主は、パートタイム労働者との労働契約の締結に際して、そのパートタイム労働者に対して、次の事項を明らかにした書面を交付しなければなりません。ただし、労働基準法施行規則第5条により、平成31年4月からは、労働者が次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができます。

- ① ファクシミリを利用する送信の方法
- ② 電子メール等（例：ウェブメール、SMS、LINE等のSNS等。ただし、出力して書面を作成することができるものに限る。）

- ① 労働契約の期間に関する事項
- ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- ③ 就業の場所、従事すべき業務に関する事項
- ④ 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- ⑤ 賃金（退職手当及び臨時に支払われる賃金、賞与その他これらに準ずる賃金を除く）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期
- ⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

(2) パートタイム労働法上の明示事項（5ページ参照）

また、次の事項を明らかにした文書など（次の事項についてはパートタイム労働者が希望した場合は電子メールやFAXでも可）も交付しなければなりません。この場合、

（1）の書面に次の事項を明記して交付することや、次の事項が就業規則に含まれている場合には就業規則の写しを交付することも可能です。

- ① 昇給の有無
- ② 退職手当の有無
- ③ 賞与の有無
- ④ 相談窓口

※違反の場合は10万円以下の過料に処せられます。

なお、昇給や賞与の支給を事業所の業績やパートタイム労働者の勤務成績などによって行うケースで業績などによっては行わない可能性がある場合や、退職手当を勤続年数に基づき支給するケースで、所定の年数に達していない場合は支給されない可能性がある場合は、制度は「有」とした上で、「業績により不支給の場合あり」や「勤続〇年未満は不支給」など支給されない可能性があることを明記してください。

また、次の事項についても、明示した文書などを交付するよう努めてください。

- ⑤ 昇給（有無を除く昇給時期や昇給基準等）
- ⑥ 退職手当（有無を除く支払基準や支払方法等）、臨時に支払われる賃金、賞与（有無を除く支払基準や支払方法等）、1か月を超える期間の出勤成績によって支給される精勤手当、1か月を超える一定期間の継続勤務に対して支給される勤続手当、1か月を超える期間にわたる事由によって算定される奨励加給・能率手当
- ⑦ 所定労働日以外の日の労働の有無
- ⑧ 所定労働時間を超えて、又は所定労働日以外の日に労働させる程度
- ⑨ 安全衛生
- ⑩ 職業訓練
- ⑪ 休職

2. 有期労働契約の締結・更新の場合には

期間の定めのある労働契約（有期労働契約）を締結する際の基準として、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が定められています。この「基準」は、有期契約労働者であるパートタイム労働者に対しても適用されます。

「基準」では、有期労働契約（契約を1回以上更新し、かつ、雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している場合に限る）を更新しようとする場合には、その契約の実態及びパートタイム労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするように努めることとされています。

なお、この「基準」に基づき契約の終了（雇止め）の際に講ずべき措置については、62ページを参照してください。

3. 就業規則の作成・変更の際に必要な手続

パートタイム労働者を含め常時10人以上の労働者を使用する事業主は、労働基準法に基づき、パートタイム労働者にも適用される就業規則を作成し、届け出なければなりません。就業規則の作成の際には、事業場の全労働者のうち、過半数で組織する労働組合、そのような労働組合がない場合においては、労働者の過半数を代表する者の意見を聞く必要があります。さらに、パートタイム労働者に関する事項について就業規則を作成・変更する際には、その事業所において雇用する「パートタイム労働者の過半数を代表すると認められるもの」の意見を聞くよう努めることが必要（7ページ参照）ですが、この「過半数を代表すると認められるもの」は、パートタイム労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、そのような労働組合がない場合にはパートタイム労働者の過半数を代表する者が考えられます。

また、過半数代表者は、監督又は管理の地位にある者でないこと、及び就業規則の作成・変更の際に事業主から意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手などの方法による手続により選出された者であり、事業主の意向によって選出された者ではないことが必要です。さらに、労働基準法施行規則及びパートタイム労働指針では、事業主は、労働者が過半数代表者であること、過半数代表者になろうとしたこと、又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないものとされています。

なお、労働条件は、労働者と使用者の合意によって変更することが原則です。（労働契約法第3条・第8条）

使用者が一方的に就業規則を変更しても、労働者の不利益に労働条件を変更することは原則としてできません。（労働契約法第9条）

使用者が、就業規則の変更によって労働条件を変更する場合には、次のことが必要です。（労働契約法第10条）

- ① その変更が、以下の事情などに照らして合理的であること。
 - ・労働者の受ける不利益の程度
 - ・労働条件の変更の必要性
 - ・変更後の就業規則の内容の相当性
 - ・労働組合等との交渉の状況
- ② 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

4. 最低賃金・割増賃金の規定を守ってください

(1) 最低賃金

パートタイム労働者に対しても、最低賃金法に基づき定められた地域別・特定の最低賃金が適用になります。最低賃金額より低い金額でパートタイム労働者を使用することはできません。

(2) 残業の場合の賃金の増額

また、パートタイム労働者が就業規則などに定められた所定労働時間を超えて労働した場合には、一般の労働者と同様に、以下のような残業分の賃金を支払わなければなりません。なお、変形労働時間制を採用している事業所など、これに当たらない場合もあります。

①所定労働時間外であるが、1日の総労働時間が8時間以内かつ1週間の総労働時間が40時間以内の場合

→ 所定労働時間より多く働いた分の時間給を支払う必要があります。

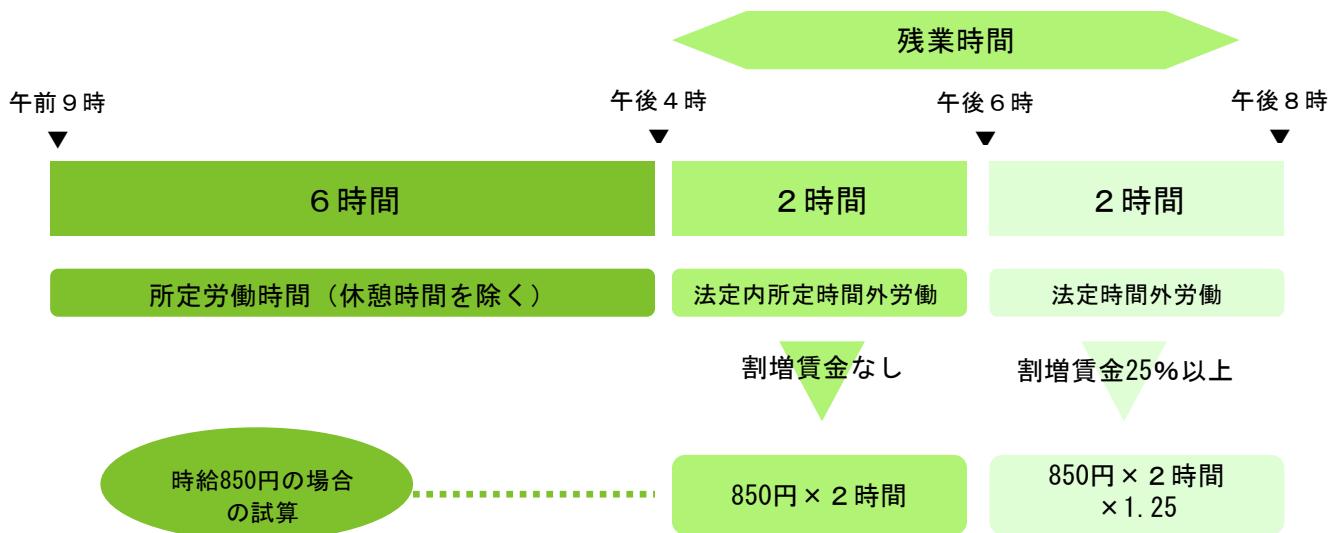
②1日の総労働時間が8時間を超えていた、又は1週間の総労働時間が40時間を超えていた場合

→ 1日の総労働時間が8時間までで、かつ1週間の総労働時間が40時間までの分は通常の時間給で、それらを超えた分は通常の時間給に25%以上割増した額を支払う必要があります。

なお、1か月60時間を超える時間外労働については50%以上の割増賃金の支払いが必要です。ただし、中小企業については、2023年4月1日に施行されます。

休日労働を行わせた場合には、通常の時間給に35%以上の割増賃金を、深夜労働(午後10時から午前5時まで)を行わせた場合には、通常の時間給に25%以上の割増賃金をそれぞれ支払う必要があります。

所定労働時間が法定労働時間より短いケースの時間外労働の取扱い



5. 年次有給休暇を取得させてください

パートタイム労働者に対しても、労働基準法の規定に基づき年次有給休暇を付与しなければなりません。パートタイム労働者に適用される年次有給休暇の日数は、下表の通りです。また、平成31年4月からは、年次有給休暇が10日以上付与される労働者（パートタイム労働者を含む。）に対して、年5日の年次有給休暇を確実に取得させなければなりません。

なお、例えば、雇入れの日から6か月間継続勤務したパートタイム労働者については、その6か月間の全労働日の8割以上出勤していることなど、出勤日数に一定の要件があります。また、「継続勤務」の要件に該当するかどうかについては、勤務の実態に即して判断すべきものであり、期間の定めのある労働契約を反復してパートタイム労働者を使用する場合、それぞれの労働契約期間の終期と始期との間に短期間の間隔を置いたとしても、それだけで当然に継続勤務が中断することにはなりません。

また、労使間で協定を結ぶことにより、年に5日を限度として、時間単位で年次有給休暇を与えることができます。

週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数(週以外の期間によって労働日数が定められている場合)	雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
			6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上							
	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日～168日	5日	6日		8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日		5日	6日		7日
	1日	48日～72日	1日	2日			3日		

6. 健康診断を実施してください

パートタイム労働者に対しても、一般の労働者と同様に、労働安全衛生法に基づき健康診断を実施しなければなりません。労働安全衛生法に基づく健康診断の具体的な対象者、種類は以下の通りです。

健康診断の対象者及び種類

- ①常時使用するパートタイム労働者に対し、雇入れの際に行う健康診断及び1年ごとに1回、定期に行う健康診断
- ②深夜業を含む業務等の特定業務（労働安全衛生規則第13条第1項第3号の業務）に常時従事するパートタイム労働者に対し、その業務への配置替えの際に行う健康診断及び6月以内ごとに1回、定期に行う健康診断
- ③一定の有害な業務に常時従事するパートタイム労働者に対し、雇入れ又はその業務に配置替えの際及びその後定期に行う特別の項目についての健康診断（特殊健康診断）
- ④その他必要な健康診断

この場合において、「常時使用するパートタイム労働者」とは、次のいずれの要件をも満たす者です。

ア 期間の定めのない労働契約により使用される者であること。

(期間の定めのある労働契約（有期労働契約）により使用される者のうち、契約期間が1年以上（深夜業を含む業務等の特定業務（労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務）に従事する場合には6か月以上）である者、契約更新により1年以上使用されることが予定されている者、1年以上引き続き使用されている者を含む。)

イ 1週間の労働時間数（所定労働時間）がその事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であること。

(所定労働時間が通常の労働者の4分の3未満であっても概ね2分の1以上であれば一般健康診断を実施することが望ましいものとされています。)

7. 性差別の禁止、母性保護に関する法律が適用されます

(1) 男女雇用機会均等法を遵守してください

男女雇用機会均等法は、パートタイム労働者、通常の労働者、派遣労働者を問わず適用され、パートタイム労働者を含むすべての労働者について、事業主が、募集・採用、配置・昇進・降格・教育訓練、一定の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新の各雇用ステージにおける性別を理由とする差別を行うことを禁止しています。

また、同法は、事業主がパートタイム労働者を含むすべての女性労働者が婚姻したことなどを理由とした解雇、妊娠、出産したこと、産前産後休業の請求・取得をしたこと、同法による母性健康管理措置や、労働基準法による母性保護措置を受けたことなどを理由とした解雇その他雇止めなどの不利益取扱いを行うことを禁止しています。

なお、女性労働者の妊娠中又は産後1年以内になされた解雇は、事業主が妊娠などを理由とする解雇でないことを証明しない限り無効とされています。また、妊娠中及び出産後の労働者が保健指導・健康診査を受けるために必要な時間の確保と、主治医などから受けた指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じなければなりません。

＜参考＞男女雇用機会均等法

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

さらに、同法では、職場におけるセクシュアルハラスメントに関し、事業主は雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととされています。職場におけるセクシュアルハラスメントに関する方針を明確化し、パートタイム労働者を含むすべての労働者に対してその方針の周知・啓発をするとともに、相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。また、事案に係る事実関係を迅速に確認し、セクシュアルハラスメントの事実が確認できた場合においては、速やかに被害者に対する配慮の措置や行為者に対する措置を適正に行うことが必要です。なお、相談対応に当たってはプライバシーを保護するとともに、相談したことなどを理由として不利益な取扱いを行わないことを定め、パートタイム労働者を含むすべての労働者に周知・啓発することが必要です。

加えて、事業主はパートタイム労働者を含むすべての労働者を対象に、上司・同僚による妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を講ずることが義務付けられています。

（2）母性保護措置を講じてください

労働基準法により、事業主には以下のような母性保護措置が義務付けられています。これら母性保護の規定はパートタイム労働者にも適用されます。

- ① 妊産婦などに係る危険有害業務の就業制限
妊娠などの妊娠、出産、哺育などに有害な一定の業務への就業には制限があります。
- ② 産前産後休業と軽易な業務への転換
産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）について女性が請求した場合及び産後8週間については原則として就業が制限されています。また、妊娠中の女性が請求した場合には、他の軽易な業務へ転換させなければなりません。
- ③ 妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限
変形労働時間制がとられる場合であっても、妊娠婦が請求した場合には、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることはできません。
- ④ 妊産婦の時間外労働・休日労働・深夜業の制限
妊娠婦が請求した場合には、これらが制限されます。
- ⑤ 育児時間
生後満1年に達しない子を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができます。

8. パートタイム労働者でも育児休業・介護休業を取得できます

事業主は育児・介護休業法の定めるところにより、パートタイム労働者にも、申出により休業等をさせ、また短時間勤務などの措置を講じなければなりません。

(1) 育児休業制度

事業主は、パートタイム労働者を含む労働者が申し出た場合、原則としてその子が1歳に達するまで（父母ともに育児休業をする場合には、1歳2か月に達するまでの間で1年間）の間で、労働者が申し出た期間について、育児休業をさせなければなりません。

なお、保育所に入れない等の場合であって、労働者が申し出た場合には、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をさせなければなりません。

また、子が1歳6か月に達した時点で保育所に入れない等の場合に労働者が再度申し出た場合には、子が2歳に達するまでの間、育児休業をさせなければなりません。

※パートタイム労働者が有期契約の場合、育児休業は一定の要件を満たせば対象となります。

育児休業をできる場合

●申出の時点で、次の①と②のいずれにも該当する場合

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること
- ② 子が1歳6か月(2歳までの育児休業の場合は2歳)に達するまでに労働契約が終了することが明らかでないこと

(2) 介護休業制度

事業主は、パートタイム労働者を含む労働者が申し出た場合、要介護状態にある対象家族1人につき、通算93日まで（最大3回まで分割可）、介護休業を取得させなければなりません。

※パートタイム労働者が有期契約の場合、介護休業は一定の要件を満たせば対象となります。

介護休業をできる場合

●申出の時点で、次の①と②のいずれにも該当する場合

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること
- ② 介護休業を取得する日から93日経過日から6ヶ月を経過する日までに労働契約が終了することが明らかでないこと

(3) 子の看護休暇

事業主は、小学校就学前の子を養育するパートタイム労働者を含む労働者が申し出た場合、1年に5日（2人以上であれば年10日）まで、1日又は半日単位で病気・けがをした子の看護又は子に予防接種や健康診断を受けさせるために、休暇を与える必要があります。

(4) 介護休暇

事業主は、要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行うパートタイム労働者を含む労働者が申し出た場合、1年に5日（2人以上であれば年10日）まで、1日又は半日単位で休暇を与えなければなりません。

(5) 育児のための短時間勤務制度

3歳未満の子を養育するパートタイム労働者を含む労働者については、1日原則6時間の短時間勤務制度を講じなければなりません。

(6) 介護のための勤務時間の短縮などの措置

要介護状態にある対象家族の介護を行うパートタイム労働者を含む労働者については、介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能となるように短時間勤務制度などを講じなければなりません。

(7) その他の措置

育児及び介護のための所定外労働の制限、法定時間外労働の制限、深夜業の制限などの制度について、パートタイム労働者を含む労働者から申出があった場合は、事業主は、原則としてその申出を拒むことはできません。

(8) 育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止、育児休業等に関するハラスメントの防止措置

事業主は、育児休業や介護休業等の各種制度の申出や取得等を理由として、パートタイム労働者を含む労働者に対し、解雇や契約更新を行わない等の不利益な取扱いをしてはいけません。

また、事業主は、上司又は同僚による育児休業や介護休業等の各種制度の申出・利用に関する言動によりパートタイム労働者を含む労働者の就業環境が害されること（「育児休業等に関するハラスメント」）を防止するため、労働者の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければなりません。

※ 育児・介護休業法の詳細については、厚生労働省ホームページ
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>)
をご覧ください。

9. パートタイム労働者であっても自由に解雇はできません

(1) 解雇の効力

① 期間の定めのない労働契約の場合

権利の濫用にあたる解雇は、労働契約法の規定により、無効となります。（労働契約法第 16 条）

② 有期労働契約（期間の定めのある労働契約）の場合

やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇することはできません。有期労働契約期間中の解雇は、無効と判断される可能性が無期労働契約の解雇よりも高いと考えられます。（労働契約法第 17 条）

＜参考＞労働契約法

第 16 条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

第 17 条 使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。

労働契約法は、労働契約の基本的なルールを定めています。罰則はありませんが、労働条件が定められる労働契約について、合意の原則その他の基本事項を定め、労働契約に関する民事上のルールを明らかにしているものです。民事裁判や労働審判は、労働契約法の規定を踏まえて行われます。

また、以下のような解雇は法律上禁止されています。

- ・業務上負傷し、又は療養のために休業する期間とその後 30 日間
- ・産前産後休業中とその後 30 日間
- ・女性の婚姻・妊娠・出産・産前産後休業の取得、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置や労働基準法による母性保護措置を受けたことなどを理由とする解雇
- ・育児・介護休業や子の看護休暇等の申出・取得等を理由とする解雇

(2) 解雇の预告

パートタイム労働者を解雇しようとする際には、通常の労働者と同様に、少なくとも 30 日前にその预告をしなければなりません。30 日前に予告をしない使用者は、30 日分以上の平均賃金を支払わなければなりません。

(3) 有期労働契約の雇止め

有期労働契約であっても、反復更新の実態などから、実質的に期間の定めのない契約と変わらないといえる場合や、労働者が雇用の継続を期待することが合理的であると考えられる場合、雇止め（契約期間が満了し、契約が更新されないこと）をすることに、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められないときは雇止めが認められません。従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されることになります。（労働契約法第 19 条）

(4) 雇止めの予告・理由の明示

有期労働契約により雇用していたパートタイム労働者について契約の終了（雇止め）をする際には、53 ページで述べた通り、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に定められた以下の措置を講じなければなりません。

なお、妊娠・出産・母性健康管理措置・母性保護措置・妊娠又は出産に起因する能率低下などを理由とする雇止めについては禁止されています。

① 雇止めの予告

有期労働契約（3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している場合に限り、また、あらかじめ契約を更新しない旨を明示している場合を除く）を更新しないこととしようとする場合には、少なくともその契約の期間の満了する日の30日前までに、その予告をすること。

② 雇止めの理由の明示

- ・雇止めの予告をした場合に、パートタイム労働者が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なく交付すること。
- ・有期労働契約（①の有期労働契約に限る）が更新されなかった場合において、パートタイム労働者が更新しなかった理由について証明書を請求したときは、遅滞なく交付すること。

(5) 退職時の証明書の交付

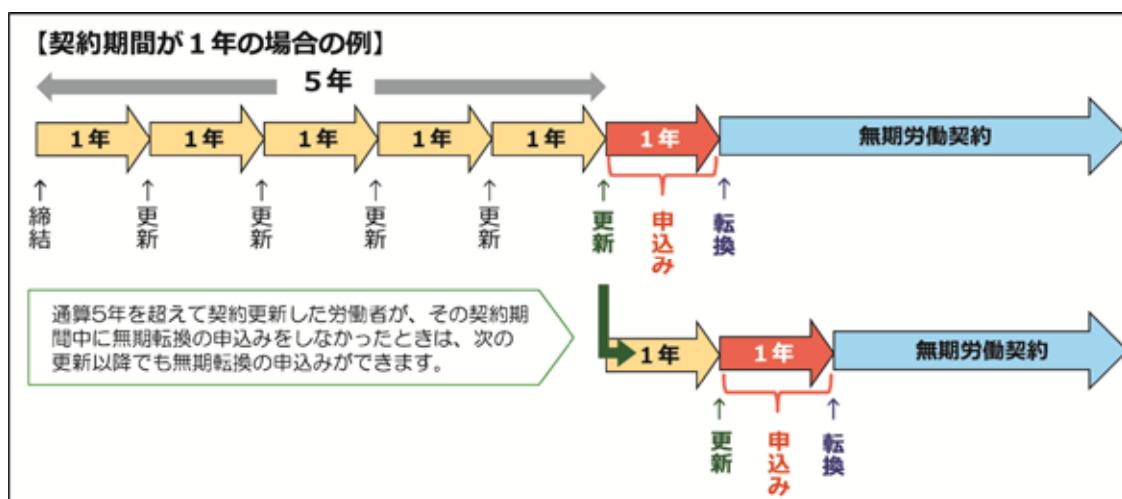
パートタイム労働者が退職の際に、①使用期間、②業務の種類、③その事業における地位、④賃金、⑤退職の事由（解雇の場合は、その理由を含む）について、証明書を請求した場合には、遅滞なく証明書を交付しなければなりません。

また、（2）の解雇予告をした日から退職の日までの間に請求があったときも、解雇の理由について証明書を交付しなければなりません。（労働基準法第22条）

10. 有期労働契約を反復更新する場合のルール（無期労働契約への転換）

（1）無期労働契約への転換

同一の使用者との間で、有期雇用契約が更新等により通算で5年を超えた場合は、パートタイム労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）へ転換できます。なお、通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約から通算されます。（労働契約法第18条）



（2）無期労働契約の労働条件

無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。この場合、無期転換に当たり、職務の内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではありません。

特に、定年など、有期契約労働者には通常適用されない労働条件を無期転換後の労働条件として適用する必要がある場合には、あらかじめ労働協約、就業規則、個々の労働契約によりその内容を明確化しておくようしてください。

※ なお、大学等及び研究開発法人の研究者、教員等や5年を超える一定の期間に完了することができる予定されている業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者、定年後引き継いで雇用される有期雇用労働者については、それぞれ無期労働契約への転換制度の特例が設けられています。

※ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/keiyaku/kaisei/)

1.1. 有期労働契約であることを理由とする不合理な労働条件は禁止されます

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることは禁止されています。（労働契約法第20条）

このルールは、一切の労働条件について適用されます。賃金や労働時間等の狭義の労働条件だけでなく、労働契約の内容となっている災害補償、服務規律、教育訓練、付随義務、福利厚生など、労働者に対する一切の待遇が含まれます。

労働条件の相違が不合理と認められるかどうかは、

- ① 職務の内容（業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度）
- ② 当該職務の内容及び配置の変更の範囲
- ③ その他の事情

を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されます。

とりわけ、通勤手当、食堂の利用、安全管理などについて労働条件を相違させることは、上記①～③を考慮して、特段の理由がない限り、合理的とは認められないと解されます。

VII. パートタイム労働者を取り巻く関連諸制度

労働保険・社会保険・税金

1. パートタイム労働者でも一定の基準を満たせば雇用保険の被保険者となり、失業等給付が受けられます

(1) 適用要件

パートタイム労働者でも、以下の①及び②の適用基準のいずれにも該当する場合には雇用保険の被保険者になります。

＜雇用保険の適用基準＞

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

(2) 適用区分

雇用保険の被保険者は、年齢により次のような被保険者の種類に分類されます。

65歳未満	65歳以上
「一般被保険者」	「高年齢被保険者」

(3) 失業等給付の求職者給付の受給資格要件

雇用保険の失業等給付の求職者給付の支給を受けるためには、離職の日以前の一定期間に、次の「被保険者期間」が必要です。

① 「一般被保険者」に該当する方の場合

離職の日以前2年間に賃金支払基礎日数11日以上の月が12か月以上あること。

(ただし、倒産・解雇などによる離職の場合及び雇止めなどによる離職の場合は、離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数11日以上の月が6か月以上でも可。)

② 「高年齢被保険者」に該当する方の場合

離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数11日以上の月が6か月以上あること。

(4) 雇用継続給付の受給資格要件

被保険者が一定の要件を満たせば、以下の雇用継続給付の支給を受けることができます。

① 高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金

被保険者が60歳から65歳になるまでの間について、一定の要件を満たした場合、60歳以後の各月の賃金の最大15%を支給します。

② 育児休業給付金

被保険者が育児休業を取得した場合において、一定の要件を満たした場合、休業開始から6カ月までは休業開始前賃金の67%、それ以降は50%を支給します。

③ 介護休業給付金

被保険者が介護休業を取得した場合において、一定の要件を満たした場合、休業開始前賃金の67%を支給します。

雇用保険の適用・給付の詳細については、お近くのハローワークにお問い合わせください。

2. 労災保険による補償も受けられます

パートタイム労働者も労災保険による補償を受けることができます。

業務災害に係る保険給付の種類としては、①療養補償給付、②休業補償給付、③障害補償給付、④遺族補償給付、⑤葬祭料、⑥傷病補償年金、⑦介護補償給付があります。また、通勤災害についても同様の給付があります。

そのほか、事業主の行う定期健康診断において脳・心臓疾患に関連する項目で異常の所見が見られた場合に支給する二次健康診断等給付があります。

労災保険の適用・給付の詳細については、お近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

3. 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用

すべての法人事業所と、農林水産業など一定の業種を除く常時5人以上の従業員を使用する個人事業所は、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の強制適用事業所となります。適用事業所の従業員であれば、パートタイム労働者も一定の要件を満たせば被保険者になります。パートタイム労働者に対する社会保険の適用は、原則次の通りです。

資格要件	所定労働時間	1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満である者(注1)		
	年収	原則として年収が130万円(180万円(注2))未満	原則として年収が130万円(180万円(注2))以上	
適用	医療保険	健康保険等被用者 保険の被保険者	(家族が健康保険等 被用者保険に加入し ている場合)健康保 険等被用者保険の 被扶養者	(家族が健康保険等 被用者保険に加入し ていない場合)国民 健康保険の被保険 者
	年金	厚生年金保険の被 保険者(国民年金の 第2号被保険者)	(配偶者が厚生年金 保険の被保険者の場 合)国民年金の第 3号被保険者	(配偶者が厚生年金 保険の被保険者でな い場合)国民年金の 第1号被保険者

(注1) 1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上である者に社会保険（健康保険・厚生年金保険）が適用されます。また、4分の3未満であっても、①週の所定労働時間が20時間以上であること、②月額賃金が8.8万円以上であること、③勤務期間が1年以上見込まれること、④学生ではないこと、⑤従業員数501人以上の企業に使用されていること（500人以下の企業でも労使合意があれば適用対象となる）の5つの条件を満たす場合には、社会保険に加入することとなります。

(注2) 認定対象者が60歳以上である場合（医療保険のみ）、又は、おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合。

社会保険の適用拡大に関する情報はこちらをご覧ください

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai.html>



4. 税制の適用

パートタイム労働者も、給与所得者として、その年収額によっては次表のとおり課税の対象となります。また、パートタイム労働者と生計を一にするその配偶者は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができる場合があります（適用要件については次表を参照してください）。

配偶者特別控除は、税制上の「手取り収入の逆転現象」（パートタイム労働者本人の収入が一定額を超えると、かえって世帯全体の手取り収入が減少する現象）を防ぐ観点から設けられています。

※ 平成 30 年度税制改正により給与所得控除及び基礎控除の金額等の改正が行われていますが、下記の金額等は、その改正の適用前の制度（平成 31（令和元）年分までの所得税及び令和 2 年度分までの住民税について適用される制度）に基づいて記載しています。

「パートタイム労働者の年収額」と「本人に対する課税」「配偶者が適用を受けることができる控除」

パートタイム労働者の年収額	(1) パートタイム労働者本人		(2) 本人の配偶者	
	課税の対象となるかどうか		適用を受けることができる控除	
	所得税	住民税（所得割）	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	×	×	○	×
100万円を超え103万円以下	×	○	○	×
103万円を超え201万6千円未満	○	○	×	○
201万6千円以上	○	○	×	×

※ ただし、配偶者が適用を受けることができる控除は、その配偶者の年間の給与等の年収が 1,220 万円（合計所得金額が 1,000 万円）を超える場合は、控除の適用を受けることはできません。

(1) パートタイム労働者本人に対する課税について

① 所得税（国税）の場合：年収 103 万円^{※1}（給与所得控除 65 万円 + 基礎控除 38 万円）まで課税されません。

※ 1 令和 2 年分以後についても、引き続き年収 103 万円まで課税されないこととなります。

② 住民税（地方税）の場合：所得割と均等割が課されますが、所得割は年収 100 万円^{※2}（給与所得控除 65 万円 + 所得割非課税範囲 35 万円）まで、均等割は均等割非課税範囲までは課税されません。なお、均等割については、課税対象者には、一律の額（標準税額は年額 4,000 円^{※3}）が課税されます。詳しくは市町村などにお問い合わせください。

※ 2 令和 3 年度分以後の所得割についても、引き続き年収 100 万円まで課税されないこととなります。

※ 3 東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、臨時的な税制上の措置として、平成 26 年度から令和 5 年度までの間、均等割の標準税率を道府県民税・市町村民税それぞれ年額 500 円引き上げています。

(2) パートタイム労働者の配偶者に対する課税について

配偶者（特別）控除額は、パートタイム労働者及び配偶者の給与等の年収額に応じて、それぞれ次ページの表のとおりです。

配偶者の給与等の年収額に応じて控除額が遞減する仕組みが導入されており、配偶者の給与等の年収額が 1,220 万円（合計所得金額が 1,000 万円）を超える場合は、控除の適用を受けることはできません。

パートタイム労働者及び配偶者の年収額と配偶者の所得控除額の関係
(所得税(国税)及び住民税(地方税)の計算上の控除額)

		配偶者の給与等の年収額 (配偶者の合計所得金額)					
		1,120万円以下 (900万円以下)		1,120万円超 1,170万円以下 〔900万円超 950万円以下〕		1,170万円超 1,220万円以下 〔950万円超 1,000万円以下〕	
		所得税 (国税)	住民税 (地方税)	所得税 (国税)	住民税 (地方税)	所得税 (国税)	住民税 (地方税)
配偶者控除 (A)	パートタイム労働者の年収額 103万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
配偶者 特別控除 (B)	パートタイム労働者の年収額 103万円超 150万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
	150万円超 155万円以下	36万円	33万円	24万円	22万円	12万円	11万円
	155万円超 160万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円
	160万円超 166万8千円未満	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
	166万8千円以上 175万2千円未満	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
	175万2千円以上 183万2千円未満	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
	183万2千円以上 190万4千円未満	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
	190万4千円以上 197万2千円未満	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
	197万2千円以上 201万6千円未満	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円
	201万6千円以上	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年分以後の所得税及び令和3年度分以後の住民税については、配偶者の給与等の年収額が1,195万円（合計所得金額が1,000万円）（子育て世帯等に該当する場合は1,210万円（合計所得金額等が1,000万円））を超える場合は、控除の適用を受けることはできません。

(参考) 配偶者控除・配偶者特別控除の考え方(所得税(国税)の場合)

(万円) ※配偶者の給与等の年収額が1,120万円（合計所得金額が900万円）以下の場合



所得税の詳細についてはお近くの税務署に、住民税の詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

VIII. パートタイム労働者を雇用する事業主への支援

<パートタイム・有期雇用労働法に対応するための支援ツール>

厚生労働省では、同一労働同一賃金の実現に向けて、以下の支援ツールを作成しています。厚生労働省ホームページ(同一労働同一賃金特集ページ)に掲載していますので、自社の状況に応じて、ご参照ください。



・パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書

→自社の状況が法律の内容に沿ったものなのかどうか、点検の手順を示しています。

・不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル

→具体例を付しながら、各種手当、福利厚生、教育訓練、賞与、基本給について、点検・検討の手順を示しています。業界の特性を踏まえた7業界(スーパーマーケット業、食品製造業、印刷業、自動車部品製造業、生活衛生業、福祉業及び労働者派遣業)の業界別マニュアルと、全業種共通の業界共通版があります。

・職務評価を用いた基本給の点検・検討マニュアル

→基本給に関する均等・均衡待遇の状況を確認し、等級制度や賃金制度を設計する1つの手法として、職務評価について解説しています。

・パートタイム・有期雇用労働法の解説動画

→パートタイム・有期雇用労働法の内容について、施行に向けて、事業主の皆さんに取り組んでいただきたいことについて解説しています。

・同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)→48 ページ、87 ページ

1. パート・有期労働ポータルサイト

厚生労働省では、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法をはじめとした、パートタイム・有期雇用労働に関する情報を「パート・有期労働ポータルサイト」で情報提供しています。

本サイトでは、「職務分析・職務評価導入支援サイト」、「短時間正社員制度導入支援ナビ」(27 ページ) のほか、「パート労働者活躍企業診断サイト」、「パート労働者活躍企業宣言サイト」、「パート労働者活躍企業好事例バンク」等が利用できます。

パート・有期労働ポータルサイト : <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

2. キャリアアップ助成金

パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者といつたいわゆる非正規雇用の労働者（以下「有期契約労働者等」といいます。）の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善といった取組を実施した事業主に対して支給する助成金です。

正社員化コース

※<>は生産性の向上が認められる場合の額、（ ）内は大企業の額

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合に助成します。

- ① 有期→正規 : 1人当たり 57万円<72万円> (42.75万円<54万円>)
 - ② 有期→無期 : 1人当たり 28.5万円<36万円> (21.375万円<27万円>)
 - ③ 無期→正規 : 1人当たり 28.5万円<36万円> (21.375万円<27万円>)
- <①～③合わせて1年度1事業所当たり20人まで>

※正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。

※派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者又は多様な正社員として直接雇用した場合に助成額を加算

- ・①③ : 1人当たり 28.5万円<36万円> (大企業も同額) 加算

※母子家庭の母等又は父子家庭の父を転換等した場合に助成額を加算（転換等した日において母子家庭の母等又は父子家庭の父である必要があります）
若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合に助成額を加算（転換等した日において35歳未満である必要があります）

- ・いずれも① : 1人当たり 9.5万円<12万円>、②③: 4.75万円<6万円> (大企業も同額) 加算

※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、有期契約労働者等を当該雇用区分に転換又は直接雇用した場合に助成額を加算

- ・①③ : 1事業所当たり 9.5万円<12万円> (7.125万円<9万円>) 加算

賃金規定等改定コース

※<>は生産性の向上が認められる場合の額、（ ）内は大企業の額

全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合に助成します。

- ① 全ての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が 1人～3人 : 1事業所当たり 9.5万円<12万円> (7.125万円<9万円>)
4人～6人 : 1事業所当たり 19万円<24万円> (14.25万円<18万円>)
7人～10人 : 1事業所当たり 28.5万円<36万円> (19万円<24万円>)
11人～100人 : 1人当たり 2.85万円<3.6万円> (1.9万円<2.4万円>)

- ② 一部の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が 1人～3人 : 1事業所当たり 4.75万円<6万円> (3.325万円<4.2万円>)
4人～6人 : 1事業所当たり 9.5万円<12万円> (7.125万円<9万円>)
7人～10人 : 1事業所当たり 14.25万円<18万円> (9.5万円<12万円>)
11人～100人 : 1人当たり 1.425万円<1.8万円> (0.95万円<1.2万円>)

<1年度1事業所当たり100人まで、申請回数は1年度1回のみ>

※ 中小企業において3%以上増額改定した場合に助成額を加算

全ての賃金規定等改定 : 1人当たり 1.425万円 <1.8万円> 一部の賃金規定等改定 : 1人当たり 0.76万円<0.96万円>

※「職務評価」の手法の活用により待遇改善を実施した場合 : 1事業所当たり 19万円<24万円> (14.25万円<18万円>) を加算
ただし、職務評価加算については平成31年4月以降の取組から1事業所当たり1回限りの支給となります。

健康診断制度コース

※<>は生産性の向上が認められる場合の額、（ ）内は大企業の額

有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成します。

1事業所当たり 38万円<48万円> (28.5万円<36万円>)
<1事業所当たり1回のみ>

賃金規定等共通化コース

※<>は生産性の向上が認められる場合の額、() 内は大企業の額

有期契約労働者等に関する正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成します。

1事業所当たり 57万円<72万円>(42.75万円<54万円>)

<1事業所当たり1回のみ>

※対象となる有期契約労働者等(2人目以降)につき、1人当たり 2万円<2.4万円>(1.5万円<1.8万円>)を加算

諸手当制度共通化コース

※<>は生産性の向上が認められる場合の額、() 内は大企業の額

有期契約労働者等に関する正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成します。

1事業所当たり 38万円<48万円>(28.5万円<36万円>)

<1事業所当たり1回のみ>

※対象となる有期契約労働者等(2人目以降)につき、1人当たり 1.5万円<1.8万円>(1.2万円<1.4万円>)を加算

※同時に共通化した諸手当(2つ目以降)につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>(12万円<14.4万円>)を加算

選択的適用拡大導入時処遇改善コース

※<>は生産性の向上が認められる場合の額、() 内は大企業の額

労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成します。

基本給の増額割合に応じて、

3%以上5%未満:1人当たり 2.9万円<3.6万円> (2.2万円<2.7万円>)

5%以上7%未満:1人当たり 4.7万円<6万円> (3.6万円<4.5万円>)

7%以上 10%未満:1人当たり 6.6万円<8.3万円> (5万円<6.3万円>)

10%以上 14%未満:1人当たり 9.4万円<11.9万円> (7.1万円<8.9万円>)

14%以上:1人当たり 13.2万円<16.6万円> (9.9万円<12.5万円>)

<1事業所当たり1回のみ、支給申請上限人数は45人まで>

※本コースは、平成32年3月31日までの暫定措置となります。

※対象労働者が複数以上あり、基本給の増額割合が異なる場合は、最も低い増額割合の区分の支給額が適用されます。

短時間労働者労働時間延長コース

※<>は生産性の向上が認められる場合の額、() 内は大企業の額

短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成します。

・短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し新たに社会保険に適用した場合

1人当たり 22.5万円<28.4万円> (16.9万円<21.3万円>)

※平成32年3月31日までの間、支給額を増額しています。

・賃金規定等改定コース又は選択的適用拡大導入時処遇改善コースと併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し、新たに社会保険に適用した場合

※平成32年3月31日までの暫定措置となります。

1時間以上2時間未満:1人当たり 4.5万円<5.7万円> (3.4万円<4.3万円>)

2時間以上3時間未満:1人当たり 9万円<11.4万円> (6.8万円<8.6万円>)

3時間以上4時間未満:1人当たり 13.5万円<17万円> (10.1万円<12.8万円>)

4時間以上5時間未満:1人当たり 18万円<22.7万円> (13.5万円<17万円>)

<1年度1事業所当たり支給上限人数は45人まで> ※平成32年3月31日までの間、上限人数を緩和しています。

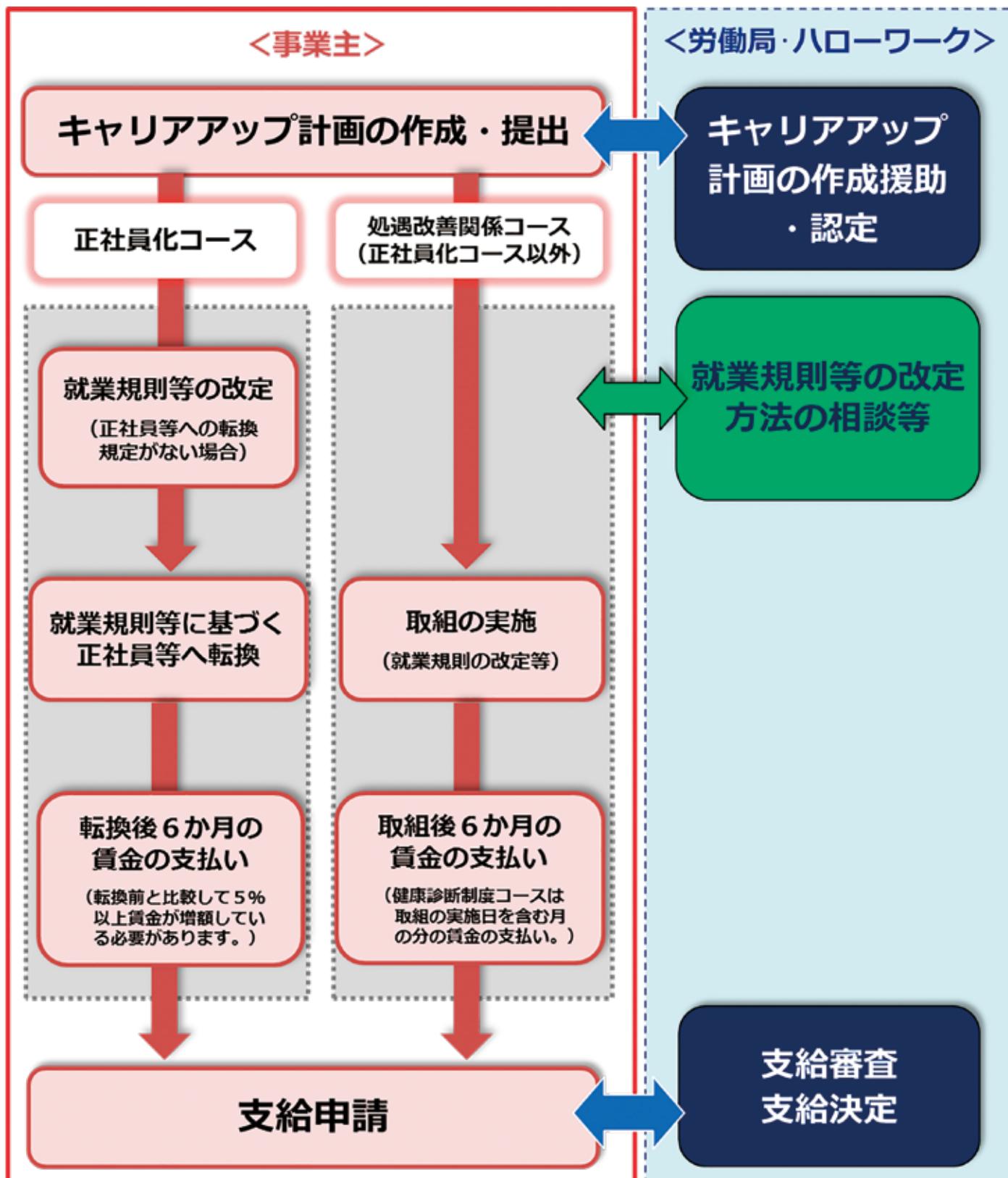
キャリアアップ助成金を受給するためには

キャリアアップ計画※を作成し、事業所を管轄する都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

※「キャリアアップ計画」とは、有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取組を計画的に進めるため、事業所におけるおおまかな取組のイメージ（対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等）をあらかじめ記載していただくものです。

受給までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用に当たっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。



キャリアアップ助成金の詳細なご案内は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

支給要件等の詳細については、お近くの労働局、ハローワークにお問い合わせください。

3. 人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）

有期契約労働者等に対し、人材育成を実施した事業主に対して支給する助成金です。

特別育成訓練コース

有期契約労働者等に下記の訓練を行った場合に助成

- ・一般職業訓練(Off-JT)（育児休業中訓練及び中長期的キャリア形成訓練(※)を含む。）
- ・有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練)
- ・中小企業等担い手育成訓練(業界団体を活用した、Off-JTとOJTを組み合わせた最大3年の職業訓練)
※ 中長期的キャリア形成訓練(厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定する講座(Off-JT))

支給額 ※＜＞は生産性の向上が認められる場合の額、()内は大企業の額

Off-JT《1人当たり》支給額

賃金助成: 1h当たり 760 円<960 円> (475 円<600 円>)

経費助成: Off-JT の訓練時間数に応じた額

	一般職業訓練・有期実習型訓練	中長期的キャリア形成訓練(有期実習型(注))
100 時間未満	10 万円(7万円)	15 万円(10 万円)
100 時間以上 200 時間未満	20 万円(15 万円)	30 万円(20 万円)
200 時間以上	30 万円(20 万円)	50 万円(30 万円)

(注)有期実習型訓練修了後、対象労働者が正規雇用等に転換された場合

OJT《1人当たり》支給額

実施助成: 1h当たり 760 円<960 円> (665 円<840 円>)

人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）を受給するためには

訓練開始の日から起算して 1 ヶ月前までに、訓練計画届を作成し、事業所を管轄する都道府県労働局長の確認を受ける必要があります。

人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）の詳細なご案内は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

支給要件等の詳細については、お近くの労働局、ハローワークにお問い合わせください。

4. ジョブ・カード制度の雇用型訓練（キャリア・アップ型）

自社内のパートタイム労働者等を対象に、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練を実施し、能力を向上させた上で正社員への転換を図ることができます。この訓練を実施する事業主には、上記 3 の人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）が支給されます。

訓練実施計画の作成方法や訓練基準の詳細、手続き等については、全国各地の主要な商工会議所に設置されている地域ジョブ・カード（サポート）センターにお問い合わせください。

ホームページ : <https://www.jc-center.jp/index.html>

5. 中小企業退職金共済制度

中小企業において、独自に退職金制度を確立することが困難な場合、中小企業事業主が掛金を拠出し、（独）勤労者退職金共済機構が管理・運用する共済の仕組みにより、中小企業の従業員に対して同機構から退職金を支給する制度であり、パートタイム労働者（1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者よりも短く、かつ30時間未満である場合）も有期契約労働者も加入させることができます。

メリットとしては、主に以下のようなものがあります。

① 国の掛金助成

新しく制度に加入する事業主に対しては、加入後4ヶ月目から1年間、掛金の2分の1（上限5,000円）を加入後4か月目から1年間、助成する制度があります。

② 掛金は全額非課税

掛金は法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

③ 退職金は従業員へ

退職金は、（独）勤労者退職金共済機構から直接、振り込まれます。また、一定の要件を満たせば、分割して受け取ることもできます。

なお、掛金月額は、通常5,000円～30,000円のところ、パートタイム労働者については、2,000円、3,000円、4,000円の特例掛金を選択することも可能となっています。

○中小企業退職金共済制度の詳細については、下記までお問い合わせください。

（独）勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 Tel: 03-6907-1234

IX. 参考資料

1. パートタイム労働法の概要

パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働者の納得性の向上、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員への転換の推進等を図る。

1 労働条件の文書の交付等・説明義務

- ・ 労働基準法上の書面の交付等の義務に加え、昇給、退職手当、賞与の有無及び相談窓口について、文書の交付等による明示を事業主に義務付け（過料あり）（第6条）
- ・ パートタイム労働者の雇入れ時に、講ずる雇用管理の改善に関する措置の内容（賃金制度の内容等）の説明を事業主に義務付け（第14条第1項）
- ・ パートタイム労働者から求めがあった場合に、待遇の決定に当たって考慮した事項の説明を事業主に義務付け（第14条第2項）
- ・ パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備を事業主に義務付け（第16条）

2 均等・均衡待遇の確保の促進

- ・ 広く全てのパートタイム労働者を対象として、パートタイム労働者の待遇について、正社員の待遇との相違は、職務の内容、職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする「短時間労働者の待遇の原則」を規定（第8条）
- ・ 正社員と同視すべきパートタイム労働者について、差別的取扱いを禁止（第9条）
※「正社員と同視すべきパートタイム労働者」：職務の内容及び職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）が正社員と同じパートタイム労働者
- ・ その他のパートタイム労働者について、賃金の決定、教育訓練の実施及び福利厚生施設の利用に関し、多様な就業実態に応じて、正社員と均衡のとれた待遇の確保に努めることを事業主に義務付け（第10条～第12条）

3 通常の労働者への転換の推進

- ・ 正社員の募集を行う場合のパートタイム労働者への周知、新たに正社員を配置する場合のパートタイム労働者への応募の機会の付与、正社員への転換のための試験制度等、正社員への転換を推進するための措置を事業主に義務付け（第13条）

4 苦情処理・紛争解決援助

- ・ 苦情の自主的な解決に努めるよう、事業主に義務付け（第22条）
- ・ 義務規定に関し、都道府県労働局長による紛争解決援助及び調停を整備（第23条～第26条）

5 実効性の確保

- ・ 都道府県労働局長（厚生労働大臣から委任）による報告の徴収、助言、指導及び勧告（第18条第1項）
- ・ 報告拒否・虚偽報告に対する過料（第30条）
- ・ 厚生労働大臣の勧告に従わない場合の事業主名の公表（第18条第2項）

2. パートタイム労働法（抄）

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(抄) (平成5年法律第76号)

※下線部は改正部分

現行	改正後(2020年4月1日以降)
<u>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律</u>	<u>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律</u>
目次	目次
第1章 総則(第1条—第4条)	第1章 総則(第1条—第4条)
第2章 短時間労働者対策基本方針(第5条)	第2章 短時間・有期雇用労働者対策基本方針(第5条)
第3章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等	第3章 短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等
第1節 雇用管理の改善等に関する措置(第6条—第18条)	第1節 雇用管理の改善等に関する措置(第6条—第18条)
第2節 事業主等に対する国の援助等(第19条—第21条)	第2節 事業主等に対する国の援助等(第19条—第21条)
第4章 紛争の解決	第4章 紛争の解決
第1節 紛争の解決の援助(第22条—第24条)	第1節 紛争の解決の援助等(第22条—第24条)
第2節 調停(第25条—第27条)	第2節 調停(第25条—第27条)
第5章 雜則(第28条—第31条)	第5章 雜則(第28条—第31条)
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第1条 この法律は、我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、 <u>短時間労働者の果たす役割の重要性が増大していることにかんがみ、短時間労働者について、その適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるよう</u> にし、もってその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。	第1条 この法律は、我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、 <u>短時間・有期雇用労働者の果たす役割の重要性が増大していることに鑑み、短時間・有期雇用労働者について、その適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間・有期雇用労働者がその有する能力を有効に発揮することができるよう</u> にし、もってその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この法律において「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者にあっては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者）の1週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。	第2条 この法律において「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者（当該事業主に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業主に雇用される労働者にあっては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者）の1週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。 2 この法律において「有期雇用労働者」とは、事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者をいう。 3 この法律において「短時間・有期雇用労働者」とは、短時間労働者及び有期雇用労働者をいう。
(基本的理念)	(基本的理念)
第3条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、その就業の実態等を考慮して、適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善及び通常の労働者への転換（短時間労働者が雇用される事業所において通常の労働者として雇い入れられることをいう。以下同じ。）の推進（以下「雇用管理の改善等」という。）に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図り、当該短時間労働者がその有する能力を有	第3条 事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者について、その就業の実態等を考慮して、適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善及び通常の労働者への転換（短時間・有期雇用労働者が雇用される事業所において通常の労働者として雇い入れられることをいう。以下同じ。）の推進（以下「雇用管理の改善等」という。）に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図り、当該短時間・有期

<p>効に發揮することができるよう努めるものとする。</p> <p>2 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する<u>短時間労働者</u>の雇用管理の改善等に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第4条 国は、<u>短時間労働者</u>の雇用管理の改善等について事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な指導、援助等を行うとともに、<u>短時間労働者</u>の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るために必要な広報その他の啓発活動を行うほか、その職業能力の開発及び向上等を図る等、<u>短時間労働者</u>の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、<u>短時間労働者</u>の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するよう努めるものとする。</p>	<p><u>雇用労働者</u>がその有する能力を有効に發揮する都能够するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する<u>短時間・有期雇用労働者</u>の雇用管理の改善等に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第4条 国は、<u>短時間・有期雇用労働者</u>の雇用管理の改善等について事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な指導、援助等を行うとともに、<u>短時間・有期雇用労働者</u>の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るために必要な広報その他の啓発活動を行うほか、その職業能力の開発及び向上等を図る等、<u>短時間・有期雇用労働者</u>の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、<u>短時間・有期雇用労働者</u>の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するよう努めるものとする。</p>
<p>第2章 短時間労働者対策基本方針</p> <p>第5条 厚生労働大臣は、<u>短時間労働者</u>の福祉の増進を図るために、<u>短時間労働者</u>の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき方針(以下この条において「<u>短時間労働者対策基本方針</u>」といふ。)を定めるものとする。</p> <p>2 <u>短時間労働者対策基本方針</u>に定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>短時間労働者</u>の職業生活の動向に関する事項 二 <u>短時間労働者</u>の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項 三 前二号に掲げるもののほか、<u>短時間労働者</u>の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項 <p>3 <u>短時間労働者対策基本方針</u>は、<u>短時間労働者</u>の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。</p> <p>4 厚生労働大臣は、<u>短時間労働者対策基本方針</u>を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>5 厚生労働大臣は、<u>短時間労働者対策基本方針</u>を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>6 前二項の規定は、<u>短時間労働者対策基本方針</u>の変更について準用する。</p>	<p>第2章 短時間・有期雇用労働者対策基本方針</p> <p>第5条 厚生労働大臣は、<u>短時間・有期雇用労働者</u>の福祉の増進を図るために、<u>短時間・有期雇用労働者</u>の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき方針(以下この条において「<u>短時間・有期雇用労働者対策基本方針</u>」といふ。)を定めるものとする。</p> <p>2 <u>短時間・有期雇用労働者対策基本方針</u>に定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>短時間・有期雇用労働者</u>の職業生活の動向に関する事項 二 <u>短時間・有期雇用労働者</u>の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項 三 前二号に掲げるもののほか、<u>短時間・有期雇用労働者</u>の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項 <p>3 <u>短時間・有期雇用労働者対策基本方針</u>は、<u>短時間・有期雇用労働者</u>の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。</p> <p>4 厚生労働大臣は、<u>短時間・有期雇用労働者対策基本方針</u>を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>5 厚生労働大臣は、<u>短時間・有期雇用労働者対策基本方針</u>を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>6 前二項の規定は、<u>短時間・有期雇用労働者対策基本方針</u>の変更について準用する。</p>
<p>第3章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等</p> <p>第1節 雇用管理の改善等に関する措置</p> <p>(労働条件に関する文書の交付等)</p> <p>第6条 事業主は、<u>短時間労働者</u>を雇い入れたときは、速やかに、当該<u>短時間労働者</u>に対して、労働条件に関する事項のうち労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 15 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであって厚生労働省令で定めるもの(次項及び第 14 条第 1 項において「特定事項」という。)を文書の交付その他厚生労働省令で定める方法(次項において「文書の交付等」という。)により明示しなければならない。</p> <p>2 事業主は、前項の規定に基づき特定事項を明示するときは、労働条件に関する事項のうち特定事項及び労働基準法第 15 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものについても、文書の交付等により明示するよう努めるものとする。</p>	<p>第3章 短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等</p> <p>第1節 雇用管理の改善等に関する措置</p> <p>(労働条件に関する文書の交付等)</p> <p>第6条 事業主は、<u>短時間・有期雇用労働者</u>を雇い入れたときは、速やかに、当該<u>短時間・有期雇用労働者</u>に対して、労働条件に関する事項のうち労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 15 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであって厚生労働省令で定めるもの(次項及び第 14 条第 1 項において「特定事項」という。)を文書の交付その他厚生労働省令で定める方法(次項において「文書の交付等」という。)により明示しなければならない。</p> <p>2 事業主は、前項の規定に基づき特定事項を明示するときは、労働条件に関する事項のうち特定事項及び労働基準法第 15 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものについても、文書の交付等により明示するよう努めるものとする。</p>

<p>(就業規則の作成の手続)</p> <p>第7条 事業主は、<u>短時間労働者</u>に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、当該事業所において雇用する短時間労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くように努めるものとする。</p>	<p>(就業規則の作成の手続)</p> <p>第7条 事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、当該事業所において雇用する短時間労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くように努めるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、事業主が有期雇用労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとする場合について準用する。この場合において、「<u>短時間労働者</u>」とあるのは、「有期雇用労働者」と読み替えるものとする。</p>
<p>(短時間労働者の待遇の原則)</p> <p>第8条 事業主が、その雇用する<u>短時間労働者</u>の待遇を、当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合においては、当該待遇の相違は、当該短時間労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。</p>	<p>(不合理な待遇の禁止)</p> <p>第8条 事業主は、その雇用する<u>短時間・有期雇用労働者</u>の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。</p>
<p>(通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止)</p> <p>第9条 事業主は、職務の内容が<u>当該事業所に雇用される通常の労働者</u>と同一の<u>短時間労働者</u>(第11条第1項において「<u>職務内容同一短時間労働者</u>」といふ。)であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの(次条及び同項において「<u>通常の労働者と同視すべき短時間労働者</u>」といふ。)については、<u>短時間労働者</u>であることを理由として、<u>賃金の決定</u>、<u>教育訓練の実施</u>、<u>福利厚生施設</u>の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>(通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者に対する差別的取扱いの禁止)</p> <p>第9条 事業主は、職務の内容が通常の労働者と同一の<u>短時間・有期雇用労働者</u>(第11条第1項において「<u>職務内容同一短時間・有期雇用労働者</u>」といふ。)であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの(次条及び同項において「<u>通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者</u>」といふ。)については、<u>短時間・有期雇用労働者</u>であることを理由として、<u>基本給</u>、<u>賞与</u>その他の待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならない。</p>
<p>(賃金)</p> <p>第10条 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する<u>短時間労働者</u>(<u>通常の労働者と同視すべき短時間労働者</u>を除く。次条第2項及び第12条において同じ。)の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は<u>経験等</u>を勘案し、その賃金(通勤手当、<u>退職手当</u>その他の厚生労働省令で定めるものを除く。)を決定するように努めるものとする。</p>	<p>(賃金)</p> <p>第10条 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する<u>短時間・有期雇用労働者</u>(<u>通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者</u>を除く。次条第2項及び第12条において同じ。)の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は<u>経験等</u>その他の就業の実態に関する事項を勘案し、その賃金(通勤手当その他の厚生労働省令で定めるものを除く。)を決定するように努めるものとする。</p>
<p>(教育訓練)</p> <p>第11条 事業主は、通常の労働者に対して実施する教育訓練であつて、当該通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては、<u>職務内容同一短時間労働者</u>(<u>通常の労働者</u>と同視すべき<u>短時間労働者</u>を除く。以下この項において同じ。)が既に当該職務に必要な能力を有している場合その他の厚生労働省令で定める場合を除き、<u>職務内容同一短時間労働者</u>に対しても、これを実施しなければならない。</p>	<p>(教育訓練)</p> <p>第11条 事業主は、通常の労働者に対して実施する教育訓練であつて、当該通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては、<u>職務内容同一短時間・有期雇用労働者</u>(<u>通常の労働者</u>と同視すべき<u>短時間・有期雇用労働者</u>を除く。以下この項において同じ。)が既に当該職務に必要な能力を有している場合その他の厚生労働省令で定める場合を除き、<u>職務内容同一短時間・有期雇用労働者</u>に対しても、これを実施しなければならない。</p>
<p>2 事業主は、前項に定めるもののほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する<u>短時間労働者</u>の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び<u>経験等</u>に応じ、当該<u>短時間労働者</u>に対して教育訓練を実施するように努めるものとする。</p>	<p>2 事業主は、前項に定めるもののほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する<u>短時間・有期雇用労働者</u>の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び<u>経験等</u>その他の就業の実態に関する事項に応じ、当該<u>短時間・有期雇用労働者</u>に対して教育訓練を実施するように努めるものとする。</p>
<p>(福利厚生施設)</p> <p>第12条 事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であつて、健康の保持又は業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その雇用する<u>短時間労働者</u>に対しても、利用の機会を<u>与えるように配慮しなければならない</u>。</p>	<p>(福利厚生施設)</p> <p>第12条 事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であつて、健康の保持又は業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その雇用する<u>短時間・有期雇用労働者</u>に対しても、利用の機会を<u>与えなければならぬ</u>。</p>

(通常の労働者への転換)

第13条 事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間労働者について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- 一 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る事業所に掲示すること等により、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間労働者に周知すること。
- 二 通常の労働者の配置を新たに行う場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用する短時間労働者に対して与えること。
- 三 一定の資格を有する短時間労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

(事業主が講ずる措置の内容等の説明)

第14条 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、第9条から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項(労働基準法第15条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項及び特定事項を除く。)に関し講ずることとしている措置の内容について、当該短時間労働者に説明しなければならない。

2 事業主は、その雇用する短時間労働者から求めがあつたときは、第6条、第7条及び第9条から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項について、当該短時間労働者に説明しなければならない。

(指針)

第15条 厚生労働大臣は、第6条から前条までに定めるものほか、第3条第1項の事業主が講ずべき雇用管理の改善等に関する措置等に關し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

2 第5条第3項から第5項までの規定は指針の策定について、同条第4項及び第5項の規定は指針の変更について準用する。

(相談のための体制の整備)

第16条 事業主は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に關し、その雇用する短時間労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

(短時間雇用管理者)

第17条 事業主は、常時厚生労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとする。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告等)

第18条 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るために必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 厚生労働大臣は、第6条第1項、第9条、第11条第1項、第12条から第14条まで及び第16条の規定に違反している事業主に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 前2項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(通常の労働者への転換)

第13条 事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間・有期雇用労働者について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- 一 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る事業所に掲示すること等により、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間・有期雇用労働者に周知すること。
- 二 通常の労働者の配置を新たに行う場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用する短時間・有期雇用労働者に対して与えること。
- 三 一定の資格を有する短時間・有期雇用労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

(事業主が講ずる措置の内容等の説明)

第14条 事業主は、短時間・有期雇用労働者を雇い入れたときは、速やかに、第8条から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項(労働基準法第15条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項及び特定事項を除く。)に関し講ずることとしている措置の内容について、当該短時間・有期雇用労働者に説明しなければならない。

2 事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者から求めがあつたときは、当該短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由並びに第6条から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項について、当該短時間・有期雇用労働者に説明しなければならない。

3 事業主は、短時間・有期雇用労働者が前項の求めをしたことを理由として、当該短時間・有期雇用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(指針)

第15条 厚生労働大臣は、第6条から前条までに定める措置その他の第3条第1項の事業主が講ずべき雇用管理の改善等に関する措置等に關し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

2 第5条第3項から第5項までの規定は指針の策定について、同条第4項及び第5項の規定は指針の変更について、それぞれ準用する。

(相談のための体制の整備)

第16条 事業主は、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に關し、その雇用する短時間・有期雇用労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

(短時間・有期雇用管理者)

第17条 事業主は、常時厚生労働省令で定める数以上の短時間・有期雇用労働者を雇用する事業所ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間・有期雇用管理者を選任するように努めるものとする。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告等)

第18条 厚生労働大臣は、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等を図るために必要があると認めるときは、短時間・有期雇用労働者を雇用する事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 厚生労働大臣は、第6条第1項、第9条、第11条第1項、第12条から第14条まで及び第16条の規定に違反している事業主に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 前2項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第2節 事業主等に対する国の援助等

(事業主等に対する援助)

第19条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇用する事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

(職業訓練の実施等)

第20条 国、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、短時間労働者及び短時間労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、短時間労働者、短時間労働者になろうとする者その他の関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓発活動を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。

(職業紹介の充実等)

第21条 国は、短時間労働者になろうとする者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適応することを容易にするため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第4章 紛争の解決

第1節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第22条 事業主は、第6条第1項、第9条、第11条第1項及び第12条から第14条までに定める事項に関し、短時間労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理を委ねる等その自主的な解決を図るために努めるものとする。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第23条 前条の事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、次条から第27条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第24条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、短時間労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該短時間労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第2節 調停

(調停の委任)

第25条 都道府県労働局長は、第23条に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第1項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定は、短時間労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第26条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第19条、第20条第1項及び第

第2節 事業主等に対する国の援助等

(事業主等に対する援助)

第19条 国は、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るため、短時間・有期雇用労働者を雇用する事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

(職業訓練の実施等)

第20条 国、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、短時間・有期雇用労働者及び短時間・有期雇用労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、短時間・有期雇用労働者、短時間・有期雇用労働者になろうとする者その他の関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓発活動を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。

(職業紹介の充実等)

第21条 国は、短時間・有期雇用労働者になろうとする者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適応することを容易にするため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第4章 紛争の解決

第1節 紛争の解決の援助等

(苦情の自主的解決)

第22条 事業主は、第6条第1項、第8条、第9条、第11条第1項及び第12条から第14条までに定める事項に関し、短時間・有期雇用労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理を委ねる等その自主的な解決を図るために努めるものとする。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第23条 前条の事項についての短時間・有期雇用労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、次条から第27条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第24条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、短時間・有期雇用労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該短時間・有期雇用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第2節 調停

(調停の委任)

第25条 都道府県労働局長は、第23条に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第1項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定は、短時間・有期雇用労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第26条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第19条、第20条第1項及び第

21条から第26条までの規定は、前条第1項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第19条第1項中「前条第1項」とあるのは「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第25条第1項」と、同法第20条第1項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第25条第1項中「第18条第1項」とあるのは「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第25条第1項」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第27条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第5章 雜則

(雇用管理の改善等の研究等)

第28条 厚生労働大臣は、短時間労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにするため、短時間労働者のその職域の拡大に応じた雇用管理の改善等に関する措置その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(適用除外)

第29条 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員については、適用しない。

(過料)

第30条 第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

第31条 第6条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

21条から第26条までの規定は、前条第1項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第19条第1項中「前条第1項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第25条第1項」と、同法第20条第1項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第25条第1項中「第18条第1項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第25条第1項」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第27条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第5章 雜則

(雇用管理の改善等の研究等)

第28条 厚生労働大臣は、短時間・有期雇用労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにするため、短時間・有期雇用労働者のその職域の拡大に応じた雇用管理の改善等に関する措置その他短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(適用除外)

第29条 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員については、適用しない。

(過料)

第30条 第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

第31条 第6条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

3. パートタイム労働法施行規則（抄）

〔 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（抄）（平成5年労働省令第34号）〕

※下線部は改正部分

現行	改正後（2020年4月1日以降）
<p>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則</p>	<p>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則</p>
<p>（法第2条の厚生労働省令で定める場合）</p> <p>第1条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「法」という。）第2条の厚生労働省令で定める場合は、同一の事業所に雇用される通常の労働者の従事する業務が2以上あり、かつ、当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する労働者の数が当該通常の労働者の数に比し著しく多い業務（当該業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間が他の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間のいずれよりも長い場合に係る業務を除く。）に当該事業所に雇用される労働者が従事する場合とする。</p>	<p>（法第2条第1項の厚生労働省令で定める場合）</p> <p>第1条 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「法」という。）第2条第1項の厚生労働省令で定める場合は、同一の事業主に雇用される通常の労働者の従事する業務が2以上あり、かつ、当該事業主に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する労働者の数が当該通常の労働者の数に比し著しく多い業務（当該業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間が他の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間のいずれよりも長い場合に係る業務を除く。）に当該事業主に雇用される労働者が従事する場合とする。</p>
<p>（法第6条第1項の明示事項及び明示の方法）</p> <p>第2条 法第6条第1項の厚生労働省令で定める短時間労働者に対して明示しなければならない労働条件に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 昇給の有無二 退職手当の有無三 賞与の有無四 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 <p>2 法第6条第1項の厚生労働省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを当該短時間労働者が希望した場合における当該方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 ファクシミリを利用してする送信の方法二 電子メールの送信の方法（当該短時間労働者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。） <p>3 前項第1号の方法により行われた法第6条第1項に規定する特定事項（以下本項において「特定事項」という。）の明示は、当該短時間労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、前項第2号の方法により行われた特定事項の明示は、当該短時間労働者の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該短時間労働者に到達したものとみなす。</p>	<p>（法第6条第1項の明示事項及び明示の方法）</p> <p>第2条 法第6条第1項の厚生労働省令で定める短時間・有期雇用労働者に対して明示しなければならない労働条件に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 昇給の有無二 退職手当の有無三 賞与の有無四 短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 <p>2 事業主は、法第6条第1項の規定により短時間・有期雇用労働者に対して明示しなければならない労働条件を事実と異なるものとしてはならない。</p> <p>3 法第6条第1項の厚生労働省令で定める方法は、第1項各号に掲げる事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを当該短時間・有期雇用労働者が希望した場合における当該方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 ファクシミリを利用してする送信の方法二 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該短時間・有期雇用労働者が当該電子メール等の記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。） <p>4 前項第1号の方法により行われた法第6条第1項に規定する特定事項（以下この項において「特定事項」という。）の明示は、当該短時間・有期雇用労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、前項第2号の方法により行われた特定事項の明示は、当該短時間・有期雇用労働者の使用に係る通信端末機器等により受信した時に、それぞれ当該短時間・有期雇用労働者に到達したものとみなす。</p>
<p>（法第10条の厚生労働省令で定める賃金）</p> <p>第3条 法第10条の厚生労働省令で定める賃金は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 通勤手当（職務の内容（法第8条に規定する職務の内容をいう。以下同じ。）に密接に関連して支払われるものを除く。）二 退職手当三 家族手当四 住宅手当五 別居手当六 子女教育手当七 前各号に掲げるもののほか、名称の如何を問わず支払われる	<p>（法第10条の厚生労働省令で定める賃金）</p> <p>第3条 法第10条の厚生労働省令で定める賃金は、通勤手当、家族手当、住宅手当、別居手当、子女教育手当その他名称の如何を問わず支払われる賃金（職務の内容（法第8条に規定する職務の内容をいう。）に密接に関連して支払われるものを除く。）とする。</p>

賃金のうち職務の内容に密接に関連して支払われるもの以外のも
の

(法第 11 条第1項の厚生労働省令で定める場合)

第4条 法第 11 条第1項の厚生労働省令で定める場合は、職務の内容が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者(法第9条に規定する通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。)が既に当該職務に必要な能力を有している場合とする。

(法第 12 条の厚生労働省令で定める福利厚生施設)

第5条 法第 12 条の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、次に掲げるものとする。
一 給食施設
二 休憩室
三 更衣室

(法第 17 条の厚生労働省令で定める数)

第6条 法第 17 条の厚生労働省令で定める数は、10 人とする。

(短時間雇用管理者の選任)

第7条 事業主は、法第 17 条に定める事項を管理するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該事項を管理する者を短時間雇用管理者として選任するものとする。

(権限の委任)

第8条 法第 18 条第1項に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、事業主の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長が行うものとする。

(準用)

第9条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和 61 年労働省令第2号)第3条から第 12 条までの規定は、法第 25 条第1項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第3条第1項中「法第 18 条第1項」とあるのは「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下「短時間労働者法」)と、同項並びに同令第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)及び第8条第1項中「機会均等調停会議」とあるのは「均衡待遇調停会議」と、同令第6条中「法第 18 条第1項」とあるのは「短時間労働者法第 25 条第1項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第8条第1項及び第3項中「法第 20 条第1項又は第2項」とあるのは「短時間労働者法第 26 条」において準用する法第 20 条第1項と、同項中「法第 20 条第1項」とあるのは「短時間労働者法第 26 条」において準用する法第 20 条第1項」と、同令第9条中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同令第 10 条第1項中「第4条第1項及び第2項」とあるのは「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則」第9条において準用する第4条第1項及び第2項」と、「第8条」とあるのは「同令第9条において準用する第8条」と、同令第 11 条第1項中「法第 21 条」とあるのは「短時間労働者法第 26 条」において準用する法第 21 条と、同令別記様式中「労働者」とあるのは「短時間労働者」と、「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

(法第 11 条第1項の厚生労働省令で定める場合)

第4条 法第 11 条第1項の厚生労働省令で定める場合は、職務の内容が当該事業主に雇用される通常の労働者と同一の短時間・有期雇用労働者(法第9条に規定する通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者を除く。)が既に当該職務に必要な能力を有している場合とする。

(法第 12 条の厚生労働省令で定める福利厚生施設)

第5条 法第 12 条の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、次に掲げるものとする。
一 給食施設
二 休憩室
三 更衣室

(法第 17 条の厚生労働省令で定める数)

第6条 法第 17 条の厚生労働省令で定める数は、10 人とする。

(短時間・有期雇用管理者の選任)

第7条 事業主は、法第 17 条に定める事項を管理するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該事項を管理する者を短時間・有期雇用管理者として選任するものとする。

(権限の委任)

第8条 法第 18 条第1項に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、事業主の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長が行うものとする。

(準用)

第9条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和 61 年労働省令第2号)第3条から第 12 条までの規定は、法第 25 条第1項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第3条第1項中「法第 18 条第1項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下「短時間・有期雇用労働者法」)と、同項並びに同令第4条(見出しを含む。)、第5条(見出しを含む。)及び第8条第1項中「機会均等調停会議」とあるのは「均衡待遇調停会議」と、同令第6条中「法第 18 条第1項」とあるのは「短時間・有期雇用労働者法第 25 条第1項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第8条第1項及び第3項中「法第 20 条第1項又は第2項」とあるのは「短時間・有期雇用労働者法第 26 条」において準用する法第 20 条第1項と、同項中「法第 20 条第1項」とあるのは「短時間・有期雇用労働者法第 26 条」において準用する法第 20 条第1項」と、同令第9条中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同令第 10 条第1項中「第4条第1項及び第2項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則」第9条において準用する第4条第1項及び第2項」と、「第8条」とあるのは「同令第9条において準用する第8条」と、同令第 11 条第1項中「法第 21 条」とあるのは「短時間・有期雇用労働者法第 26 条」において準用する法第 21 条と、同令別記様式中「労働者」とあるのは「短時間・有期雇用労働者」と、「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

4. パートタイム労働指針

事業主が講すべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針

(平成19年厚生労働省告示第326号)

※下線部は改正部分

現行	改正後(2020年4月1日以降)
<p><u>事業主が講すべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針</u></p>	<p><u>事業主が講すべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針</u></p>
<p>第1 趣旨</p> <p>この指針は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「<u>短時間労働者法</u>」といふ。)第3条第1項の事業主が講すべき適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善及び通常の労働者への転換の推進(以下「雇用管理の改善等」といふ。)に関する措置等に關し、その適切かつ有効な実施を図るため、<u>短時間労働者法第6条から第14条までに定めるもの</u>ほかに必要な事項を定めたものである。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>この指針は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「<u>短時間・有期雇用労働者法</u>」といふ。)第6条、第7条及び第10条から第14条までに定める措置その他の短時間・有期雇用労働者法第3条第1項の事業主が講すべき適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善及び通常の労働者への転換の推進(以下「雇用管理の改善等」といふ。)に関する措置等に關し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。</p>
<p>第2 事業主が講すべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等を講ずるに当たっての基本的考え方</p> <p>事業主は、<u>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等</u>を講ずるに当たって、次の事項を踏まえるべきである。</p> <p>1 労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等の労働に関する法令は<u>短時間労働者</u>についても適用があることを認識しこれを遵守しなければならないこと。</p> <p>2 短時間労働者法第6条から第14条までの規定に従い、<u>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等</u>を講ずるとともに、多様な就業実態を踏まえ、その職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験等に応じた待遇に係る措置を講ずるように努めるものとすること。</p> <p>3 <u>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等</u>を講ずるに際して、その雇用する通常の労働者その他の労働者の労働条件を合理的な理由なく一方的に不利益に変更することは法的に許されないこと、また、所定労働時間が通常の労働者と同一の有期契約労働者については、短時間労働者法第2条に規定する短時間労働者に該当しないが、短時間労働者法の趣旨が考慮されるべきあることに留意すること。</p>	<p>第2 事業主が講すべき短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等を講ずるに当たっての基本的考え方</p> <p>事業主は、<u>短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等</u>を講ずるに当たって、次の事項を踏まえるべきである。</p> <p>1 労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等の労働に関する法令は<u>短時間・有期雇用労働者</u>についても適用があることを認識しこれを遵守しなければならないこと。</p> <p>2 <u>短時間・有期雇用労働者法第6条から第14条までの規定に従い、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等</u>を講ずるとともに、多様な就業実態を踏まえ、その職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験等の他の就業の実態に関する事項に応じた待遇に係る措置を講ずるように努めるものとすること。</p> <p>3 <u>短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等</u>を講ずるに際して、その雇用する通常の労働者その他の労働者の労働条件を合理的な理由なく一方的に不利益に変更することは法的に許されないことに留意すること。</p>
<p>第3 事業主が講すべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等</p> <p>事業主は、第2の基本的考え方に基づき、特に、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。</p> <p>1 <u>短時間労働者の雇用管理の改善等</u></p> <p>(1) <u>労働時間</u></p> <p>イ 事業主は、短時間労働者の労働時間及び労働日を定め、又は変更するに当たっては、当該短時間労働者の事情を十分考慮するよう努めるものとする。</p> <p>ロ 事業主は、短時間労働者について、できるだけ所定労働時間を超えて、又は所定労働日以外の日に労働させないように努めるものとする。</p> <p>(2) <u>退職手当</u>その他の手当</p>	<p>第3 事業主が講すべき短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等</p> <p>事業主は、第2の基本的考え方に基づき、特に、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。</p> <p>1 <u>労働時間</u></p> <p>(1) 事業主は、<u>短時間・有期雇用労働者の労働時間及び労働日を定め、又は変更するに当たっては、当該短時間・有期雇用労働者の事情を十分考慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 事業主は、<u>短時間・有期雇用労働者について、できるだけ所定労働時間を超えて、又は所定労働日以外の日に労働させないように努めるものとする。</u></p>

事業主は、短時間労働者法第9条及び第10条に定めるもののはか、短時間労働者の退職手当、通勤手当その他の職務の内容に密接に関連して支払われるもの以外の手当についても、その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して定めるように努めるものとする。

(3) 福利厚生

事業主は、短時間労働者法第9条及び第12条に定めるもののはか、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等を目的とした福利厚生施設の利用及び事業主が行うその他の福利厚生の措置についても、短時間労働者の就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮した取扱いをするように努めるものとする。

2 待遇の相違の内容及び理由の説明

(1) 比較の対象となる通常の労働者

事業主は、職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲等が、短時間・有期雇用労働者の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲等に最も近いと事業主が判断する通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由について説明するものとする。

(2) 待遇の相違の内容

事業主は、待遇の相違の内容として、次のイ及びロに掲げる事項を説明するものとする。

イ 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間の待遇に関する基準の相違の有無

ロ 次の(イ)又は(ロ)に掲げる事項

(イ) 通常の労働者及び短時間・有期雇用労働者の待遇の個別具体的な内容

(ロ) 通常の労働者及び短時間・有期雇用労働者の待遇に関する基準

(3) 待遇の相違の理由

事業主は、通常の労働者及び短時間・有期雇用労働者の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、待遇の性質及び待遇を行う目的に照らして適切と認められるものに基づき、待遇の相違の理由を説明するものとする。

(4) 説明の方法

事業主は、短時間・有期雇用労働者がその内容を理解することができるよう、資料を活用し、口頭により説明することを基本とするものとする。ただし、説明すべき事項を全て記載した短時間・有期雇用労働者が容易に理解できる内容の資料を用いる場合には、当該資料を交付する等の方法でも差し支えない。

3 労使の話し合いの促進

(1) 事業主は、短時間労働者を雇い入れた後、当該短時間労働者から求めがあったときは、短時間労働者法第14条第2項に定める事項以外の、当該短時間労働者の待遇に係る事項についても、説明するように努めるものとする。

(2) 事業主は、短時間労働者の就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して雇用管理の改善等に関する措置等を講ずるに当たっては、当該事業所における関係労使の十分な話し合いの機会を提供する等短時間労働者の意見を聴く機会を設けるための適切な方法を工夫するように努めるものとする。

(3) 事業主は、短時間労働者法第22条に定める事項以外の、短時間労働者の就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮した待遇に係る事項についても、短時間労働者から苦情の申出を受けたときは、当該事業所における苦情処理の仕組みを活用する等その自主的な解決を図るように努めるものとする。

3 不利益取扱いの禁止

(1) 事業主は、短時間労働者が、短時間労働者法第7条に定める過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにするものとする。

4 不利益取扱いの禁止

(1) 事業主は、短時間・有期雇用労働者が、短時間・有期雇用労働者法第7条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に定める過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにするものとする。

<p>(2) 事業主は、<u>短時間労働者が、短時間労働者法第14条第2項に定める待遇の決定に当たって考慮した事項の説明を求めたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u>また、<u>短時間労働者が、不利益な取扱いをおそれて、短時間労働者法第14条第2項に定める説明を求めることがないようになるものであること。</u></p> <p>(3) <u>短時間労働者が、親族の葬儀等のために勤務しなかったことを理由として解雇等が行われることは適當でないものであること。</u></p> <p>4 短時間雇用管理者の氏名の周知</p> <p>事業主は、<u>短時間雇用管理者を選任したときは、当該短時間雇用管理者の氏名を事業所の見やすい場所に掲示する等により、その雇用する短時間労働者に周知させるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(2) 事業主は、<u>短時間・有期雇用労働者が、事業主による不利益な取扱いをおそれて、短時間・有期雇用労働者法第14条第2項に定める説明を求めないことがないようにするものとする。</u></p> <p>(3) 事業主は、<u>短時間・有期雇用労働者が、親族の葬儀等のために勤務しなかったことを理由として解雇等が行われることがないようにするものとする。</u></p> <p>5 短時間・有期雇用管理者の氏名の周知</p> <p>事業主は、<u>短時間・有期雇用管理者を選任したときは、当該短時間・有期雇用管理者の氏名を事業所の見やすい場所に掲示する等により、その雇用する短時間・有期雇用労働者に周知させるよう努めるものとする。</u></p>
--	--

5. 同一労働同一賃金ガイドライン（抄）

〔 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針(抄) 〕

(平成30年厚生労働省告示第430号)

※平成32年4月1日から適用（中小事業主については、平成33年4月1日から適用）

目次

- 第1 目的
- 第2 基本的な考え方
- 第3 短時間・有期雇用労働者
 - 1 基本給
 - 2 賞与
 - 3 手当
 - 4 福利厚生
 - 5 その他
- 第4 派遣労働者
 - 1 基本給
 - 2 賞与
 - 3 手当
 - 4 福利厚生
 - 5 その他
- 第5 協定対象派遣労働者
 - 1 賃金
 - 2 福利厚生
 - 3 その他

第1 目的

この指針は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「短時間・有期雇用労働法」という。）第8条及び第9条並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の3及び第30条の4に定める事項に関し、雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇を確保し、我が国が目指す同一労働同一賃金の実現に向けて定めるものである。

我が国が目指す同一労働同一賃金は、同一の事業主に雇用される通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いの解消並びに派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いの解消（協定対象派遣労働者にあっては、当該協定対象派遣労働者の待遇が労働者派遣法第30条の4第1項の協定により決定された事項に沿った運用がなされていること）を目指すものである。

もとより賃金等の待遇は労使の話し合いで決定されることが基本である。しかし、我が国においては、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間には、欧州と比較して大きな待遇の相違がある。政府としては、この問題への対処に当たり、同一労働同一賃金の考え方方が広く普及しているといわれる欧州の制度の実態も参考しながら政策の方向性等を検証した結果、それぞれの国の労働市場全体の構造に応じた政策とすることが重要であるとの示唆を得た。

我が国においては、基本給をはじめ、賃金制度の決まり方には様々な要素が組み合わされている場合も多いため、まずは、各事業主において、職務の内容や職務に必要な能力等の内容を明確化するとともに、その職務の内容や職務に必要な能力等の内容と賃金等の待遇との関係を含めた待遇の体系全体を、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者を含む労使の話し合いで確認し、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者を含む労使で共有することが肝要である。また、派遣労働者については、雇用関係にある派遣元事業主と指揮命令関係にある派遣先とが存在するという特殊性があり、これらの関係者が不合理と認められる待遇の相違の解消等に向けて認識を共有することが求められる。

今後、各事業主が職務の内容や職務に必要な能力等の内容の明確化及びその公正な評価を実施し、それに基づく待遇の体系を、労使の話し合いで、可能な限り速やかに、かつ、計画的に構築していくことが望ましい。

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等に向けては、賃金のみならず、福利厚生、キャリア形成、職業能力の開発及び向上等を含めた取組が必要であり、特に、職業能力の開発及び向上の機会の拡大は、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の職業に必要な技能及び知識の蓄積により、それに対応した職務の高度化や通常の労働者への転換を見据えたキャリアパスの構築等と併せて、生産性の向上と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の待遇の改善につながるため、重要であることに留意すべきである。

このような通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の取組を通じて、労働者がどのような雇用形態及び就業形態を選択しても納得できる待遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、我が国から「非正規」という言葉を一掃することを目指す。

第2 基本的な考え方

この指針は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものであり、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものでないか等の原則となる考え方及び具体例を示したものである。事業主が、第3から第5までに記載された原則となる考え方等に反した場合、当該待遇の相違が不合理と認められる等の可能性がある。なお、この指針に原則となる考え方が示されていない退職手当、住宅手当、家族手当等の待遇や、具体例に該当しない場合についても、不合理と認められる待遇の相違の解消等が求められる。このため、各事業主において、労使により、個別具体的な事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる。

なお、短時間・有期雇用労働法第8条及び第9条並びに労働者派遣法第30条の3及び第30条の4の規定は、雇用管理区分が複数ある場合であっても、通常の労働者のそれぞれと短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等を求めるものである。このため、事業主が、雇用管理区分を新たに設け、当該雇用管理区分に属する通常の労働者の待遇の水準を他の通常の労働者よりも低く設定したとしても、当該他の通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間でも不合理と認められる待遇の相違の解消等を行う必要がある。また、事業主は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間で職務の内容等を分離した場合であっても、当該通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等を行う必要がある。

さらに、短時間・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の目的は、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の待遇の改善である。事業主が、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等に対応するため、就業規則を変更することにより、その雇用する労働者の労働条件を不利益に変更する場合、労働契約法（平成19年法律第128号）第9条の規定に基づき、原則として、労働者と合意する必要がある。また、労働者と合意することなく、就業規則の変更により労働条件を労働者の不利益に変更する場合、当該変更是、同法第10条の規定に基づき、当該変更に係る事情に照らして合理的なものである必要がある。ただし、短時間・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の目的に鑑みれば、事業主が通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等を行うに当たっては、基本的に、労使で合意することなく通常の労働者の待遇を引き下げるとは、望ましい対応とはいえないことに留意すべきである。

加えて、短時間・有期雇用労働法第8条及び第9条並びに労働者派遣法第30条の3及び第30条の4の規定は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違等を対象とするものであり、この指針は、当該通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に実際に待遇の相違が存在する場合に参照されることを目的としている。このため、そもそも客観的にみて待遇の相違が存在しない場合については、この指針の対象ではない。

第3 短時間・有期雇用労働者

短時間・有期雇用労働法第8条において、事業主は、短時間・有期雇用労働者の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないこととされている。

また、短時間・有期雇用労働法第9条において、事業主は、職務の内容が通常の労働者と同一の短時間・有期雇用労働者であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるものについては、短時間・有期雇用労働者であることを理由として、待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならないこととされている。

短時間・有期雇用労働者の待遇に関して、原則となる考え方及び具体例は次のとおりである。

1 基本給

(1) 基本給であって、労働者の能力又は経験に応じて支給するもの

基本給であって、労働者の能力又は経験に応じて支給するものについて、通常の労働者と同一の能力又は経験を有する短時間・有期雇用労働者には、能力又は経験に応じた部分につき、通常の労働者と同一の基本給を支給しなければならない。また、能力又は経験に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた基本給を支給しなければならない。

（問題となる例）

イ 基本給について、労働者の能力又は経験に応じて支給しているA社において、ある能力の向上のための特殊なキャリアコースを設定している。通常の労働者であるXは、このキャリアコースを選択し、その結果としてその能力を習得した。短時間労働者であるYは、その能力を習得していない。A社は、その能力に応じた基本給をXには支給し、Yには支給していない。

ロ A社においては、定期的に職務の内容及び勤務地の変更がある通常の労働者の総合職であるXは、管理職となるためのキャリアコースの一環として、新卒採用後の数年間、店舗等において、職務の内容及び配置に変更のない短時間労働者であるYの助言を受けながら、Yと同様の定型的な業務に従事している。A社はXに対し、キャリアコースの一環として従事させている定型的な業務における能力又は経験に応じることなく、Yに比べ基本給を高く支給している。

ハ A社においては、同一の職場で同一の業務に従事している有期雇用労働者であるXとYのうち、能力又は経験が一定の水準を満たしたYを定期的に職務の内容及び勤務地に変更がある通常の労働者として登用し、その後、職務の内容や勤務地に変更があることを理由に、Xに比べ基本給を高く支給している。

ニ A社においては、同一の能力又は経験を有する通常の労働者であるXと短時間労働者であるYがいるが、XとYに共通して適用される基準を設定し、就業の時間帯や就業日が日曜日、土曜日又は国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土日祝日」という。）か否か等の違いにより、時間当たりの基本給に差を設けている。

（問題となる例）

基本給について、労働者の能力又は経験に応じて支給しているA社において、通常の労働者であるXが有期雇用労働者であ

るYに比べて多くの経験を有することを理由として、Xに対し、Yよりも基本給を高く支給しているが、Xのこれまでの経験はXの現在の業務に関連性を持たない。

(2) 基本給であって、労働者の業績又は成果に応じて支給するもの

基本給であって、労働者の業績又は成果に応じて支給するものについて、通常の労働者と同一の業績又は成果を有する短時間・有期雇用労働者には、業績又は成果に応じた部分につき、通常の労働者と同一の基本給を支給しなければならない。また、業績又は成果に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた基本給を支給しなければならない。

なお、基本給とは別に、労働者の業績又は成果に応じた手当を支給する場合も同様である。

(問題とならない例)

イ 基本給の一部について、労働者の業績又は成果に応じて支給しているA社において、所定労働時間が通常の労働者の半分の短時間労働者であるXに対し、その販売実績が通常の労働者に設定されている販売目標の半分の数値に達した場合には、通常の労働者が販売目標を達成した場合の半分を支給している。

ロ A社においては、通常の労働者であるXは、短時間労働者であるYと同様の業務に従事しているが、Xは生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っており、当該目標値を達成していない場合、待遇上の不利益を課されている。その一方で、Yは、生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っておらず、当該目標値を達成していない場合にも、待遇上の不利益を課されていない。A社は、待遇上の不利益を課していることとの見合いに応じて、XにYに比べ基本給を高く支給している。

(問題となる例)

基本給の一部について、労働者の業績又は成果に応じて支給しているA社において、通常の労働者が販売目標を達成した場合に行っている支給を、短時間労働者であるXについて通常の労働者と同一の販売目標を設定し、それを達成しない場合には行っていない。

(3) 基本給であって、労働者の勤続年数に応じて支給するもの

基本給であって、労働者の勤続年数に応じて支給するものについて、通常の労働者と同一の勤続年数である短時間・有期雇用労働者には、勤続年数に応じた部分につき、通常の労働者と同一の基本給を支給しなければならない。また、勤続年数に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた基本給を支給しなければならない。

(問題とならない例)

基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給しているA社において、期間の定めのある労働契約を更新している有期雇用労働者であるXに対し、当初の労働契約の開始時から通算して勤続年数を評価した上で支給している。

(問題となる例)

基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給しているA社において、期間の定めのある労働契約を更新している有期雇用労働者であるXに対し、当初の労働契約の開始時から通算して勤続年数を評価せず、その時点の労働契約の期間のみにより勤続年数を評価した上で支給している。

(4) 昇給であって、労働者の勤続による能力の向上に応じて行うもの

昇給であって、労働者の勤続による能力の向上に応じて行うものについて、通常の労働者と同様に勤続により能力が向上した短時間・有期雇用労働者には、勤続による能力の向上に応じた部分につき、通常の労働者と同一の昇給を行わなければならない。また、勤続による能力の向上に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた昇給を行わなければならない。

(注)

1 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に賃金の決定基準・ルールの相違がある場合の取扱い

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるときは、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象的な説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。

2 定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い

定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違については、実際に両者の間に職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情の相違がある場合は、その相違に応じた賃金の相違は許容される。

さらに、有期雇用労働者が定年に達した後に継続雇用された者であることは、通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理と認められるか否かを判断するに当たり、短時間・有期雇用労働法第8条のその他の事情として考慮される事情に当たりうる。定年に達した後に有期雇用労働者として継続雇用する場合の待遇について、様々な事情が総合的に考慮されて、通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理と認められるか否かが判断されるものと考えられる。したがって、当該有期雇用労働者が定年に達した後に継続雇用された者であることをもって、直ちに通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理ではないと認められるものではない。

2 賞与

賞与であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについて、通常の労働者と同一の貢献である短時間・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、通常の労働者と同一の賞与を支給しなければならない。また、貢献に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた賞与を支給しなければならない。

(問題とならない例)

イ 賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているA社において、通常の労働者であるXと同一の会社の業績等への貢献がある有期雇用労働者であるYに対し、Xと同一の賞与を支給している。

ロ A社においては、通常の労働者であるXは、生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っており、当該目標値を達成して

いない場合、待遇上の不利益を課されている。その一方で、通常の労働者であるYや、有期雇用労働者であるZは、生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っておらず、当該目標値を達成していない場合にも、待遇上の不利益を課されていない。A社は、Xに対しては、賞与を支給しているが、YやZに対しては、待遇上の不利益を課していないこととの見合いの範囲内で、賞与を支給していない。

(問題となる例)

イ 賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているA社において、通常の労働者であるXと同一の会社の業績等への貢献がある有期雇用労働者であるYに対し、Xと同一の賞与を支給していない。

ロ 賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているA社においては、通常の労働者には職務の内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず全員に何らかの賞与を支給しているが、短時間・有期雇用労働者には支給していない。

3 手当

(1) 役職手当であって、役職の内容に対して支給するもの

役職手当であって、役職の内容に対して支給するものについて、通常の労働者と同一の内容の役職に就く短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の役職手当を支給しなければならない。また、役職の内容に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた役職手当を支給しなければならない。

(問題とならない例)

イ 役職手当について、役職の内容に対して支給しているA社において、通常の労働者であるXの役職と同一の役職名（例えば、店長）であって同一の内容（例えば、営業時間中の店舗の適切な運営）の役職に就く有期雇用労働者であるYに対し、同一の役職手当を支給している。

ロ 役職手当について、役職の内容に対して支給しているA社において、通常の労働者であるXの役職と同一の役職名であって同一の内容の役職に就く短時間労働者であるYに、所定労働時間に比例した役職手当（例えば、所定労働時間が通常の労働者の半分の短時間労働者にあっては、通常の労働者の半分の役職手当）を支給している。

(問題となる例)

役職手当について、役職の内容に対して支給しているA社において、通常の労働者であるXの役職と同一の役職名であって同一の内容の役職に就く有期雇用労働者であるYに、Xに比べ役職手当を低く支給している。

(2) 業務の危険度又は作業環境に応じて支給される特殊作業手当

通常の労働者と同一の危険度又は作業環境の業務に従事する短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の特殊作業手当を支給しなければならない。

(3) 交替制勤務等の勤務形態に応じて支給される特殊勤務手当

通常の労働者と同一の勤務形態で業務に従事する短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の特殊勤務手当を支給しなければならない。

(問題とならない例)

イ A社においては、通常の労働者が短時間・有期雇用労働者かの別を問わず、就業する時間帯又は曜日を特定して就業する労働者には労働者の採用が難しい早朝若しくは深夜又は土日祝日に就業する場合に時給に上乗せして特殊勤務手当を支給するが、それ以外の労働者には時給に上乗せして特殊勤務手当を支給していない。

ロ A社においては、通常の労働者であるXについては、入社に当たり、交替制勤務に従事することは必ずしも確定しておらず、業務の繁閑等生産の都合に応じて通常勤務又は交替制勤務のいずれにも従事する可能性があり、交替制勤務に従事した場合に限り特殊勤務手当が支給されている。短時間労働者であるYについては、採用に当たり、交替制勤務に従事することを明確にし、かつ、基本給に、通常の労働者に支給される特殊勤務手当と同一の交替制勤務の負荷分を盛り込み、通常勤務のみに従事する短時間労働者に比べ基本給を高く支給している。A社はXには特殊勤務手当を支給しているが、Yには支給していない。

(4) 精皆勤手当

通常の労働者と業務の内容が同一の短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の精皆勤手当を支給しなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、考課上、欠勤についてマイナス査定を行い、かつ、そのことを待遇に反映する通常の労働者であるXには、一定の日数以上出勤した場合に精皆勤手当を支給しているが、考課上、欠勤についてマイナス査定を行っていない有期雇用労働者であるYには、マイナス査定を行っていないこととの見合いの範囲内で、精皆勤手当を支給していない。

(5) 時間外労働に対して支給される手当

通常の労働者の所定労働時間を超えて、通常の労働者と同一の時間外労働を行った短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者の所定労働時間を超えた時間につき、通常の労働者と同一の割増率等で、時間外労働に対して支給される手当を支給しなければならない。

(6) 深夜労働又は休日労働に対して支給される手当

通常の労働者と同一の深夜労働又は休日労働を行った短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の割増率等で、深夜労働又は休日労働に対して支給される手当を支給しなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、通常の労働者であるXと時間数及び職務の内容が同一の深夜労働又は休日労働を行った短時間労働者であるYに、同一の深夜労働又は休日労働に対して支給される手当を支給している。

(問題となる例)

A社においては、通常の労働者であるXと時間数及び職務の内容が同一の深夜労働又は休日労働を行った短時間労働者であるYに、深夜労働又は休日労働以外の労働時間が短いことから、深夜労働又は休日労働に対して支給される手当の単価を通常の労働者より低く設定している。

(7) 通勤手当及び出張旅費

短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の通勤手当及び出張旅費を支給しなければならない。

(問題とならない例)

イ A社においては、本社の採用である労働者に対しては、交通費実費の全額に相当する通勤手当を支給しているが、それぞれの店舗の採用である労働者に対しては、当該店舗の近隣から通うことができる交通費に相当する額に通勤手当の上限を設定して当該上限の額の範囲内で通勤手当を支給しているところ、店舗採用の短時間労働者であるXが、その後、本人の都合で通勤手当の上限の額では通うことができないところへ転居してなお通い続けている場合には、当該上限の額の範囲内で通勤手当を支給している。

ロ A社においては、通勤手当について、所定労働日数が多い（例えば、週4日以上）通常の労働者及び短時間・有期雇用労働者には、月額の定期券の金額に相当する額を支給しているが、所定労働日数が少ない（例えば、週3日以下）又は出勤日数が変動する短時間・有期雇用労働者には、日額の交通費に相当する額を支給している。

(8) 労働時間の途中に食事のための休憩時間がある労働者に対する食費の負担補助として支給される食事手当

短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の食事手当を支給しなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、その労働時間の途中に昼食のための休憩時間がある通常の労働者であるXに支給している食事手当を、その労働時間の途中に昼食のための休憩時間がない（例えば、午後2時から午後5時までの勤務）短時間労働者であるYには支給していない。

(問題となる例)

A社においては、通常の労働者であるXには、有期雇用労働者であるYに比べ、食事手当を高く支給している。

(9) 単身赴任手当

通常の労働者と同一の支給要件を満たす短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の単身赴任手当を支給しなければならない。

(10) 特定の地域で働く労働者に対する補償として支給される地域手当

通常の労働者と同一の地域で働く短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の地域手当を支給しなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、通常の労働者であるXについては、全国一律の基本給の体系を適用し、転勤があることから、地域の物価等を勘案した地域手当を支給しているが、一方で、有期雇用労働者であるYと短時間労働者であるZについては、それぞれの地域で採用し、それぞれの地域で基本給を設定しており、その中で地域の物価が基本給に盛り込まれているため、地域手当を支給していない。

(問題となる例)

A社においては、通常の労働者であるXと有期雇用労働者であるYにはいずれも全国一律の基本給の体系を適用しており、かつ、いずれも転勤があるにもかかわらず、Yには地域手当を支給していない。

4 福利厚生

(1) 福利厚生施設（給食施設、休憩室及び更衣室をいう。以下この(1)において同じ。）

通常の労働者と同一の事業所で働く短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の福利厚生施設の利用を認めなければならない。

(2) 転勤者用社宅

通常の労働者と同一の支給要件（例えば、転勤の有無、扶養家族の有無、住宅の賃貸又は収入の額）を満たす短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の転勤者用社宅の利用を認めなければならない。

(3) 慶弔休暇並びに健康診断に伴う勤務免除及び当該健康診断を勤務時間中に受診する場合の当該受診時間に係る給与の保障

（以下この(3)、第4の4(3)及び第5の2(3)において「有給の保障」という。）

短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の慶弔休暇の付与並びに健康診断に伴う勤務免除及び有給の保障を行わなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、通常の労働者であるXと同様の出勤日が設定されている短時間労働者であるYに対しては、通常の労働者と同様に慶弔休暇を付与しているが、週2日の勤務の短時間労働者であるZに対しては、勤務日の振替での対応を基本としつつ、振替が困難な場合のみ慶弔休暇を付与している。

(4) 病気休職

短時間労働者（有期雇用労働者である場合を除く。）には、通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、有期雇用労働者にも、労働契約が終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなければならない。

(問題とならない例)

A社においては、労働契約の期間が1年である有期雇用労働者であるXについて、病気休職の期間は労働契約の期間が終了する日までとしている。

(5) 法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇を除く。）であって、勤続期間に応じて取得を認めているもの

法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇を除く。）であって、勤続期間に応じて取得を認めているものについて、通常の労働者と同一の勤続期間である短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇を除く。）を付与しなければならない。なお、期間の定めのある労働契約を更新している場合には、当初の労働契約の開始時から通算して勤続期間を評価することを要する。

(問題とならない例)

A社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償

という趣旨で付与していることから、通常の労働者であるXに対しては、勤続10年で3日、20年で5日、30年で7日の休暇を付与しており、短時間労働者であるYに対しては、所定労働時間に比例した日数を付与している。

5 その他

(1) 教育訓練であって、現在の職務の遂行に必要な技能又は知識を習得するために実施するもの

教育訓練であって、現在の職務の遂行に必要な技能又は知識を習得するために実施するものについて、通常の労働者と職務の内容が同一である短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の教育訓練を実施しなければならない。また、職務の内容に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた教育訓練を実施しなければならない。

(2) 安全管理に関する措置及び給付

通常の労働者と同一の業務環境に置かれている短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の安全管理に関する措置及び給付をしなければならない。

第4～第5 (略)

6. 短時間労働者対策基本方針（抄）

短時間労働者対策基本方針(抄) (平成 27 年厚生労働省告示第 142 号)

はじめに

(略)

この基本方針は、短時間労働者の職業生活の動向についての現状と課題の分析を行い、短時間労働者の福祉の増進を図るために、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策等の基本となるべき事項を示すものである。

本方針の運営期間は、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間とする。

第1 短時間労働者の職業生活の動向

1 短時間労働者を取り巻く経済社会の動向等

我が国の人口は、少子高齢化の進行に伴い、平成 20 年をピークに減少傾向にある。経済成長と労働参加が適切に進まず、労働力人口が大幅に減少することとなれば、経済成長の供給側の制約要因となるとともに、需要面でみても経済成長にマイナスの影響を与えるおそれがある。このように、今後、ますます労働力供給が制約される日本では、全員参加の社会の実現に向け、若者、女性、高齢者、障害者を始め就労を希望する者が意欲と能力を生かしてそれぞれのライフスタイルに応じた働き方を通じて能力を發揮できるよう、多様な働き方を実現するための環境整備を進めいくことが重要である。

短時間労働は、育児や介護等様々な事情により就業時間に制約のある者が従事しやすい働き方であり、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい働き方として位置付けることができる一方で、正社員としての就職機会を得ることができず、非自発的に短時間労働に就く者も一定程度存在する。また、現状においては、必ずしも働き・貢献に見合った待遇が確保されてはいない。

このため、短時間労働者の均等・均衡待遇の確保や正社員への転換等、短時間労働者が公正な待遇を受けるとともに能力を十分に發揮できるような条件を整備することは、女性や高齢者が活躍するためにも重要である。

2~5 (略)

第2 短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上その他短時間労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

1 短時間労働者をめぐる課題

第1でみたような動向の中で、賃金を始めとする均等・均衡待遇の確保や通常の労働者への転換等、次の六つの課題に取り組み、短時間労働者が公正な待遇を受けるとともに能力を十分に発揮できるような条件を整備することが必要である。

(1) 働き・貢献に見合った公正な待遇の確保

短時間労働は、事業主及び労働者のニーズに応じて、労働時間や職務の内容等が様々であるが、必ずしも待遇が働き・貢献に見合つたものになっていない場合があるため、均等・均衡待遇のより一層の確保が必要である。

(2) 明確な労働条件等の設定・提示

短時間労働者の労働条件は個々の事情に応じて多様に設定されることが多いため、不明確になりやすく、労働条件等を短時間労働者が雇入れ時から正確に把握できるようにすることが必要である。

(3) 納得性の向上

短時間労働者の働き方は多様であり、通常の労働者と待遇が異なる理由が分からぬ場合もあると考えられる。短時間労働者の納得性が高まるよう、雇用管理の改善等について講ずる措置について、短時間労働者が事業主から適切に説明を受けられるようにするとともに、短時間労働者が待遇に係る疑問等について相談できる体制が事業所で整備されることが必要である。

(4) 通常の労働者への転換を始めとするキャリアアップ

通常の労働者としての就職機会を得ることができず、非自発的に短時間労働となる者も一定割合存在しており、通常の労働者への転換を希望する者については、転換の機会が与えられることが必要である。また、短時間労働者が職業生活を通じて職業能力の開発及び向上を図ることを促進する等により、希望に応じてキャリアアップが図られることが必要である。

(5) 法の履行確保

法違反を把握した場合については、都道府県労働局雇用均等室で、報告徴収並びに助言、指導及び勧告により是正を図る必要がある。短時間労働者の均等・均衡待遇が確保され、短時間労働を選択することによって不合理な取扱いを受けることのないよう、法の実効性をより一層確保することが必要である。

(6) その他労働関係法令の遵守

短時間労働者に特有の課題だけでなく、労働基準法(昭和22年法律第49号)等の基本的な労働に関する法令が遵守されていない場合も依然としてみられるため、それらの法令遵守の徹底が必要である。

なお、(1)から(6)までの課題のほか、税制や社会保障制度については、働き方の選択に対して中立的な制度にしていくよう検討が進められている。

2 施策の方向性

1の課題に対する今後の施策の方向性は、次のとおりである。

通常の労働者との均等・均衡待遇の確保等を推進するとともに、希望する短時間労働者に関しては、通常の労働者への転換等のための取組を一層進める。

このため、法、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成5年労働省令第34号。以下「規則」という。)及び事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針(平成19年厚生労働省告示第326号)(以下これらを総称して「法等」という。)により、職務の内容、人材活用の仕組み・運用等が通常の労働者と同じ短時間労働者に対しては、短時間労働者であることを理由とした差別的取扱いが禁止されることを徹底するとともに、それ以外の短時間労働者に対しても、就業の実態に応じて通常の労働者との均衡のとれた待遇が確保されることを促す。

また、法等により、短時間労働者の納得性の向上を図ることとともに、労働者に対して一般的に適用される基本的な労働に関する法令の履行確保を徹底する。

さらに、法等の遵守の徹底や事業主に対する助成金の支給等により、事業主が通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずるようにするとともに、キャリアアップのための支援を行う。現状においては、短時間労働者から通常の労働者への転換等を図ろうとしても、通常の労働者の働き方がフルタイムで職務や勤務地の限定がない働き方が中心であるために、時間の制約等があつて短時間労働者として就業している場合には実質的に転換を選択できない場合もみられる。このため、事業主及び短時間労働者のニーズを踏まえ、短時間正社員等、短時間労働者がより転換しやすい「多様な正社員」の普及、定着に向けた取組を行う。

これらの取組により、短時間労働者の福祉の増進が図られるだけでなく、現在は就業していない者にとっても魅力的な働き方の選択肢が提供されるようになるが、これは労働力人口減少に対する一つの対応策としても重要なものである。

国は、この方向性に沿って、短時間労働者の就業の実態を十分に踏まえつつ、その福祉の一層の増進を図るための施策を総合的に推進するものとする。

3 具体的施策

(1) 均等・均衡待遇の確保等

イ 法等の周知による均等・均衡待遇の確保等

短時間労働者について、通常の労働者との均等・均衡待遇の確保、納得性の向上を図るためにには、まず法等の内容が事業主及び短時間労働者双方に十分に理解され、遵守されることが必要であることから、パンフレット等の配付、説明会の実施等により事業主及び短時間労働者双方に対して積極的な周知を図る。特に、短時間労働を選択することによって不合理な取扱いを受けることがないよう、短時間労働者の待遇の原則の趣旨が適切に理解され、当該原則に沿った雇用管理の改善が図られるよう促す。その際、労使の取組や裁判例の動向等について情報収集を行いつつ、どのような場合に不合理と認められるか等について、適切な周知に努める。さらに、平成26年の法の改正により新設された事業主が講ずる措置の内容等の説明や相談のための体制の整備、規則の改正により対応した雇入れ時の相談窓口の明示や通勤手当の取扱いなど、改正された法等の規定に重点を置いて周知を図り、事業主に必要な措置を講ずるように促す。なお、周知に当たっては、都道府県労働局において法等の施行を担当する雇用均等室のみならず労働基準監督署、公共職業安定所の窓口等や、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する情報をワンストップで提供するインターネットサイト(パート労働ポータルサイト)など、多様な手段を活用する。

ロ 的確な行政指導の実施

法第18条においては、法等で定めている事業主が講ずべき措置について、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対して報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるとともに、厚生労働大臣は、事業主が勧告に従わない場合にはその旨を公表できることとされており、法等の実効性を高め、その履行確保に向けて、これらに基づく的確な対応を行う。

ハ 均等・均衡待遇の更なる確保等に向けた取組

法等に基づく均等・均衡待遇の確保等を図る事業主の取組を支援するため、雇用均等室に配置する事業所の雇用管理の専門家である雇用均等指導員を活用し、法等の周知や、短時間労働者の雇用管理の先進的な事例の情報提供等に加え、個々の事業所の実情に応じた雇用管理の改善等に関する相談、助言、情報提供等、きめ細やかな支援を行う。

また、短時間労働者の雇用管理の改善に向けた事業所の自主的な取組を支援するため、事業主が、短時間労働者の雇用管理や通常の労働者との均等・均衡待遇の確保の取組状況及び課題を把握することのできる指標(パートタイム労働者均等・均衡待遇指標)の活用を促進する。

さらに、当該指標により短時間労働者の雇用管理や活躍推進について優れた取組が認められる場合には、その取組内容や特徴、工夫点の宣言や表彰する制度を導入することにより、短時間労働者の雇用管理の改善等に向けた機運を醸成し、積極的に短時間労働者の雇用管理の改善等に取り組む事業主を社会的に評価するための取組を推進する。

短時間労働者の賃金の決定に当たっては、職務内容等に応じ、通常の労働者との均等・均衡が確保されることが求められる。このため、職務内容に応じて通常の労働者と均衡のとれた賃金の決定がなされるよう、雇用均等コンサルタントの活用等により、短時間労働者と通常の労働者の職務内容の異同を把握し、職務内容の大きさを測って相対的に評価する職務分析・職務評価の導入等を支援する取組を進める。

また、助成金の支給等により、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を推進する事業主等を支援する。

(2) 労働者に適用される基本的な法令の履行確保

事業主が短時間労働者に対して適用がある基本的な労働に関する法令を遵守することについて周知徹底を図る。

その際、特に、短時間労働者の適正な労働条件の確保に関しては、労働契約法(平成19年法律第128号)の規定を踏まえ合理的な労働条件を設定すること、労働基準関係法令に従って雇入れ時の労働条件の明示、年次有給休暇の付与、就業規則の整備、最低賃金額以上の賃金の支払及び雇入れ時等の安全衛生教育についての規定を遵守すること並びに期間の定めのある短時間労働者については、労働契約法、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)及び有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準(平成15年厚生労働省告示第357号)で定めるところにより適正な措置を講ずべきことについて、重点的に周知徹底を図る。なお、これと併せて、賃金、労働時間等主要な労働条件を明らかにした「労働条件通知書」についてその普及促進を図る。

労働契約法においては、短時間労働者を含め有期労働契約で働く労働者について、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた場合に、労働者の申込みにより無期労働契約に転換できることとされているほか、一定の場合には使用者による雇止めが認められないことになるいわゆる「雇止め法理」や、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止が定められている。事業主に対し、これらの規定の趣旨を踏まえた取組を行うよう周知・啓発を図る。

また、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により、短時間労働者に対しても1週間の所定労働時間等に応じて一般健康診断等の実施義務等があることを踏まえ、短時間労働者に対する健康管理が適切に実施されるよう事業主に対し周知を図る。

また、事業主は育児や介護等様々な事情により就業時間に制約のある短時間労働者について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)で定めるところにより、仕事と育児・介護の両立に関する制度の整備その他必要な措置を講ずる必要があることや、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく事業主行動計画の策定を通じ、短時間労働者を含め仕事と育児の両立のための環境整備を行うべきことについて、周知徹底を図ること等により、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る。雇用保険及び社会保険の適用については、それぞれ雇用保険法(昭和49年法律第116号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)で定めるところにより、被保険者となる短時間労働者について必要な手続を取らなければならないものであることについて、事業主に対し周知徹底を図る。

また、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)による厚生年金保険法及び健康保険法の改正により、平成28年10月から短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大が図られることから、事業主及び短時間労働者に対し必要な周知を図る。

(3) 短時間労働者の希望に応じた通常の労働者への転換を始めとするキャリアアップの推進等

イ 法第13条に基づく通常の労働者への転換の推進等

(1)イ及びロにより法第13条に基づく通常の労働者への転換の推進に関する措置義務の履行確保を図るとともに、特に、実際に通常の労働者への転換を行う事業主に対しては、助成金の支給等により支援を行う。

ロ 短時間正社員を始めとする「多様な正社員」の普及等

短時間正社員は、期間の定めのない労働契約を締結しており、時間当たりの基本給及び賞与、退職金等の算定方法が同種のフルタイムの正社員と同等であるため、通常の労働者との均等待遇が確保されるとともに、就業できる時間に制約のある短時間労働者であっても転換が図りやすい。このため、インターネットサイト等の活用により、事業所における短時間正社員制度の導入事例や導入・運用に際してのノウハウ等についての情報を提供するとともに、助成金支給等により、その一層の普及・定着に努める。

また、短時間正社員に限らず、短時間労働者がライフスタイル等に応じた働き方を通じて能力発揮ができるよう、「多様な正社員」の普及・促進等を図り、事業所において労使双方にとって望ましい多様な働き方が提供される環境の整備を進める。

ハ 能力開発、職業紹介の充実等

短時間労働者及び短時間労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、これらの者の多様な訓練ニーズに応じ、公共職業能力開発施設における職業訓練や民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施するとともに、事業主による能力開発等の取組に対し助成金の支給等により支援を行う。

また、短時間労働者になろうとする者については、きめ細やかな配慮をすることが必要とされる者が多いことから、公共職業安定所においては、短時間労働を希望する者のニーズを踏まえた雇用情報の提供やきめ細やかな職業相談・職業紹介を行う等、官民相まった適正な需給調整機能の充実を図る。

ニ 短時間労働者のキャリアアップのための情報提供等

短時間労働者の就労意欲を高め、その能力を十分発揮し活躍の場を広げることを支援するとともに、事業所における職場の活性化等の相乗効果を促進するため、インターネットサイト等を活用し、短時間労働者がキャリアアップを図るために必要な情報を提供する等の支援を行う。

(4) 行政体制の整備等

イ 行政体制の整備

近年、法の改正のみならず、労働契約法の改正等、短時間労働者の雇用管理の改善等に關係する様々な施策が講じられていることから、法等の施行を中心とする一連の施策の実施については、都道府県労働局雇用均等室を中心に、都道府県労働局内での緊密な連携を図る。また、都道府県労働局雇用均等室に企業の雇用管理の専門家を雇用均等コンサルタント及び雇用均等指導員として配置しており、その活用を図るとともに、引き続き行政体制の整備に努める。

さらに、短時間労働者と事業主の紛争等については、法第23条に規定する紛争以外のものは個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)が適用されることも踏まえ、都道府県労働局内での緊密な連携を図る。

ロ 関係機関との連携

短時間労働者対策については、国が実施するだけでなく、都道府県等の関係行政機関及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等の関係機関の協力も必要であることから、その実施に当たっては関係機関との連携を図る。

7. 労働条件通知書の作成例

労働条件通知書

年　月　日

殿	事業場名称・所在地 使　用　者　職　氏　名	
契 約	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 [・契約期間満了時の業務量　　・勤務成績、態度　　・能力 ・会社の経営状況　・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ）]	
	【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I (高度専門)・II (定年後の高齢者) I 特定期間業務の開始から完了までの期間（ 年 か月 (上限 10 年)） II 定年後引き続いて雇用されている期間	
就業の場所		
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者(高度専門)の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： ～ 完了日： ）	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)～(5))のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；() 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (適用日) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (適用日) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (適用日) (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレキシブルタイム(始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 カタログ 時 分から 時 分) (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 裁量労働制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無 (有 (1週 時間、 1か月 時間、 1年 時間), 無) 4 休日労働 (有 (1か月 日、 1年 日), 無)	
休　日 及　び 勤　務　日	•定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他() •非定例日；週・月当たり 日、その他() •1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 (勤務日) 毎週(), その他() ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条	
休　暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) → か月経過で 日 時間単位年休(有・無) 2 代替休暇(有・無) (次頁に続く) 3 その他の休暇 有給() 無給()	
	○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条	

賃金	<p>1 基本賃金 イ 月給 (円) 、 ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円) 、 ニ 出来高給 (基本単価 円) 、 保障給 円) ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <p>2 諸手当の額又は計算方法 イ (手当 円 / 計算方法 :) ロ (手当 円 / 計算方法 :) ハ (手当 円 / 計算方法 :) ニ (手当 円 / 計算方法 :)</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超月 60 時間以内 (%) 月 60 時間超 (%) 所定超 (%) ロ 休日 法定休日 (%) 、 法定外休日 (%) ハ 深夜 (%)</p> <p>4 賃金締切日 () 一毎月 日、 () 一毎月 日</p> <p>5 賃金支払日 () 一毎月 日、 () 一毎月 日</p> <p>6 賃金の支払方法 ()</p> <p>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無 , 有 ())</p> <p>8 昇給 (有 (時期、金額等) , 無)</p> <p>9 賞与 (有 (時期、金額等) , 無)</p> <p>10 退職金 (有 (時期、金額等) , 無)</p>
退職に関する事項	<p>1 定年制 (有 (歳) , 無) 2 繙続雇用制度 (有 (歳まで) , 無) 3 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続</p> <p>〔 ○ 詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条]</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有 , 無) ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 担当者職氏名 (連絡先) ・その他 〔 ・具体的に適用される就業規則名 () <p>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。</p> <p>労働契約法第 18 条の規定により、有期労働契約（平成 25 年 4 月 1 日以降に開始するもの）の契約期間が通算 5 年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5 年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。</p>

- ※ 以上のほかは、当社就業規則による。
- ※ 本通知書の交付は、労働基準法第 15 条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 6 条に基づく文書の交付を兼ねるものであります。
- ※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

○網掛けの箇所は、パートタイム労働法により、明示が義務付けられている事項です。

【記載要領】

1. 労働条件通知書は、当該労働者の労働条件の決定について権限をもつ者が作成し、本人に交付してください。
2. 各欄において複数項目の一つを選択する場合には、該当項目に○をつけてください。
3. 下線部、破線内及び二重線内の事項以外の事項は、原則として書面の交付により明示することが労働基準法により義務付けられている事項です。ただし、労働者が次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができます。
 - ① ファクシミリを利用してする送信の方法
 - ② 電子メール等（例：ウェブメール、SMS、LINE 等の SNS 等。ただし、出力して書面を作成することができるものに限る。）
また、退職金に関する事項、臨時に支払われる賃金等に関する事項、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項については、当該事項を制度として設けている場合には口頭、書面又は上記①若しくは②の方法により明示する義務があります。

1. 契約期間	労働基準法に定める範囲内とする。また、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合には、契約の更新の有無及び更新する場合又はしない場合の判断の基準（複数可）を明示する。 (参考) 労働契約法第18条第1項の規定により、同一の使用者との間で、有期労働契約が更新等により通算で5年を超えた場合は、パートタイム労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）へ転換できる。なお、通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約から通算されること。
2. 就業の場所 従事すべき業務の内容	雇入れ直後のものを記載することで足りるが、将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは差し支えない。また、有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合は、同法に基づき認定を受けた第一種計画に記載している特定有期業務（専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務）の内容並びに開始日及び完了日も併せて記載すること。なお、特定有期業務の開始日及び完了日は、「契約期間」の欄に記載する有期労働契約の開始日及び終了日とは必ずしも一致しないものであること。
3. 始業、終業の時刻、 休憩時間、就業時転換、 所定時間外労働の有無 に関する事項	当該労働者に適用される具体的な条件を明示する。また、変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制等の適用がある場合には、次に留意して記載する。 ○変形労働時間制：適用する変形労働時間制の種類（1年単位、1か月単位等）を記載する。その際、交替制でない場合、「・・交替制」を=で抹消する。 ○交替制：シフト毎の始業・終業の時刻を記載する。また、変形労働時間制でない場合、「（　）単位の変形労働時間制・」を=で抹消する。 ○フレックスタイム制：コアタイム又はフレキシブルタイムがある場合はその時間帯の開始及び終了の時刻を記載する。コアタイム及びフレキシブルタイムがない場合、かつこ書きを=で抹消する。 ○事業場外のみなし労働時間制：所定の始業及び終業の時刻を記載する。 ○裁量労働制：基本とする始業・終業時刻がない場合、「始業………を基本とし、」の部分を=で抹消する。
4. 休日及び勤務日	所定休日又は勤務日について曜日又は日を特定して記載する。
5. 休暇	年次有給休暇は6か月間継続勤務し、その間の出勤率が8割以上であるときに与えるものであり、その付与日数を記載する。時間単位年休は、労使協定を締結し、時間単位の年次有給休暇を付与するものであり、その制度の有無を記載する。代替休暇は、労使協定を締結し、法定超過となる所定時間外労働が1か月60時間を超える場合に、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて有給の休暇を与えるものであり、その制度の有無を記載する。（中小事業主を除く。） また、その他の休暇については、制度がある場合に有給、無給別に休暇の種類、日数（期間等）を記載する。
前記3、4及び5については、明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合においては、「所定時間外労働の有無」以外の事項については、勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等に関する考え方を示した上、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りるものである。	
6. 賃金	基本給等について具体的な額を明記する。ただし、就業規則に規定されている賃金等級等により賃金額を確定し得る場合、当該等級等を明確に示すことで足りるものである。 ○法定超過となる所定時間外労働については2割5分、法定超過となる所定時間外労働が1か月60時間を超える場合については5割（中小事業主を除く。）、法定休日労働については3割5分、深夜労働については2割5分、法定超過となる所定時間外労働が深夜労働となる場合については5割、法定超過となる所定時間外労働が1か月60時間を超え、かつ、深夜労働となる場合については7割5分（中小事業主を除く。）、法定休日労働が深夜労働となる場合については6割を超える割増率とする。 ○破線内の事項は、制度として設けている場合に記入することが望ましい。ただし、昇給の有無、賞与の有無及び退職金の有無については必ず記入する。 ○昇給、賞与が業績等に基づき支給されない可能性がある場合や、退職金が勤続年数に基づき支給されない可能性がある場合は、制度としては「有」を明示しつつ、その旨を明示する。
7. 退職に関する事項	退職の事由及び手続、解雇の事由等を具体的に記載する。この場合、明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合においては、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りるものである。 (参考) なお、定年制を設ける場合は、60歳を下回ってはならない。 また、65歳未満の定年の定めをしている場合は、高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①から③のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じる必要がある。 ①定年の引上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年の定めの廃止
8. その他	当該労働者についての社会保険の加入状況及び雇用保険の適用の有無のほか、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項等を制度として設けている場合に記入することが望ましい。 「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」は、事業主が短時間労働者からの苦情を含めた相談を受け付ける際の受付先を記入する。

各事項について、就業規則を示し当該労働者に適用する部分を明確にした上で、就業規則を交付することとした場合、具体的に記入することを要しない。

* この通知書はモデル様式であり、労働条件の定め方によっては、この様式どおりとする必要はありません。

8. パートタイム労働者就業規則の規定例

この規定例は、正社員に適用される就業規則とは別に、パートタイム労働者のみに適用される就業規則を作成(変更)する場合の参考例として紹介するものです。したがって、実際に就業規則を作成(変更)するに当たっては、事業所の実態を踏まえつつ十分な検討を加え、事業所の実態に合った就業規則を作成するようにしてください。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、○○株式会社就業規則第〇〇条第〇項に基づき、パートタイム労働者の労働条件、服務規律その他の就業に関する内容を定めるものである。

2 この規則に定めないことについては、労働基準法その他の関係法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「パートタイム労働者」とは、第2章の定めにより採用された者で所定労働時間が1日〇時間以内、1週〇〇時間以内又は1カ月〇〇〇時間以内の契約内容で採用された者をいう。

(規則の遵守)

第3条 会社及びパートタイム労働者は、この規則を守り、お互いに協力して業務の運営に当たらなければならない。

第2章 採用および労働契約

(採用)

第4条 会社は、パートタイム労働者の採用に当たっては、就職希望者のうちから選考して採用する。

(労働契約の期間等)

第5条 会社は、労働契約の締結に当たって期間の定めをする場合には、3年（満60歳以上のパートタイム労働者との契約については5年）の範囲内で、契約時に本人の希望を考慮の上各人別に決定し、別紙の労働条件通知書で示す。

2 前項の場合において、当該労働契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を別紙の労働条件通知書で示す。

3 当該契約について更新する場合又はしない場合の判断の基準は、以下の事項とする。

- ① 契約期間満了時の業務量により判断する。
- ② 当該パートタイム労働者の勤務成績、態度により判断する。
- ③ 当該パートタイム労働者の能力により判断する。
- ④ 会社の経営状況により判断する。
- ⑤ 従事している業務の進捗状況により判断する。

(労働条件の明示)

第6条 会社は、パートタイム労働者の採用に際しては、別紙の労働条件通知書及びこの規則の写しを交付して労働条件を明示する。

第3章 服務規律

(服務)

第7条 パートタイム労働者は、業務の正常な運営を図るため、会社の指示命令を守り、誠実に服務を遂行するとともに、次の各事項をよく守り、職場の秩序の保持に努めなければならない。

- ① 会社の名譽又は信用を傷つける行為をしないこと
- ② 会社、取引先等の機密を他に漏らさないこと
- ③ みだりに遅刻、早退、私用外出及び欠勤をしないこと。やむを得ず遅刻、早退、私用外出及び欠勤をするときは、事前に上司に届け出ること
- ④ 勤務時間中は、みだりに定められた場所を離れないこと
- ⑤ 許可なく職務以外の目的で会社の施設、物品等を使用しないこと
- ⑥ 職務を利用して自己の利益を図り、また不正な行為を行わないこと

第4章 労働時間、休憩及び休日

(労働時間及び休憩)

第8条 始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

始業時刻 ○時

終業時刻 ○時

休憩時間 ○時から○時まで

2 前項の規定にかかわらず、業務の都合その他やむを得ない事情により始業及び終業の時刻並びに休憩時間を繰り上げ又は繰り下げることがある。

3 休憩時間は、自由に利用することができる。

(休日)

第9条 休日は、次のとおりとする。

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日（振替休日を含む。）及び国民の休日（5月4日）
- ③ 年末年始（12月〇〇日より、1月〇日まで）

④ その他会社が指定する日

(休日の振替)

第10条 前条の休日については、業務の都合上やむを得ない場合は、あらかじめ他の日と振り替えることがある。ただし、休日は4週間を通じ8日を下回らないものとする。

(時間外及び休日労働)

第11条 会社は、第8条第1項で定める労働時間を超えて労働させ、また第9条で定める休日に労働させないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、業務の都合上やむを得ない場合は、○○株式会社就業規則第○○条第○項に定める社員（以下「社員」という。）の所定労働時間を超えない範囲内で労働させることができる。

(出退勤手続)

第12条 パートタイム労働者は、出退勤に当たって、各自のタイムカードに、出退勤の時刻を記録しなければならない。

2 タイムカードは自ら打刻し、他人にこれを依頼してはならない。

第5章 休暇等

(年次有給休暇)

第13条 6ヶ月以上継続して勤務し、会社の定める所定労働日数の8割以上出勤したときは、次表のとおり年次有給休暇を与える。

		雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
週所定労働時間	週所定労働日数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
30時間以上		10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

2 年次有給休暇を取得しようとするときは、所定の用紙によりその期日を指定して事前に届け出るものとする。

3 パートタイム労働者が指定した期日に年次有給休暇を取得すると事業の正常な運営に著しく支障があると認められるときは、他の日に変更することがある。

4 前項の規定にかかわらず、従業員の過半数を代表する者との協定により、各パートタイム労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ期日を指定して計画的に与えることがある。

5 当該年度の年次有給休暇で取得しなかった残日数については、翌年度に限り繰り越される。

(年次有給休暇の時間単位での付与)

第14条 労使協定に基づき、前条の年次有給休暇の日数のうち、1年について5日の範囲内で、次により時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）を付与する。

(1) 時間単位年休付与の対象者は、すべてのパートタイム労働者とする。

(2) 時間単位年休を取得する場合の、1日の年次有給休暇に相当する時間数は、以下のとおりとする。

①所定労働時間が5時間を超え6時間以下の者・・・6時間

②所定労働時間が6時間を超え7時間以下の者・・・7時間

③所定労働時間が7時間を超え8時間以下の者・・・8時間

(3) 時間単位年休は1時間単位で付与する。

(4) 本条の時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の1時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じた額とする。

(5) 上記以外の事項については、前条の年次有給休暇と同様とする。

(産前産後の休業)

第15条 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定のパートタイム労働者は、請求によって休業することができる。

2 産後8週間を経過しないパートタイム労働者は就業させない。ただし、産後6週間を経過したパートタイム労働者から請求があった場合には、医師が支障がないと認めた業務に就かせることができる。

(育児時間等)

第16条 生後1年未満の子を育てるパートタイム労働者から請求があったときは、休憩時間のほか1日について2回、1回について30分の育児時間を与える。

2 生理日の就業が著しく困難なパートタイム労働者から請求があったときは、必要な期間休暇を与える。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第17条 妊娠中又は出産後1年以内のパートタイム労働者が母子保健法の規定による健康診査等のために勤務時間内に通院する必要がある場合は、請求により次の範囲で通院のための休暇を認める。ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）の指示がある場合は、その指示による回数を認める。

① 妊娠23週まで 4週間に1回

② 妊娠24週から35週まで 2週間に1回

③ 妊娠36週以降 1週間に1回

2 妊娠中のパートタイム労働者に対し、通勤時の混雑が母体の負担になると認められる場合は、本人の請求により始業時間を30分繰下げ、終業時間を30分繰上げることを認める。ただし、本人の請求により合計1日1時間以内を限度として繰下げ又は繰上げ時間の調整を認める。

3 妊娠中のパートタイム労働者が業務を長時間継続することが身体に負担になる場合、本人の請求により所定の休憩以外に適宜休憩をとることを認める。

- 4 妊娠中及び出産後1年以内のパートタイム労働者が、健康診査等を受け医師等から指導を受けた場合は、その指導事項を守ることができるようするために次のことを認める。
- ① 作業の軽減
 - ② 勤務時間の短縮
 - ③ 休業

(育児休業)

- 第18条 育児のために休業することを希望するパートタイム労働者（日雇パートタイム労働者を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により、育児休業をすることができる。
- 2 配偶者がパートタイム労働者と同じ日から又はパートタイム労働者より先に育児休業をしている場合、パートタイム労働者は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。
- 3 次のいずれにも該当するパートタイム労働者は、子の1歳の誕生日から1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。
- (1) パートタイム労働者又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること
 - (2) 次のいずれかの事情があること
 - ① 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
 - ② パートタイム労働者の配偶者であつて育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
- 4 次のいずれにも該当するパートタイム労働者は、子の1歳6か月に達する日の翌日から2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月に達する日の翌日に限るものとする。
- (1) パートタイム労働者又は配偶者が原則として子の1歳6か月に達する日に育児休業をしていること
 - (2) 次のいずれかの事情があること
 - ① 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
 - ② パートタイム労働者の配偶者であつて育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
- 5 育児休業をすることを希望するパートタイム労働者は、原則として、育児休業を開始しようとする日の1か月前（第3項及び第4項に基づく休業の場合は、2週間前）までに、育児休業申出書を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。
- 6 育児休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

(介護休業)

- 第19条 要介護状態にある家族を介護するパートタイム労働者（日雇パートタイム労働者を除く）は、申出により、介護を必要とする家族1人につき、通算93日間までの範囲内で3回を上限として介護休業をすることができる。
- 2 要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
- 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
- 3 介護休業をすることを希望するパートタイム労働者は、原則として、介護休業を開始しようとする日の2週間前までに、介護休業申出書を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。
- 4 介護休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

(子の看護休暇)

- 第20条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するパートタイム労働者（日雇パートタイム労働者を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第13条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。
- 2 子の看護休暇は、半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。ただし、1日の所定労働時間が4時間以下であるパートタイム労働者は1日単位とする。

(介護休暇)

- 第21条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をするパートタイム労働者（日雇パートタイム労働者を除く）は、就業規則第13条に規定する年次有給休暇とは別に、対象家族が1人の場合は1年につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。
- 2 介護休暇は、半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。ただし、1日の所定労働時間が4時間以下であるパートタイム労働者は1日単位とする。

(所定外労働の制限)

- 第22条 3歳に満たない子を養育するパートタイム労働者（日雇パートタイム労働者を除く）が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護するパートタイム労働者（日雇パートタイム労働者を除く）が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

(時間外労働及び深夜業の制限)

- 第23条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するパートタイム労働者（日雇パートタイム労働者を除く）が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護するパートタイム労働者（日雇パートタイム労働者を除く）が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせること又は深夜（午後10時から午前5時までの間）に労働させることはない。

(育児・介護のための短時間勤務)

- 第24条 3歳に満たない子を養育するパートタイム労働者（日雇パートタイム労働者を除く）又は要介護状態にある家族を介護するパートタイム労働者（日雇パートタイム労働者を除く）は、申し出ることにより、1日の所定労働時間を6時間まで短縮する短時間勤務をすることができる。
- 2 育児のための短時間勤務をしようとする者は、1回につき1年以内（ただし、子が3歳に達するまで）の期間について、短縮を開始しようとする日（短縮開始予定日）及び短縮を終了しようとする日（短縮終了予定日）を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、短時間勤務申出書により人事担当者に申し出なければならない。

3 介護のための短時間勤務をしようとする者は、当該家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、短縮開始予定日及び短縮終了予定日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、人事担当者に申し出なければならない。

(法令との関係)

第25条 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限、育児短時間勤務並びに介護短時間勤務について、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

第6章 賃金

(賃金)

第26条 賃金は、次のとおりとする。

① 基本給 時間給とし、職務内容、成果、能力、経験等を考慮して各人別に決定する。

② 諸手当

通勤手当 通勤に要する実費を支給する。ただし、自転車や自動車などの交通用具を使用しているパートタイム労働者については、別に定めるところによる。

皆勤手当 当該賃金計算期間中の皆勤者に支給する。月額 ○円

所定時間外労働手当 第8条第1項の所定労働時間を超えて労働させたときは、次の算式により計算して支給する。

(1) 1か月60時間以下の時間外労働について

基本給×1.25×時間外労働時間数

皆勤手当÷1年を平均した月所定労働時間数×1.25×時間外労働時間数

(2) 1か月60時間を超える時間外労働について

基本給×1.50×時間外労働時間数

皆勤手当÷1年を平均した月所定労働時間数×1.50×時間外労働時間数

休日労働手当 第9条の所定休日に労働させたときは、次の算式により計算して支給する。

基本給×1.35×休日労働時間数

皆勤手当÷1年を平均した月所定労働時間数×1.35×休日労働時間数

深夜労働手当 午後10時から午前5時までの間に労働させたときは、次の算式により計算して支給する。

基本給×0.25×深夜労働時間数

皆勤手当÷1年を平均した月所定労働時間数×0.25×深夜労働時間数

(休暇等の賃金)

第27条 第13条第1項で定める年次有給休暇については、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

2 第15条で定める産前産後の休業期間については、有給（無給）とする。

3 第16条第1項で定める育児時間については、有給（無給）とする。

4 第16条第2項で定める生理日の休暇については、有給（無給）とする。

5 第17条第1項で定める時間内通院の時間については、有給（無給）とする。

6 第17条第2項で定める遅出、早退により就業しない時間については、有給（無給）とする。

7 第17条第3項で定める勤務中の休憩時間については、有給（無給）とする。

8 第17条第4項で定める勤務時間の短縮により就業しない時間及び休業の期間については、有給（無給）とする。

9 第18条で定める育児休業の期間については、有給（無給）とする。

10 第19条で定める介護休業の期間については、有給（無給）とする。

11 第20条で定める看護休暇の期間については、有給（無給）とする。

12 第21条で定める介護休暇の期間については、有給（無給）とする。

13 第23条で定める深夜業の免除により就業しない時間については、有給（無給）とする。

14 第24条で定める短時間勤務により就業しない時間については、有給（無給）とする。

(欠勤等の扱い)

第28条 欠勤、遅刻、早退、及び私用外出の時間数に対する賃金は支払わないものとする。この場合の時間数の計算は、分単位とする。

(賃金の支払い)

第29条 賃金は、前月○○日から当月○○日までの分について、当月○○日（支払日が休日に当たる場合はその前日）に通貨で直接その金額を本人に支払う。

2 次に掲げるものは賃金から控除するものとする。

① 源泉所得税

② 住民税

③ 雇用保険及び社会保険の被保険者については、その保険料の被保険者の負担分

④ その他、従業員の過半数を代表する者との書面による協定により控除することとしたもの

(昇給)

第30条 1年以上勤続し、成績の優秀なパートタイム労働者については、その勤務成績、職務遂行能力等を考慮し昇給を行う。

2 昇給は、原則として年1回とし、○月に実施する。

(賞与)

第31条 毎年○月○日及び○月○日に在籍し、○カ月以上勤続したパートタイム労働者に対しては、その勤務成績、職務内容等を考慮し賞与を支給する。

2 賞与は、原則として年2回、○月○日及び○月○日（支払日が休日に当たる場合はその前日）に支給する。

3 支給額及び支給基準は、その期の会社の業績を考慮してその都度定める。

(退職金)

第32条 勤続〇年以上のパートタイム労働者が退職し、又は解雇されたときは、退職金を支給する。ただし第49条第2項により懲戒解雇された場合は、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

(退職金額等)

第33条 退職金は、退職又は解雇時の基本給に勤続年数に応じて定めた別表（略）の支給率を乗じて計算した金額とする。

2 退職金は、支給事由の生じた日から〇カ月以内に退職したパートタイム労働者（死亡した場合はその遺族）に支払う。

第7章 退職、雇止め及び解雇

(退職)

第34条 パートタイム労働者が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- ① 労働契約に期間の定めがあり、かつ、労働条件通知書にその契約の更新がない旨あらかじめ示されている場合は、その期間が満了したとき
 - ② 本人の都合により退職を申し出て会社が認めた時、又は退職の申し出をしてから14日を経過したとき
 - ③ 本人が死亡したとき
- 2 パートタイム労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合はその理由を含む。）について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

(雇止め)

第35条 労働契約に期間の定めがあり、労働条件通知書にその契約を更新する場合がある旨をあらかじめ明示していたパートタイム労働者の労働契約を更新しない場合には、少なくとも契約が満了する日の30日前までに予告する。

2 前項の場合において、当該パートタイム労働者が、雇止めの予告後に雇止めの理由について証明書を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。雇止めの後においても同様とする。

(解雇)

第36条 パートタイム労働者が、次のいずれかに該当するときは解雇する。この場合において、少なくとも30日前に予告をするか又は予告に代えて平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。

- ① 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められたとき
 - ② 業務上の負傷又は疾病による療養の開始後3年を経過しても当該負傷又は疾病が治らない場合であって、パートタイム労働者が傷病補償年金を受けているとき又は受けたこととなったとき（会社が打切り補償を支払ったときを含む。）
 - ③ 身体又は精神に障害がある場合で、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められたとき
 - ④ 事業の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となったとき又は事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき
 - ⑤ その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき
- 2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮する。
- 3 パートタイム労働者が、解雇の予告がされた日から退職の日までの間に当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

第8章 福利厚生等

(福利厚生)

第37条 会社は、福利厚生施設の利用等福利厚生については、社員と同様の取り扱いをする。

(雇用保険等)

第38条 会社は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の被保険者に該当するパートタイム労働者については、必要な手続きをとる。

(教育訓練の実施)

第39条 会社は、社員に実施する教育訓練で当該社員が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するものについては、職務内容が同一のパートタイム労働者に対して、社員と同様に実施する。

2 会社は、前項のほか、パートタイム労働者の職務内容、成果、能力、経験等に応じ教育訓練を実施する。

第9章 安全衛生及び災害補償

(安全衛生の確保)

第40条 会社は、パートタイム労働者の作業環境の改善を図り安全衛生教育、健康診断の実施その他必要な措置を講ずる。

2 パートタイム労働者は、安全衛生に関する法令、規則並びに会社の指示を守り、会社と協力して労働災害の防止に努めなければならない。

(健康診断)

第41条 引き続き1年以上（労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する者については6カ月以上）使用され、又は使用することが予定されているパートタイム労働者に対しては、採用の際及び毎年定期に健康診断を行う。

2 有害な業務に従事するパートタイム労働者に対しては、特殊健康診断を行う。

(安全衛生教育)

第42条 パートタイム労働者に対し、採用の際及び配置換え等により作業内容を変更した際には、必要な安全衛生教育を行う。

(災害補償)

第43条 パートタイム労働者が業務上の事由若しくは通勤により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、労働者災害補償保険法に定める保険給付を受けるものとする。

2 パートタイム労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり療養のため休業する場合の最初の3日間については、会社は平均賃金の60%の休業補償を行う。

第10章 社員への転換

(社員への転換)

第44条 1年以上勤続し、社員への転換を希望するパートタイム労働者については、次の要件を満たす場合、社員として採用し、労働契約を締結するものとする。

- ① 1日8時間、1週40時間の勤務ができること
 - ② 所属長の推薦があること
 - ③ 面接試験に合格したこと
- 2 前項の場合において、会社は当該パートタイム労働者に対して必要な教育訓練を行う。
- 3 年次有給休暇の付与日数の算定及び退職金の算定において、パートタイム労働者としての勤続年数を通算する。
- 4 転換時期は毎年4月1日とする。

第11章 無期労働契約への転換

(無期労働契約への転換)

- 第45条 期間の定めのある労働契約で雇用するパートタイム労働者のうち、通算契約期間が5年を超える者は、別に定める様式で申し込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。
- 2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月以上ある社員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。
- 3 この規則に定める労働条件は、第1項の規定により期間の定めのない労働契約での雇用に転換した後も引き続き適用する。ただし、無期労働契約へ転換した従業員に係る定年は、満〇歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。

第12章 表彰及び懲戒

(表彰)

第46条 パートタイム労働者が次の各号のいずれかに該当するときは表彰をする。

- ① 永年勤続し、勤務成績が優れているとき（永年勤続は〇年、〇年、〇年とする）
- ② 勤務成績が優れ、業務に関連して有益な改良、改善、提案等を行い、業績の向上に貢献したとき
- ③ 重大な事故、災害を未然に防止し、又は事故災害等の非常の際に適切な行動により災害の拡大を防ぐ等特別の功労があったとき
- ④ 人命救助その他社会的に功績があり、会社の名誉を高めたとき
- ⑤ その他前各号に準ずる行為で、他の従業員の模範となり、又は会社の名誉信用を高めたとき

(表彰の種類)

第47条 表彰は、表彰状を授与し、あわせて表彰の内容により賞品もしくは賞金の授与、特別昇給又は特別休暇を付与する。

- 2 表彰は、個人又はグループを対象に、原則として会社創立記念日に行う。

(懲戒の種類)

第48条 会社は、その情状に応じ次の区分により懲戒を行う。

- ① けん責 始末書を提出させ将来を戒める。
- ② 減給 始末書を提出させ減給する。ただし、減給は、1回の額が平均賃金の1日分の5割（2分の1）を超え、総額が1賃金支払期間における賃金の1割（10分の1）を超えることはない。
- ③ 出勤停止 始末書を提出させるほか、〇日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。
- ④ 懲戒解雇 即時に解雇する。

(懲戒の事由)

第49条 パートタイム労働者が次のいずれかに該当するときは、けん責、減給又は出勤停止とする。

- ① 正当な理由なく無断欠勤〇日以上に及ぶとき
 - ② 正当な理由なくしづしづ欠勤、遅刻、早退をするなど勤務に熱心でないとき
 - ③ 過失により会社に損害を与えたとき
 - ④ 素行不良で会社内の秩序又は風紀を乱したとき
 - ⑤ 会社内において、性的な言動によって他人に不快な思いをさせたり、職場の環境を悪くしたとき
 - ⑥ 会社内において、性的な関心を示したり、性的な行為をしかけたりして、他の従業員の業務に支障を与えたとき
 - ⑦ 会社内において、妊娠、出産、育児休業・介護休業に関する言動により、部下や同僚の就業環境を害したとき
 - ⑧ その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があったとき
- 2 パートタイム労働者が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。
- ① 正当な理由なく無断欠勤〇日以上に及び、出勤の督促に応じないとき
 - ② 正当な理由なく欠勤、遅刻、早退を繰り返し、〇回にわたって注意を受けても改めないとき
 - ③ 会社内における窃取、横領、傷害等刑法犯に該当する行為があったとき、又はこれらの行為が会社外で行われた場合であっても、それが著しく会社の名誉若しくは信用を傷つけたとき
 - ④ 故意又は重大な過失により会社に損害を与えたとき
 - ⑤ 素行不良で著しく会社内の秩序又は風紀を乱したとき
 - ⑥ 職責を利用して交際を強要したり、性的な関係を強要したとき
 - ⑦ 前項⑦における行為が、再度に及んだ者又はその情状が悪質と認められたとき
 - ⑧ 重大な経歴詐称があったとしたとき
 - ⑨ その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があったとき

附則

この規則は、〇年〇月〇日から実施する。

X. パートタイム労働に関するご相談は

内容	相談先
①パートタイム労働法及びパートタイム・有期雇用労働法に関する相談 ☆男女雇用機会均等法（セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスマント、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、母性健康管理措置を含む）、育児・介護休業法に関する相談も受け付けています	都道府県労働局雇用環境・均等部（室） (連絡先は次ページ参照)
②求人又は求職を申し込む場合	ハローワーク（公共職業安定所）
③雇用保険について	ハローワーク（公共職業安定所）
④賃金・労働時間などの労働条件、労災保険について	労働基準監督署
⑤技能を身につけたいとき	ハローワーク（公共職業安定所） 職業能力開発校 職業能力開発促進センター
⑥パートタイム労働法第23条に規定する紛争以外の個別労働関係紛争に関する相談	都道府県労働局雇用環境・均等部（室） 総合労働相談コーナー
⑦労使関係、労働福祉に関する相談	都道府県労政主管課、労働福祉課など (又はその出先機関)
⑧キャリアアップ助成金について	都道府県労働局職業安定部 ハローワーク（公共職業安定所）
⑨ジョブ・カード制度の雇用型訓練（キャリア・アップ型）について	地域ジョブ・カード（サポート）センター
⑩中小企業退職金共済制度について	独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 Tel: 03-6907-1234
⑪健康保険、厚生年金保険について	年金事務所 (又は企業の健康保険組合、厚生年金基金)
⑫国民健康保険について	居住する市町村
⑬国民年金について	年金事務所
⑭所得税について	国税局税務相談室、税務署
⑮地方税について	居住する市町村、県税事務所など

**パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは、
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ**

☆がある労働局は雇用環境・均等部、それ以外の局は雇用環境・均等室です。

労働局名	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道☆	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎9階
青森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階
岩手	019-604-3010	019-652-7782	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階
宮城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階
秋田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4階
山形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階
福島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1-46 5階
茨城	029-277-8295	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎6階
栃木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階
群馬	027-896-4739	027-896-2227	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階
埼玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アキス・タワー 16階
千葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎
東京☆	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川☆	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階
新潟	025-288-3511	025-288-3518	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階
富山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階
石川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階
福井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階
山梨	055-225-2851	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1-11 4階
長野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎4階
岐阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎4階
静岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階
愛知☆	052-857-0312	052-857-0400	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館2階
三重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎2階
滋賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0806	大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4階
京都	075-241-3212	075-241-3222	604-0846	京都市中京区西ノ京通御池上ル金吹町451 1階
大阪☆	06-6941-8940	06-6949-6486	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階
兵庫☆	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー 15階
奈良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階
鳥取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9 2階
島根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
岡山	086-225-2017	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
広島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5階
山口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階
徳島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館2階
愛媛	089-935-5222	089-935-5210	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階
高知	088-885-6041	088-885-6042	781-9548	高知市南金田1番39号 4階
福岡☆	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階
佐賀	0952-32-7167	0952-32-7159	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎3階
長崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階
熊本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階
大分	097-532-4025	097-573-8666	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階
宮崎	0985-38-8821	0985-38-5028	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階
鹿児島	099-223-8239	099-223-8235	892-8535	鹿児島市山下町13番21号鹿児島合同庁舎2階
沖縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階